資料２

立川市緑の基本計画

令和７（2025）年度～令和 16（2034）年度

－ 素案（案） －

令和６（2025）年

立川市

目　次

第１章　計画の基本的事項 1

第１節　緑の基本計画とは 1

第２節　計画が対象とする緑 3

第２章　計画を取り巻く状況 7

第１節　社会動向及び上位関連計画 7

第２節　緑の現況 19

第３節　緑についての市民意識 39

第４節　計画改定の視点 54

第３章　計画の将来像と目標 67

第１節　緑の将来像 67

第２節　基本方針 68

第３節　計画の目標 69

第４節　緑の配置方針 71

第４章　緑地の保全及び緑化の推進のための施策 72

第１節　施策体系 72

第２節　施策の内容 74

第５章　地域別の方針 92

第１節　地域区分 92

第２節　各地域の方針 93

第６章　緑化重点地区の計画 104

第１節　緑化重点地区の指定 104

第２節　各緑化重点地区の方針 105

第７章　推進体制及び進行管理 110

第１節　推進体制 110

第２節　進行管理 110

参考資料 112

第１章　計画の基本的事項

第１節　緑の基本計画とは

１．改定の趣旨

立川市は、昭和 48（1973）年に「立川市オープンスペース基本計画」を、平成２（1990）年に「立川市みどりの基本計画策定」を策定するなど、緑の基本計画が法制化される以前から公園緑地政策を取り巻く変化に伴い、市内の自然環境や郷土景観を守り伝えるとともに、新たな緑を創出する取組を進めてきました。前計画である「立川市緑の基本計画」（令和 2（2020）年） では、平成 27 年度から令和６年度までの 10 年間を計画期間とし策定された「立川市第 4 次長期総合計画」にて定められたまちづくりの将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現に向けて、市民とともに諸施策を展開してきました。

この間、立川市の人口は、社会増が自然減を上回っていることもあり、増加を続けて推移しています。また、JR 立川駅周辺は大型商業施設が集積し、国や東京都の行政機関が立地するなど、JR 線と多摩都市モノレールによる交通利便性ともあいまって、業務核都市として発展を続け今日に至りました。

令和の時代となり、立川市を取り巻く社会潮流は大きく変化しつつあります。地球規模での環境問題の深刻化、自然災害の頻発化・激甚化、さらに今後約５年後には人口減少局面が到来し、まちづくりの担い手の不足や、歴史・文化の継承やコミュニティの形成などが困難になることが想定されます。

このような困難の中、市民や地域団体、事業者など多様な主体がこれまで以上に連携協力することで、持続可能で活力ある地域社会を構築することが喫緊の課題となっています。また、国は、「グリーンインフラ推進戦略 2023」（令和５（2023）年、国土交通省）を策定し、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの取組の重要性を示した上で、生物多様性の保全やゼロカーボンシティの実現等においても、緑地の保全、緑化の推進を重要視しています。

このような背景から、立川市は新たな市政運営の指針として令和７年度から10年間を計画期間として市の最上位計画となる第５次長期総合計画を策定し、同基本構想が定める「未来ビジョン『魅力咲きほこり　つどい華やぐまち立川～新風を吹込み　美風を守る～』」の実現に向けて取組を展開しています。

「未来ビジョン」の実現に向けて、新たな緑のまちづくりの将来像とその実現のための取組を定め、市民や事業者等、緑に関わる多様な主体の参加・連携を積極的に進めるために、今回「立川市緑の基本計画」を改定しました。

２．緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第４条により「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する事項」を国が定める基本的方針に基づくとともに都の定める広域計画を勘案して、市町村が定めることができる「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

基本計画で定める事項は、(1)緑地の保全及び緑化の目標、(2)緑地の配置・保全・推進の方針、(3)緑地の保全及び緑化の推進の施策、(4)公園の整備・管理に関することとされています。

３．計画の位置づけ

本計画は「立川市第５次長期総合計画」に即し、「立川市都市計画マスタープラン」に適合するものです。他に「立川市環境基本計画」、「立川市景観計画」などの立川市の各分野の個別計画、また東京都の関連計画とも整合を図りつつ、緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備・管理運営、緑に関する市民協働などの取組を進めます。

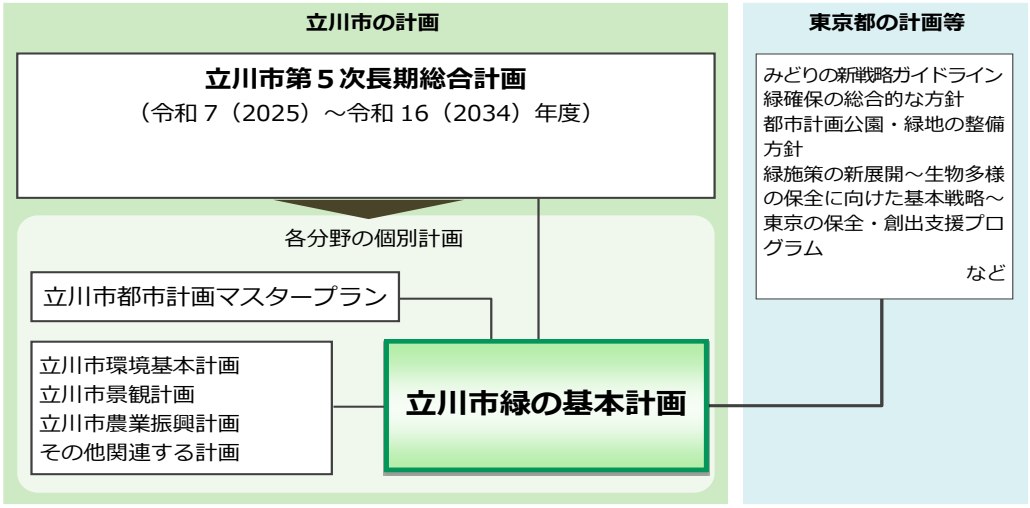

図1－1　計画の位置づけ

４．計画対象区域

対象区域は立川市全域とします。

５．計画期間

計画期間は、本計画が「立川市第５次長期総合計画」の実施計画という位置づけから、「立川市第５次長期総合計画」および「立川市都市計画マスタープラン」の計画期間と同じく令和７（2025）年度から令和 16（2034）年度までとします。

第２節　計画が対象とする緑

１．計画が対象とする緑

都市緑地法第３条第１項では、「緑地」を樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものと定義づけています。

本計画における「緑」は、都市緑地法における「緑地※」の定義を次のように細分化し、計画の対象とします。

・樹林地：崖線上の斜面林、雑木林、社寺林、屋敷林等を含む。
・草地　：芝地を含む。
・水辺地：河川、用水・分水、池沼、湿地、湧水地等を含む。
・公共施設・民間施設・住宅の庭先等で緑に被われている空間を良好な自然的環境を形成しているものに含む。
・緑に被われていないものの永続性、公開性の高いオープンスペース（公園、広場、グラウンド等のうち、緑に被われていない部分）を緑地と一体となって良好な自然的環境を形成しているものに含む。

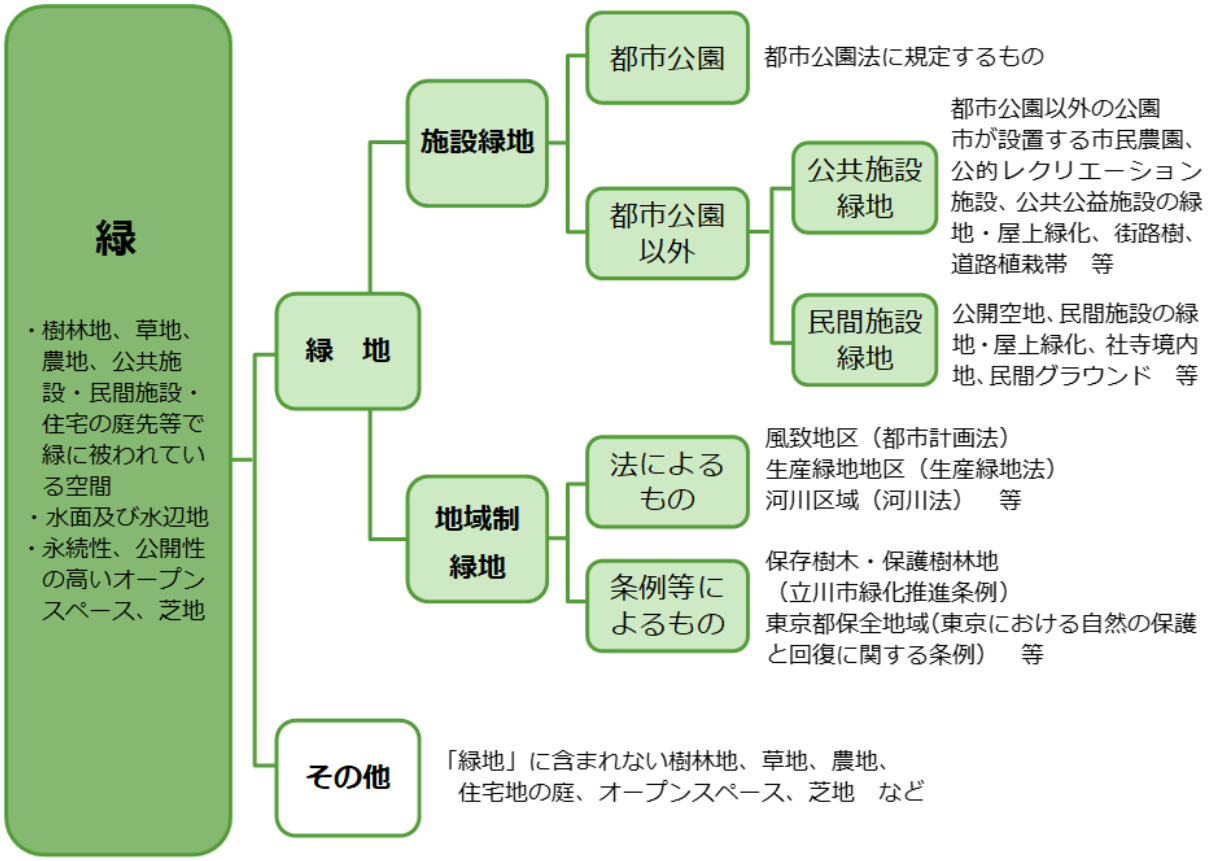

図1－2　計画が対象とする緑

※都市緑地法第３条第１項による定義

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

（補足）従来、都市緑地法における「緑地」の定義に、農地は原則として含まれないとされてきましたが、平成 29（2017）年６月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）により、「農地であるものを含む」ことが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象に位置付けられました。

２．緑が有する多様な機能

国が定める基本方針では、都市における緑地は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成などグリーンインフラとして多様な機能を有しているとされ、住民が健康で文化的な生活をするうえで不可欠な基盤であるとされています。

急激な気候変動や生物多様性の損失といった深刻な課題に世界中が直面する中、本市においても、社会的な課題の解決に向けて、緑がもつ多様な機能を発揮させる取組を展開し、都市の持続可能性を高めることが重要です。

表1－1 持続可能な都市の形成に向けて求められる緑の機能

社会的ニーズ	緑地に求められる機能の例	写真
安全・安心	レジリエント（災害等の危機を乗り越えることができる）な都市形成 気象災害低減 災害時の緩衝帯 避難地・避難路、復旧活動拠点の場 相互扶助意識の醸成	写真：○○
健康・福祉	環境負荷低減による快適な居住環境の形成 緑の景観形成によるストレス軽減等の心理的な効果 自然体験、運動による心身の健康維持・増進 免疫力向上など生理的な効果の提供	写真：○○
地域 コミュニティ	永続性のある居住環境の形成 地域の風景、文化の形成 歴史を継承する環境の形成 郷土愛の醸成 ソーシャルキャピタル（人々の相互関係や結びつき）の醸成 歴史・文化の学習の場	写真：○○
経済・活力	土地の生産性の確保 土地不動産の維持、向上 国際化に向けたオフィス、観光地の拠点形成 就労や生きがいの場の創出 賑わいの創出、地域の魅力形成による地域経済の維持、活性 健康維持による医療費削減	写真：○○
共生・循環	生物多様性 雨水浸透・貯留による水循環 環境負荷低減（騒音、大気汚染、ヒートアイランド等の緩和） ＣＯ２吸収 バイオマス供給 環境教育、自然との触れ合いによる自然観の醸成	写真：○○

出典）「国総研資料　第 914 号　これからの社会を支える都市緑地計画の展望」
図表-1．19 環境面・社会面・経済面の持続可能性の実現に向けて求められる緑の機能（国土交通省　国土技術政策総合研究所）（2016 年６月）

第２章　計画を取り巻く状況

第１節　社会動向及び上位関連計画

１．市の概況

（１）本市の位置、広域的な本市の位置づけ

立川市は、東京都のほぼ中央、都心より西方約 30km に位置し、市域面積は 24.36Km^{2}です。多摩地域の中心部で昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接しています。

図2－1　立川市の位置

立川市は、東京圏における超過密問題の解決を目的として、国により「業務核都市」に指定されています。また、東京都の都市計画区域マスタープランでは高度な都市機能の集積を図る拠点として「中核的な拠点」に位置づけられています。

東京都は、立川市を多摩地域の核都市と位置づけ、商業や業務などの集積が図られると共に、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。

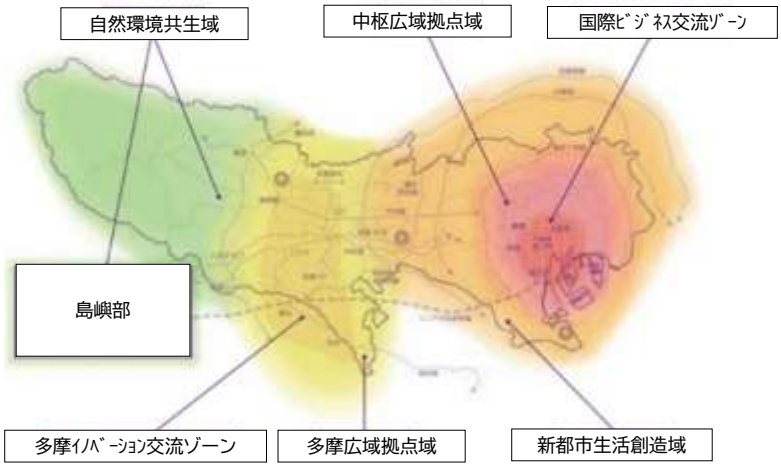

図2－2　多摩広域拠点域

出典）都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年（2017 年）

首都圏の都市環境インフラグランドデザインは、「保全すべき自然環境」として定める狭山丘陵ゾーンと多摩川を結ぶ「水と緑の重点形成軸」を立川市域において南北に定めています。

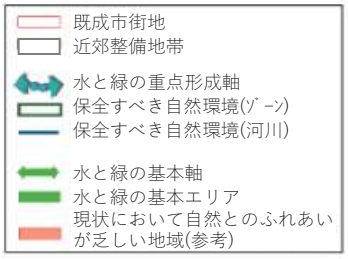

図2―3　首都圏の都市環境インフラの将来像

出典）「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」
（平成 16 年（2004 年）　自然環境の総点検等に関する協議会）

（２）地形

地形は概ね平坦で、北側の台地から南方になだらかに下り、多摩川沿いの低地に至ります。また、市域の北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水が東西に流れています。台地の端部には多摩川に沿って青梅付近から狛江市まで続く立川崖線や、国分寺崖線が形成されています。

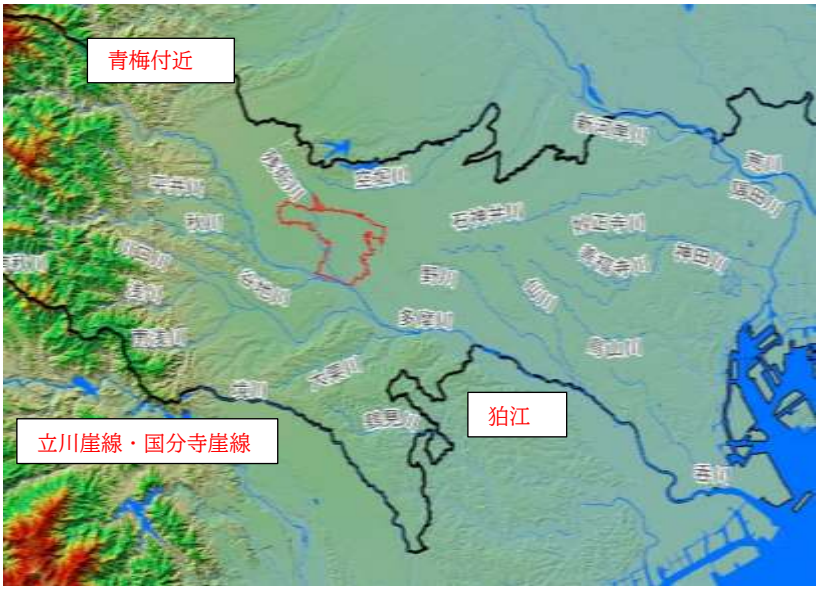

図2－4　立川市の地形

（３）区域区分、土地利用

立川市は市域全域を都市計画区域に指定しており、そのうち立川基地跡地、西砂町周辺を市街化調整区域に指定しています。

本市の土地利用は、宅地が少しずつ増加しています。前計画策定時の令和２（2020）年１月１日の値から、宅地が 0.44 ポイント増加した一方で、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等を背景に田・畑が 0.02 ポイント減少しています。

図2－5　区域区分

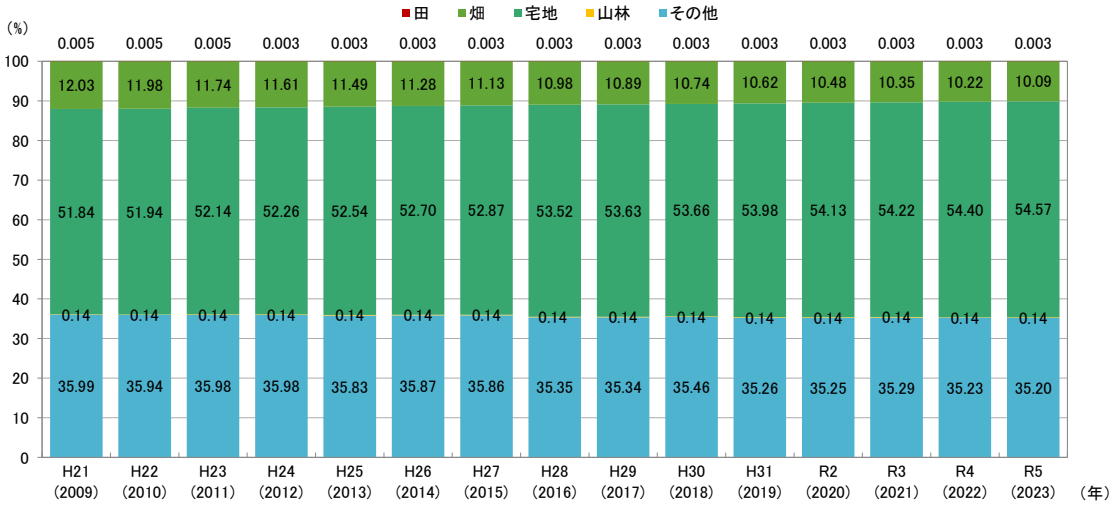

図2－6　地目別土地面積構成比の推移

出典）立川市統計年報

（４）人口

令和７年２月１日現在の総人口は 186,154 人（97,663 世帯）で、計画期間中の令和 10 年にピークを迎えその後減少が見込まれています。

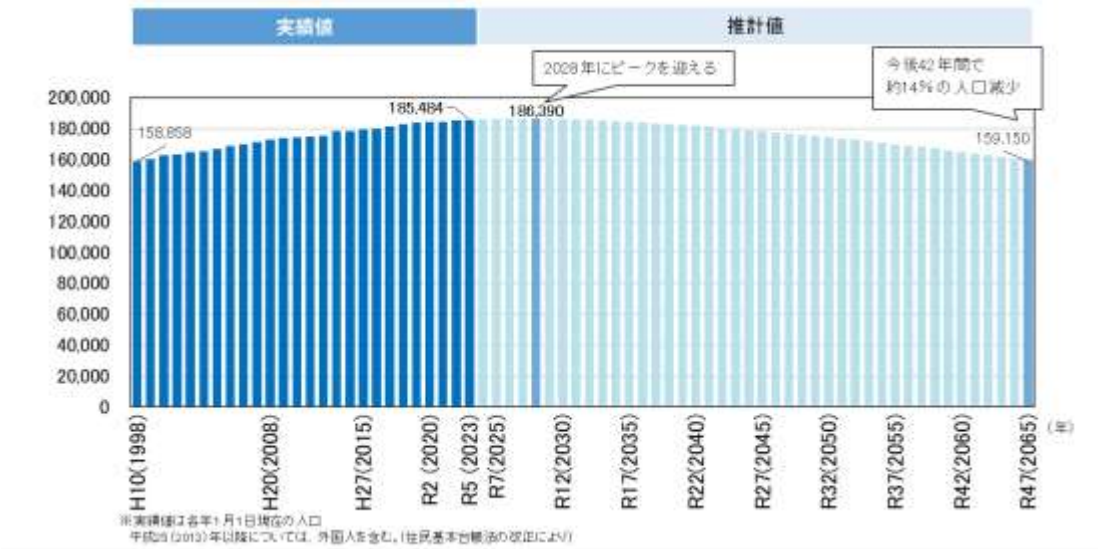

図2－7　総人口の推移及び将来見通し

２．市を取り巻く社会の動向

（１）地球規模での環境問題の深刻化

近年、地球規模での人口増加、経済規模拡大の中、人間活動に伴う地球環境への負荷が増大、地球温暖化、生物多様性の損失などの環境問題が表面化しています。地球温暖化の問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であり、その対策は人類共通の喫緊の課題でもあります。

温室効果ガスの排出量削減に向けて、環境負荷の少ない都市活動への転換を図る必要があります。ヒートアイランド現象は、都市活動に伴う排熱等の影響によるものであり、都市部においては都市機能の集積を図りながらも、エネルギー消費の低減の促進が必要です。

（２）自然災害の頻発化、激甚化

近年、全国的に自然災害が頻発化・激甚化しています。本市は、武蔵野台地の上に位置しており、地盤が比較的強固なため、地震や洪水などの自然災害に対する耐性が高いと考えられてきました。

しかし、局地的な豪雨や台風、切迫する首都直下地震等による被害への懸念は高まっており、子どもから高齢者まで安全・安心に暮らせる社会づくりに向けて、また、「業務核都市」、「多摩の核都市」として、災害に強いまちづくりの推進が一層重要です。

（３）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

ＳＤＧｓは、「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」と訳され、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 国際社会共通の目標です。

本市は、立川市 SDGs 推進委員会を設置し、SDGs の実現に取組んでいます。

（４）生物多様性の確保

環境省は令和５（2023）年３月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しました。同戦略は、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現を目指すものです。

本市の環境基本計画では、貴重な貴重な種や在来の生きものの生息環境の保全、外来生物対策を進め、身近に自然環境とふれあえる場や機会を増やし、生物多様性の大切さを市民に広く周知し、みんなで守っていく機運を高める必要があるとしています。

（５）カーボンニュートラル

近年の自然災害の多発など気候変動による影響が深刻となる中、国は、パリ協定の目標（世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ２℃より十分低く保つと共に、1.5℃に抑える努力を継続する）等を受け、令和２（2020）年 10 月に「カーボンニュートラル」を宣言しました。以降、法改正をはじめ脱炭素社会の実現に向けた動きを加速しています。

本市の環境基本計画においても、地球温暖化対策の強化を図り、具体的な取組を示していく必要があるとしています。

（６）都市緑地法等の改正に伴う新たな制度

気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待が高まっており、国は貴重な都市緑地の積極的な保全・更新に向けて、機能維持増進事業等を整備しました。

緑と調和した都市環境整備への民間投資を呼び込むため、民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設を現在検討しています。

また、緑の基本計画改定に際しては都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第３条の２第１項の規定に基づき国が策定した「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」に基づく必要があります。

（７）グリーンインフラ

国土交通省は令和５（2023）年９月にグリーンインフラ推進戦略 2023 を策定し、グリーンインフラを社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものとしています。

また、令和５（2023）年 10 月には多様な地域主体に向け、グリーンインフラの基本的な考え方や主な取組、まちづくり・公園・道路・河川・港湾・海岸などの様々な場面における実践のポイントを解説する「グリーンインフラ実践ガイド」を公表しました。

グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題として、2030 年ネイチャーポジティブの実現、気候変動対策、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり、交流・コミュニティ形成、健康増進、自然環境を生かした地域活性化・観光振興を挙げています。

（８）都市公園新時代

国土交通省は今後の都市公園における取組の方向性を検討するため、令和４(2022)年に「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」の提言をまとめました。

新時代の都市公園は、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められているとし、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきとしています。

３．上位・関連計画の動向

（１）立川市第５次長期総合計画（令和７年度策定予定）

第５次長期総合計画未来ビジョンとして「魅力咲きほこり、みどり華やぐまち立川～新風を吹き込み美風を守る～」と定め、未来ビジョンの根底に流れる４つの基本理念として以下の４つを掲げています。

・やさしさにあふれる（多様性・包摂性）
・共に創り出す（連携・協働）
・時代に挑む（主体性・独自性）
・次代に引き継ぐ（発展・継承）

また、未来ビジョンの実現に向けて、３つのまちづくりコンセプトを設定し、各政策を進めています。

・くらしに安全とやすらぎを。誰もがやさしさと成長を実感できるまちづ

くり。
・ひともまちも挑戦し続ける。集いとつながりにより新しい価値を創造する魅力あふれるまちづくり。
・連携と改革により時代を切り拓く。市民に寄り添い、市民とともに未来へ紡ぐまちづくり。

（２）立川市都市計画マスタープラン（令和７年度策定予定）

「人々が交流し、様々な価値がうまれる活力あるまち」を基本理念として、次の３つのまちづくりの目標を定めています。

・都市機能集積を生かした持続可能なまちづくり
・人々が集まり交流する魅力あるまちづくり
・住み慣れた地域で安全で安心な生活を送ることのできるまちづくり

将来都市構造のうち「水と緑のネットワークの形成」において、緑の拠点として国営昭和記念公園と立川公園、多摩川緑地、緑のサブ拠点として富士見公園、砂川公園や川越道緑地等の大規模な公園・緑地を定めます。また、緑の骨格軸として、玉川上水や残堀川、多摩川周辺、立川崖線、主要地方道７号杉並あきる野線(五日市街道)、栄緑地を定めます。

図２－８　将来都市構造図

（３）立川市第３次環境基本計画（令和７年度策定予定）

目指すべき環境像を「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」と定め、５つの分野ごとに将来イメージの実現に向けた取り組みを進めることとしています。

「脱炭素社会の実現」の将来イメージは次のとおりです。

家庭や事業所においてデコ活が定着し、脱炭素に貢献する行動の実践が当たり前となっており、脱炭素に向けたあらゆる取組を将来の世代へつなぐ体制が整いつつあります。住宅や事務所、公共施設といった建物は断熱や高効率設備の導入が進展しており、地域で使用される電気の多くが再生可能エネルギーや蓄電池で賄われ、電気の地産地消も進んでいます。

また、歩行者や自転車も通行しやすい道路には、災害時の電源としても活用可能な次世代自動車が行きかっています。

さらに、気候変動リスクへの備えも進められており、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や熱中症にかかる危険が少ないまちになっています。

気候変動対策としての「緩和」と「適応」が両輪となって市民の豊かな生活に大きく寄与しており、市域から排出される二酸化炭素といった温室効果ガスや市内のエネルギー消費量は大きく減少し、2050 年カーボンニュートラルを見据えた脱炭素社会が実現しつつあります。

「自然共生社会の実現」の将来イメージは次のとおりです。

樹林地や水辺などの自然空間が市民、事業者との協働で手入れされ、多様な動植物が生息・生育できる質の高い自然環境が維持されるとともに、自然観察会の開催が活発になっています。また、地産地消の推進や都市農業としての特性を活かした地域交流などにより、農地が維持されています。まちなかでは、住宅の庭や事業所の敷地に四季折々の花やみどりが増え、季節の移ろいや緑の豊かさを実感できるまちになっています。

このような緑に雨水が浸透して水が健全に循環しており、大雨などによる浸水被害が減少しています。

身近に自然とふれあえる機会や場が増えたことから、水辺を散策したり、公園の木陰で過ごす市民が増えるなど、水と緑に市民が集まるまちになっています。

同時に、私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのうえに成り立っていることへの理解が深まり、市民、事業者一人ひとりが暮らしや仕事の中で生物多様性の大切さを意識した行動を実践する自然共生社会が実現しつつあります。

「環境施策の基盤づくり」の将来イメージは次のとおりです。

市民一人ひとりが環境に関することを自分事として捉え、家庭や学校、職場など様々な場面で環境問題について考え、学び、自主的かつ積極的に環境行動を実践できるまちに近づいています。講座やワークショップ、自然観察会など、多様な環境学習の場が市内に広がっており、世代や居住地域に関わらず十分な機会が提供されています。

協働に取り組む環境ボランティアや未来を担う子どもたちの環境行動を契機に、市民や事業者の間にも環境行動の担い手となったり、環境行動を支援したりする機運が高まっています。

また、市民、事業者、環境ボランティア、市などによる環境行動のネットワークや環境関連情報を共有する仕組みが構築されており、効果的・先進的な取組を市内に普及させることにもつながっています。

生活の場、働く場としての立川を、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、市民、事業者、環境ボランティア、市の協働による環境施策の基盤が整いつつあります。

（４）立川市景観計画（平成 30（2018）年４月）

景観形成のテーマとして「活力ある都市と豊かな緑が 心地よくつながる魅力的な景観をつくります」と定め、下図に示す区域ごと、景観形成の方針・基準を定めています。

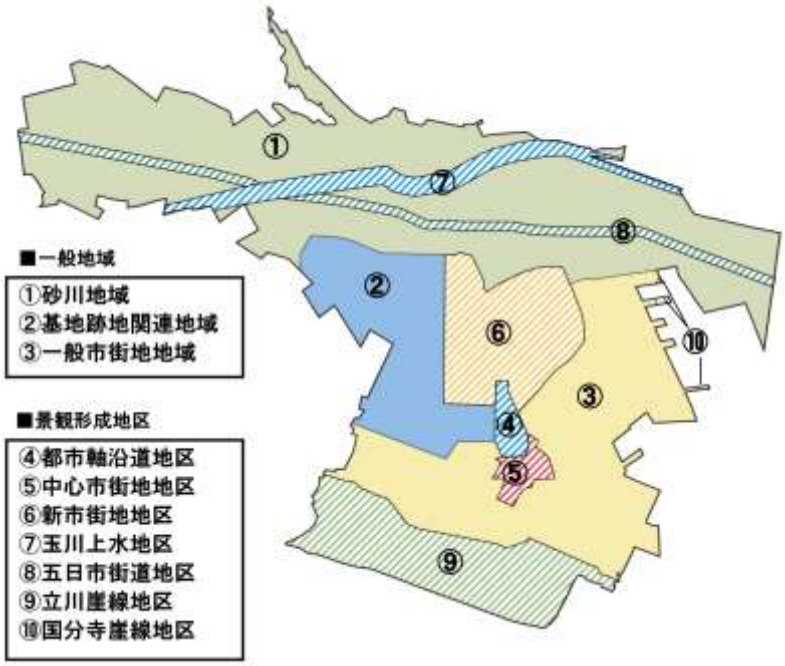

図2－9　一般地域、景観形成地区

（５）立川市地域防災計画（令和６（2024）年４月）

「防災・減災計画」において、大規模災害により一次避難所、二次避難所が不足する場合は、オープンスペースである市内公園を使用することとされています。オープンスペースの整備として、市内の公園等を災害時における避難の際の集合場所と定め、安否確認や救援・救助活動などを行う地域の防災拠点として位置づけ、防災面に配慮した整備を進めるとともに、災害廃棄物等の仮置き場、建設型応急住宅の建設場所等としての活用を検討するものとされています。

土砂災害防止法に基づく東京都の調査により、市内の 26 か所が、崖崩れ（急傾斜地の崩壊）のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち 22 か所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。この中で、崖線の強度調査に取り組む必要があるとされています。

延焼遮断帯となる都市計画道路や防災拠点となる公園を整備し、街路樹や生垣などによる緑のネットワークの形成が必要とされています。

延焼遮断帯、防災拠点となる公園整備、街路樹や生垣などによる緑のネットワークの形成、公園面的整備、市民・地域の協力による計画的な推進を定める。

（６）立川市宅地開発等まちづくり指導要綱（2024 年度版）

この要綱により、開発等を行う事業者及び市民と市が協調し、環境にも配慮した住みよい快適なまちづくりを進めるため、公共施設等の整備について事業者及び市民に協力を要請して、緑化及び水循環の推進並びに安全かつ利便性のある生活空間を創出し、もって優良な生活環境の整備を図っています。

このなかで、総合治水対策として、事業者は、降雨による水害を防止し、又は軽減し、安全な生活環境を確保するため、総合的な治水対策の一環として、雨水貯留施設等を整備するものとしています。

また、緑化や接道部緑化の推進として、事業者は、事業区域に現存する樹木の保存に努めるとともに、環境や景観に配慮して、事業区域の緑化の推進を図るものとしています。

（７）立川市下水道総合計画（第３回改定）（令和７年度改定予定）

基本理念を「やすらぎと快適な生活環境を支える下水道　快適な生活環境が持続でき災害に強い下水道を市民とともに目指します」と定め、以下の３つの基本方針を掲げています。

１．良好な生活環境づくり…誰もが衛生的で快適に暮らせる環境づくり

２．安全・安心な暮らし…市民の生命と財産を自然災害から守る

３．安定した下水道経営…次世代に引き継ぐ健全な経営基盤の構築

下水道事業では、「良好な生活環境づくり」の方針の中で、単独処理区を令和５(2023)年度から流域下水道に編入しています。このことにより、立川公園根川緑道のせせらぎの原水として利用していた再生水は、供給停止となりました。

また、「安全・安心な暮らし」の方針の中で、豪雨による浸水被害を軽減するために、雨水の流出を抑制する貯留浸透施設の設置を推進するとしています。

（８）立川市第６次農業振興計画（令和７年度改定予定）

次期計画の方向性を「みんなで立川農業を未来につなげていきます。」と定め、以下の３つの基本目標を掲げています。

１．立川農業の多様性を活かし、経営力を強化する
２．立川印を活用して、立川農業の魅力を発信する
３．都市農地を保全するとともに、多面的機能を周知啓発する

（９）立川市 第４次観光振興計画（令和７年度改定予定）

次期計画の方向性を「なんどでも　次の　“好き”が見つかるまち　立川」と将来像定め、以下の６つの戦略を掲げています。

１．立川をみつける
２．立川をつなぐ
３．立川をつくる
４．立川をしらせる
５．立川をささえる
６．立川をひろげる

（１０）立川市第３次スポーツ推進計画（令和７年度改定予定）

次期計画の方向性として「誰もがスポーツでワクワク！みんなの“わ”が広がり笑顔あふれるまち立川」と基本理念を定め、以下の４つの基本方針を掲げています。

１．誰もがスポーツを楽しむ機会の創出
２．交流と連携によるスポーツ文化の形成
３．スポーツ環境の充実
４．スポーツ施設の整備・マネジメント

（１１）立川市第７次生涯学習推進計画（令和７年度改定予定）

次期計画の方向性として、以下の４つの重点項目を掲げています。

１．市民の学びがまちづくりにつながるしくみづくり

２．たちかわ市民交流大学とともにつくる共学・協働の学びの推進

３．学習拠点としての地域学習館の機能の強化

４．デジタル化の推進による学びの多様な展開

第２節　緑の現況

１．地形と緑の特徴

本市の地形はほぼ平坦ながら、北側の台地から南に向かってなだらかに下り、台地と多摩川沿いの低地の境にある立川崖線を経て、多摩川沿いの平地に至ります。立川崖線沿いには斜面林が残り、連続した緑を形成するとともに、斜面の下には湧水があり、多様な生きものの生息空間となっています。また、崖線に沿って根川と矢川が流れています。

市の南部には、縄文時代や奈良時代、平安時代の遺跡が数多くあり、古くから人々の生活が営まれていました。

江戸時代に入ると、市の北部において新田開発により集落（砂川新田）が開かれ、玉川上水の開削を機に、集落は五日市街道に沿って東西に広がっていきました。五日市街道周辺には、現在でも短冊状の敷地割が特徴的な農地や、北風や砂埃を含む「赤っ風」から家屋を守る防風林の役割を果たしてきた農家の屋敷林が残されており、屋敷林の一部であるケヤキの保存樹木、玉川上水などとともに、特徴的な郷土景観を形成しています。

明治時代の鉄道開通、大正時代の立川飛行場の開設などにより、多摩地域の中心都市としての発展がはじまりました。昭和 52（1977）年の立川基地全面返還後、跡地周辺において都市基盤の整備が進みました。市の中央部の新市街地は、現在もなお、多摩地域における代表的な拠点の一つとして、商業や業務機能等の集積が図られており、近年、商業施設の整備等に伴って魅力的な緑の創出が進んでいます。

さらに、市の中央部西側には、広大な敷地を有する国営昭和記念公園があり、緑豊かな環境を形成しています。良質な植木の生産が行われているまちとして全国的に知られ、緑の豊かさに寄与しています。

図2－10　景観からの地域構成

＊＊＊後日写真追加

写真2－1

２．緑の分布とみどり率の推移

本市では、南部に位置する立川崖線の斜面林、北部の玉川上水や五日市街道周辺の農地や屋敷林、中央部西側の国営昭和記念公園等にまとまった緑が残されていますが、市域全体の緑は、過去 20 年間で減少しています。

令和 5（2023）年度のみどり率※1は 36.5%です。平成 30（2018）年度の 35.9%から 0.6 ポイント増加していますが、平成 30（2018）年度に存在していたのに計測されていなかったみどりを加えて調整すると、平成 30（2018）年度の 37.4%から令和 5(2023)年度にかけて 0.9 ポイントの減少となります。

公園・緑地が約 1 ha 増加した一方で、樹林・原野・草地（調整含む）が約 8ha、農地が約 16ha 減少しており、市北部を中心に、農地とその周辺の樹林が減少しました。

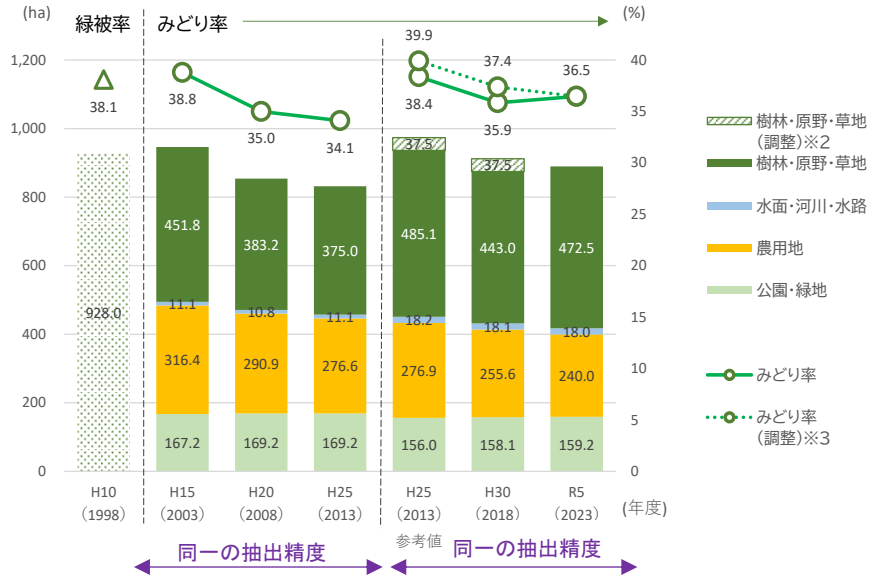

※1　：農用地面積は、課税資料（各年１月１日）に基づき整理された面積で、緑被地（樹木被覆地、草地）と、緑被地以外の部分を含む。
図中の破線は、緑被地の抽出精度が同一の範囲を示す。
平成 30（2018）年度の値は、従来に比べて高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を活用して算出されている。
平成 25（2013）年度参考値は、みどり率の推移を把握するために、平成 25（2013）年の航空写真及び近赤外線画像を活用し、平成 30（2018）年度と同じ手法・抽出精度で算出した値である。
平成 15（2003）年及び平成 20（2008）年については、近赤外線画像がないため、平成 30（2018）年度と同じ手法・抽出精度での算定は行われていない。

※2, 3：令和 5（2023）年度のみどり率の値（36.5%）は、平成 30（2018）年度から 0.6 ポイント増加しているが、市内３カ所でまとまった緑（日産村山工場跡地、滝島園背後の緑地、旧立川市役所跡地）の増加が確認できる（図 2-12）。
この３カ所のまとまった緑は、平成 30 年度にも同様に存在していたため、値を比較するための参考に、この３カ所を平成 25（2013）及び平成 30（2018）に追加し調整済みのみどり率を算定するとそれぞれ 39.9%、37.4%となり、平成 30（2018）年度から 0.9 ポイントの減少となる。
なお、滝島園背後の緑地について、過去のみどり率を確認すると平成 15（2003）年度、平成 20（2008）年度、平成 25（2013）年度は含まれているが、平成 30（2018）年度では除外されており、令和 5（2023）年度で、再び含まれている状況である。

（東京都みどり率データを基に作成）

図2－11　緑の分布とみどり率の推移

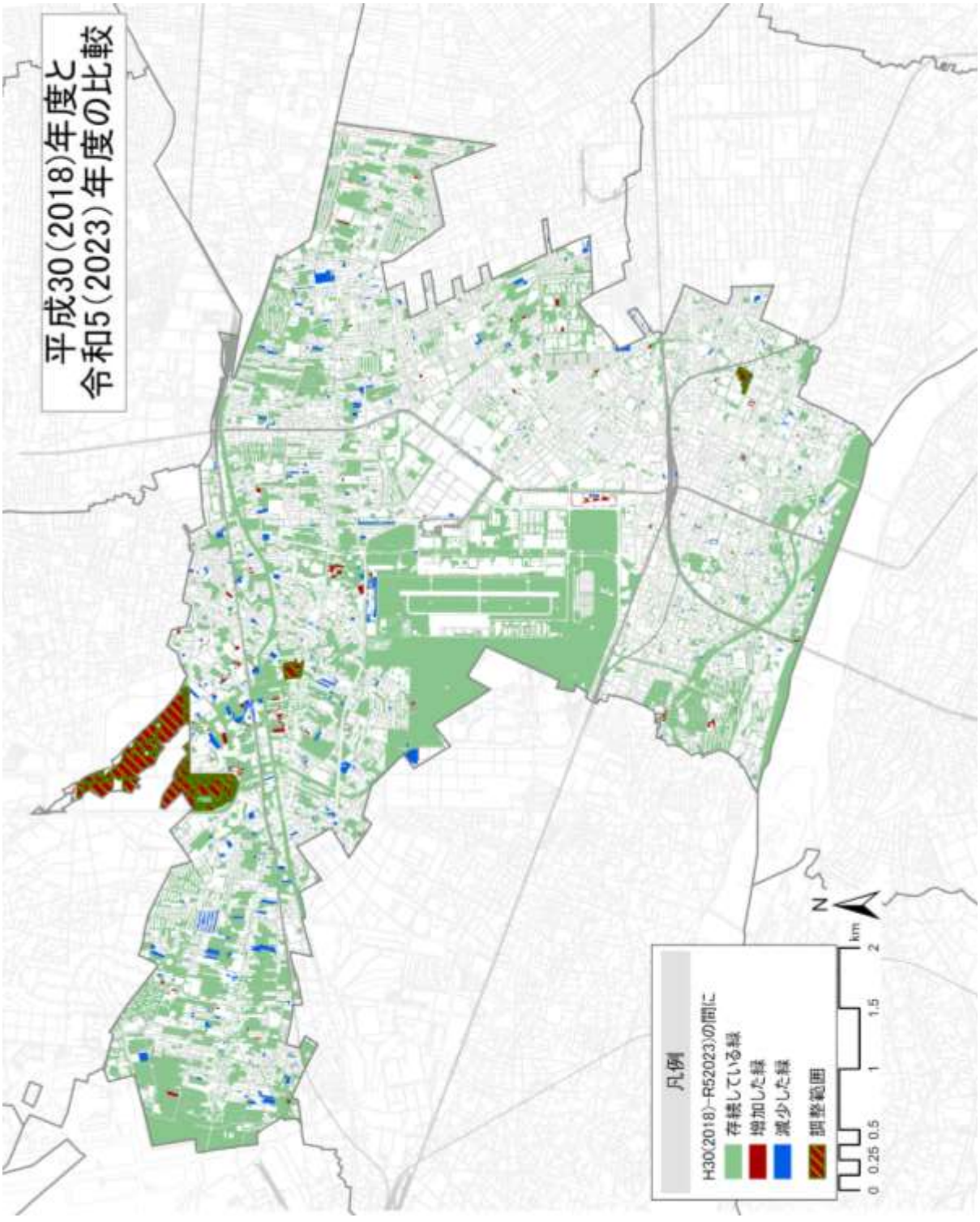

図2－12　平成 30(2018)年度と令和 5(2023)年度の比較

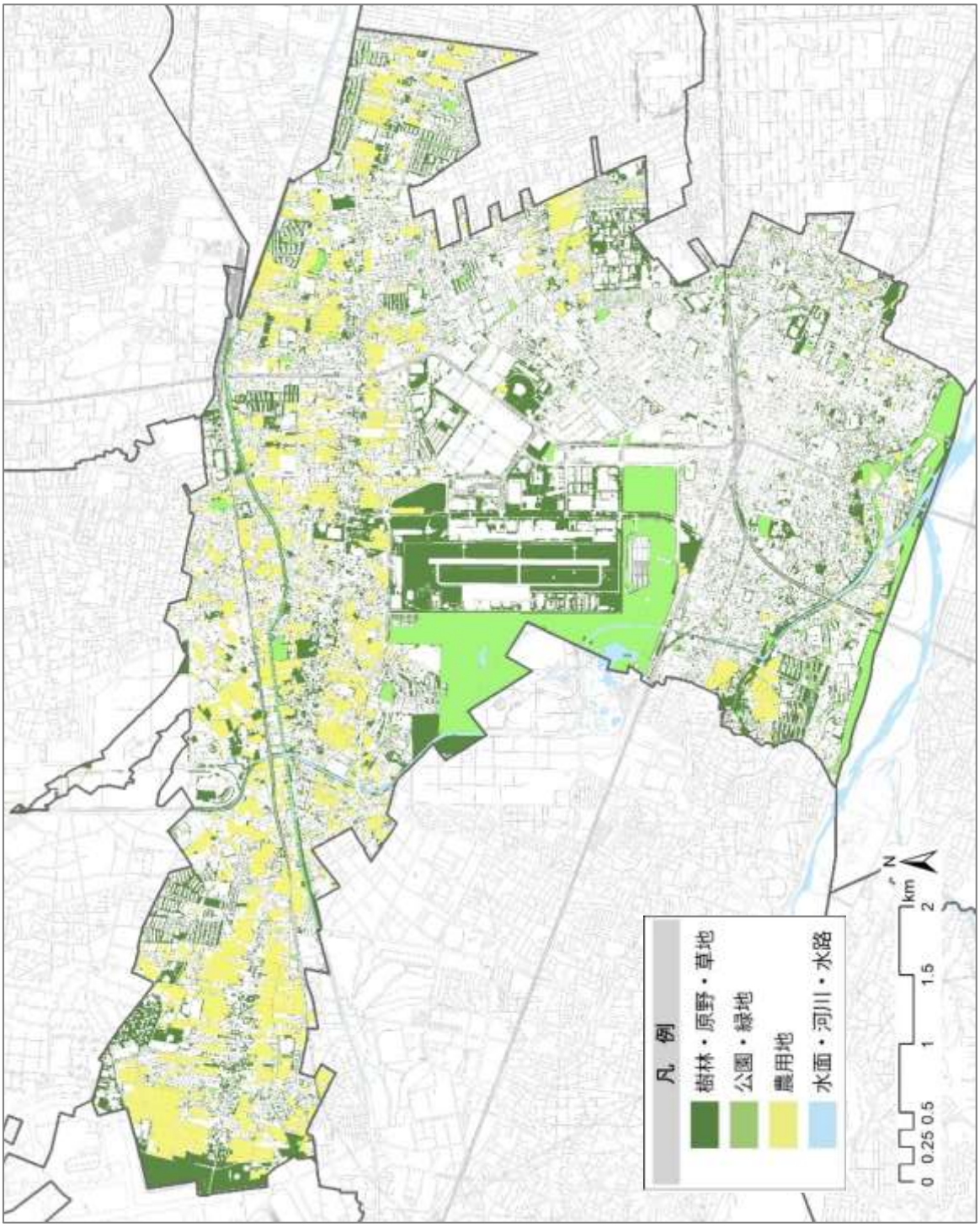

図2－13　平成 25(2013)年度　みどり分布

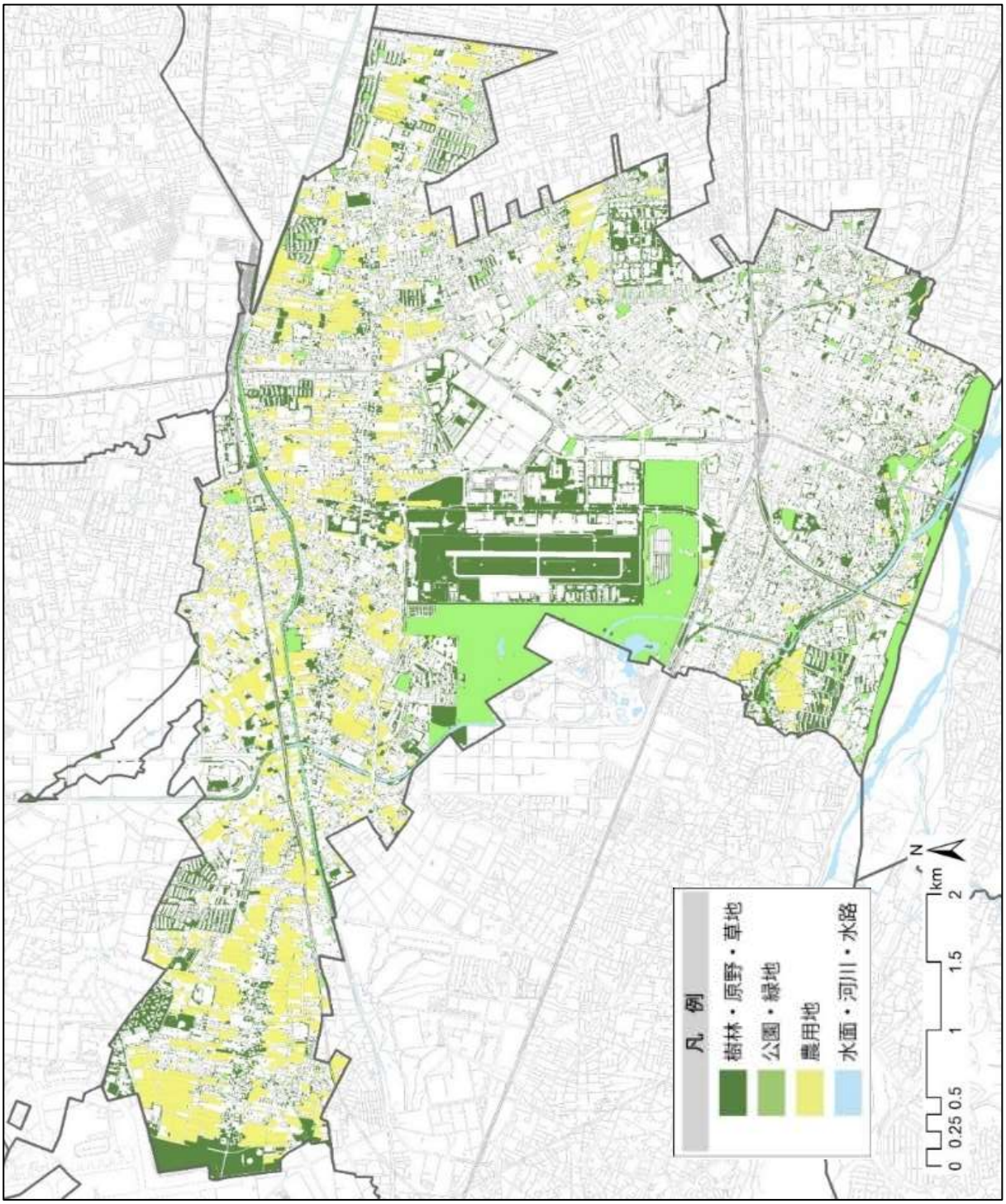

図2－14　平成 30(2018)年度　みどり分布

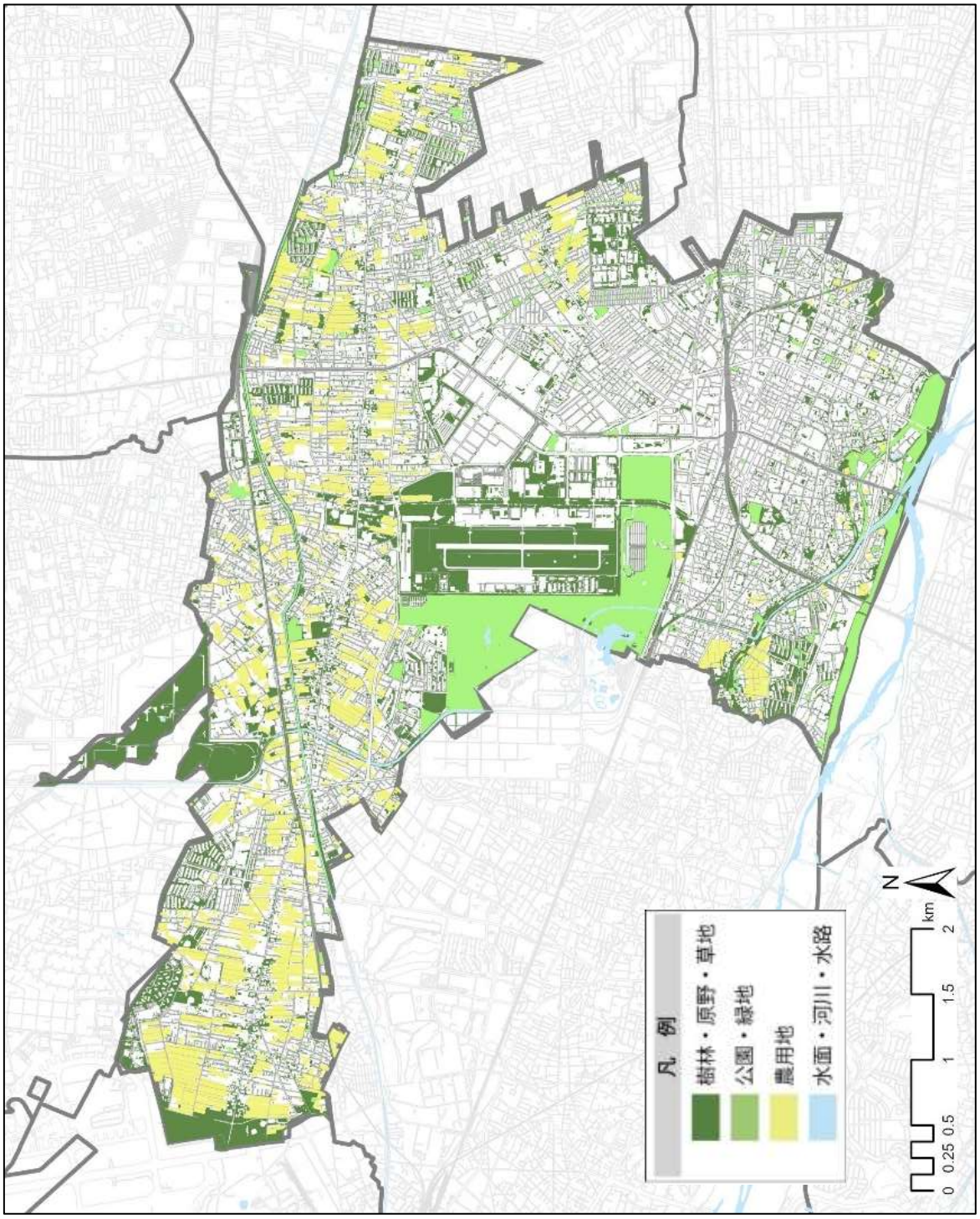

図2－15　令和5(2023)年度　みどり分布

３．主な施設緑地

施設緑地は、施設整備を通じて管理される緑地です。代表的なものとして公園、市民農園、民間施設の公開空地などがあります。

（１）公園（都市公園、都市公園以外の公園、その他）等

本市には、令和 6（2024）年４月 1 日現在、都市公園法に基づく「都市公園」と、開発事業等に際して設置された小規模な「都市公園以外の公園」、「その他」（公社・公団の設置した公園等）があり、すべて合わせて 266 か所、178.3ha の公園が設置されています。

都市公園のうち市が設置・管理する都市公園は 101 か所、58.6ha あり、これに国営昭和記念公園、玉川上水緑道（都立）を加えた総面積は 169.7ha となります。

また、都市公園以外の公園が 156 か所、5.7ha、その他（公社・公団の設置した公園等園）が８か所、2.9ha 設置されています。

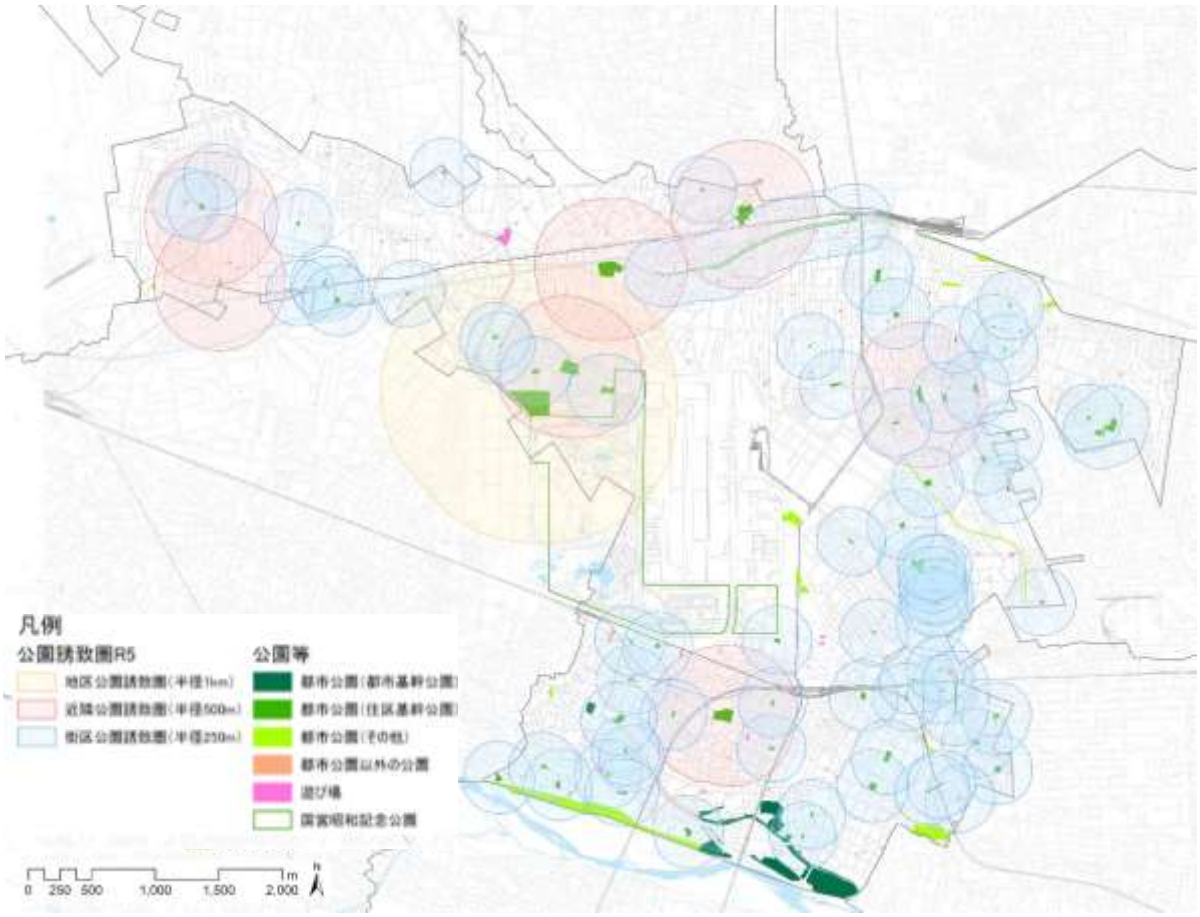

図2－16　公園の配置

（２）街路樹等

立川市は、令和２（2020）年に策定した「立川市街路樹のあり方方針」に基づく維持管理を実施しています。

立川市では立川駅の北口周辺や緑町、南口周辺を中心とし、東西方向にかけては立川南通りなどで街路樹が展開され、街路樹や道路の植栽帯によって緑のネットワークが形成されています。

立川市内の街路樹には様々な課題もあります。生育上の課題としては、街路樹の成長による大径木化や老木化、乱れた樹形による景観への影響、病害虫などによる樹勢の衰え、生育環境と樹種の適正などがあります。生育環境の課題としては、周辺の建造物との競合、根上がりなどによる影響を最小にする植栽基盤の確保、幅の狭い街路空間での歩行空間への影響、伸びた枝葉の交通施設への影響などがあります。

図2－17 街路樹位置

サンサンロード

サンサンロードは多摩都市モノレールの高架下にある、約 550 メートルの自転車・歩行者専用道路で、ケヤキ並木の連なる立川駅前のシンボルロードとなっています。イベントの会場としても用いられており、伝統の継承やまちの活性化を目指して立川よいと祭りやイルミネーションを始めとした様々な催し物が開催されています。また、国営昭和記念公園や商業施設の緑のネットワーク形成をはじめ、快適な歩行空間として、日常的にはレストランやカフェのテラス席の設置で、まちに賑わいをもたらしています。

写真2－2　サンサンロード

（3）その他の施設緑地

公園以外の施設緑地のうち、主な公共施設緑地として、市役所・学校等の公共施設の緑化地、市民農園（２か所）、街路樹・道路植栽帯などがあります。また、民間の開発行為等に際して、「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、開発の規模に応じて開発地面積の３～６％以上の緑化地の設置を誘導しており、年間 40 件前後の開発事業等において緑化が行われています。

図2－18　市民農園

４．主な地域制緑地

地域制緑地は、一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで緑地を保全する制度です。

本市の主な地域制緑地として、風致地区、生産緑地地区、保存樹木・保護樹林地、東京都保全地域の指定があります。

（１）風致地区

風致地区は、都市計画法に基づき、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区です。

本市では、玉川上水風致地区（11.7ha）、五日市道風致地区（12.0ha）の２地区を指定しています。

玉川上水風致地区は、周辺の樹林や緑とともに水と緑の重要な軸景観を形成しています。

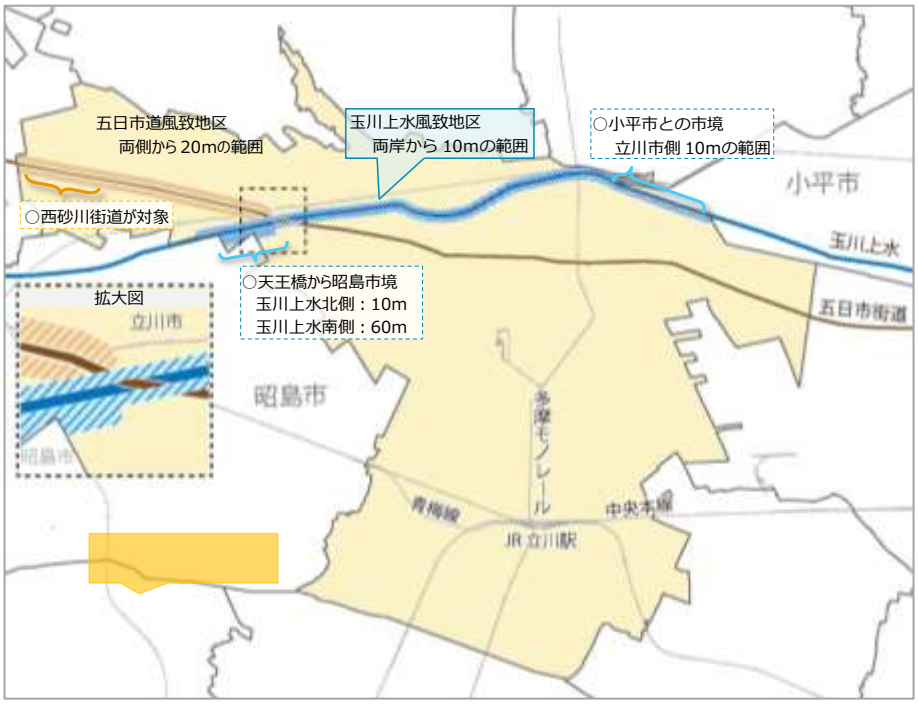

図2－19　立川市風致地区位置

参考）立川市風致地区条例申請の手引

①玉川上水風致地区

地域を横断しながら都内へ通じる水路であり、周辺の樹林や緑とともに、地域がつながる水と緑の重要な軸景観をつくっています。

素掘り水路の法面においては、樹木の根系の発達による表層崩壊や大径木化による倒木の恐れ等があります。

写真２－３　玉川上水風致地区

②五日市街道風致地区

五日市街道沿いには、屋敷林やケヤキの樹木があります。

五日市街道沿いの樹木は保存樹木や保護樹林地としての指定等によって保全を試みていますが、管理の負担感から伐採されてしまうものや、強剪定され樹形が崩れているものも見られます。

写真２－４　保存樹木（左：五日市街道の保存樹木）

（２）東京都保全地域

東京都保全地域は、東京都が「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定するものです。

本市には、矢川緑地保全地域、立川崖線緑地保全地域、野火止用水歴史環境保全地域と玉川上水歴史環境保全地域の一部が含まれます。

このうち、矢川緑地保全地域については、湧水や湿地が随所にみられ、多様な動植物の生息・生育地となっています。

図2－20　東京都保全地域の位置

写真2－5　矢川緑地保全地域

５．河川等の水辺

多摩川沿いのオープンスペースは、主にスポーツに利用され、残堀川や玉川上水沿いは、花見や散歩等に利用されています。

市内を玉川上水や多摩川から引かれた用水・分水が流れています。玉川上水から引かれている柴崎分水は、立川公園ガニガラ広場を流れ、ガニガラ広場の田んぼの水源となっています。

立川崖線下には多くの湧水があります。一部はガニガラ広場の水路である柴崎分水へ合流し、富士見緑地内では流れの水源となります。矢川は湧水を水源とし、矢川緑地を流れ貴重な水生生物の生息環境を形成しています。

図2－21　河川、用水、湧水の位置

写真2－6　立川公園内を流れる柴崎分水

６．農地

（１）生産緑地

従来の生産緑地の約 95%を特定生産緑地に指定済みです。（令和５年度末）しかしながら、生産緑地は減少傾向にあります。

都市における農業や農地は、新鮮で安全･安心な農産物の供給だけでなく、緑とうるおいのある住環境の形成、地域住民の交流や子どもたちの食育・緑育への貢献、さらに災害時の緊急一時的な避難場所の提供等、幅広い役割を担っています。

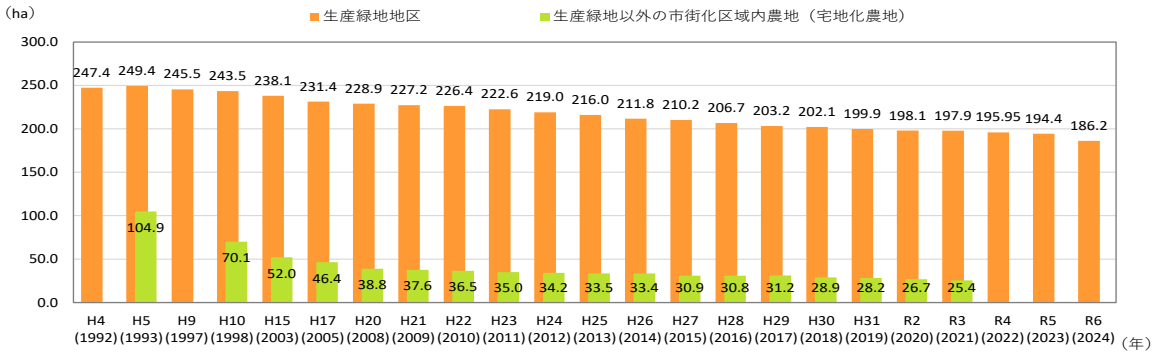

（注）１　宅地化農地は、課税資料から作成（各年度分）
　　２　生産緑地地区面積は以下のとおり
　　平成４（1992）年：平成４（1992）年11月5日現在
　　平成17（2005）年：各年12月末現在
　　平成20年以降：各年１月１日現在

図2－22　生産緑地地区と生産緑地以外の市街化区域内農地面積の推移

出典）東京の土地 2021（土地関係資料集）（東京都都市整備局）、立川市資料

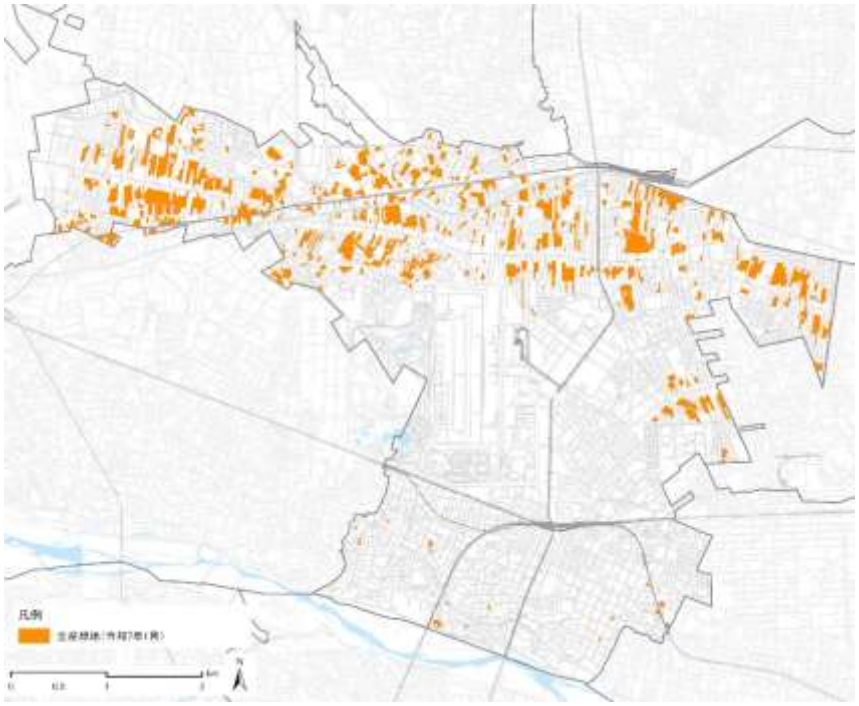

図2－23　生産緑地地区の分布（令和 7(2025)年1月）

（２）農地の多面的機能と利活用

農地は農産物の供給、災害時の緊急一時的な避難場所となるなど、多面的な機能を有しています。

農地を活用し農とのふれあいを促進する様々な取組が行われています。

写真2－7

写真2－8

災害時の農地の利用に関して、災害時に市民が避難等に利用できる防災協力農地を指定しています。

写真2－9　防災協力農地の敷地内と看板の様子

７．保存樹木と保護樹林地

市内に残された貴重な緑を次代へ引き継ぐために、立川市緑化推進条例に基づき、保存樹木、保護樹林地を指定しています。

保存樹木　：健全で樹容が美観上すぐれている樹木で、地上 1.5 メートルの高さの幹周りが 1.5 メートル以上あり、高さが 10 メートル以上であるもの。

保護樹林地：その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれていて、当該土地の面積が 300 平方メートル以上ある樹林地。

令和 6（2024）年度末時点で保存樹木 446 本、令和 5（2023）年度末時点で保護樹林地 1.41ha を指定しており、現行計画策定時から保存樹木の本数は 18 本減少、保護樹林地の面積は 0.35ha 減少しています

保存樹木は主に五日市街道沿線、立川崖線周辺地域に分布しており、保護樹林地は主に市の北部の幸町、市南部の柴崎町の立川崖線上の樹林地において指定されています。保存樹木や保護樹林地の解除や強剪定がなされる一方、保存樹木や保護樹林地の環境、景観を生かした事業展開事例もあります。

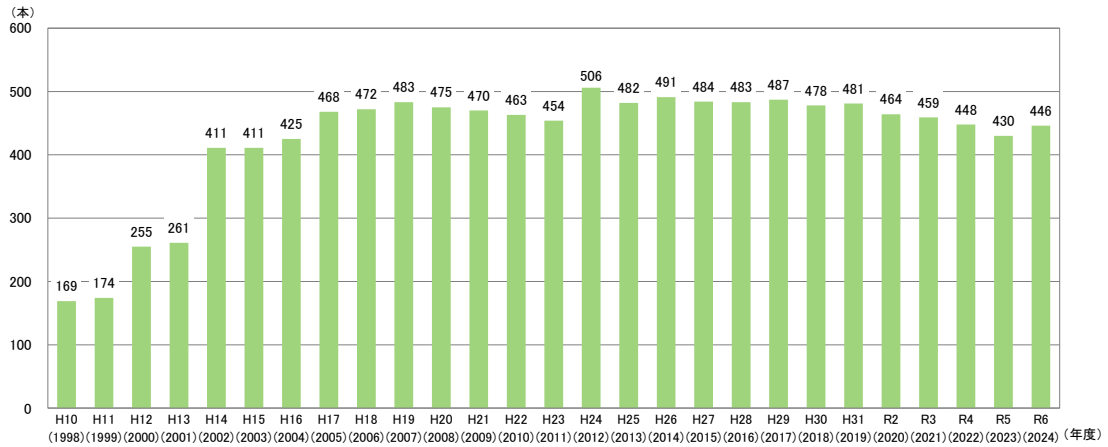

図2－24　保存樹木数の推移

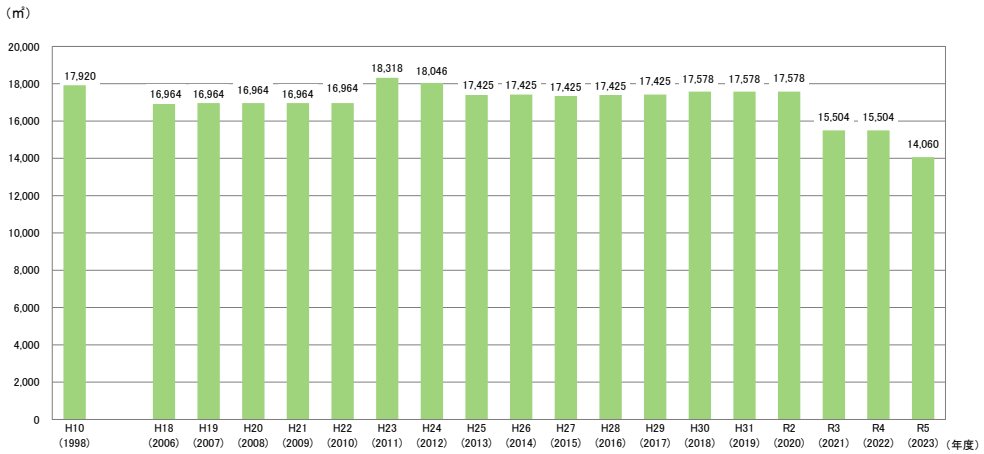

図2－25　保護樹林地面積の推移

図２－26保存樹木と保護樹林地の分布

写真２－10　保護樹林地と敷地内の共有スペース

８．民間事業者による緑の創出

本市では、市民の協力により、街中の緑化、公園、樹林地等の管理を進めています。

市内には民間事業者により整備された公園や、民間事業者の維持管理により良好な質が保たれている公園などの提供公園が存在します。民間の主な取組としては、「緑化推進協力員会制度」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」、「公園等清掃美化協力員会制度」があります。

写真2－11　民間事業者により整備された公園

９．市民協働による緑の保全の取組

主な取組として、「緑化推進協力員会制度」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」、「公園等清掃美化協力員会制度」があります。

公園等清掃美化協力員会管理の公園数は、概ね横ばいです。

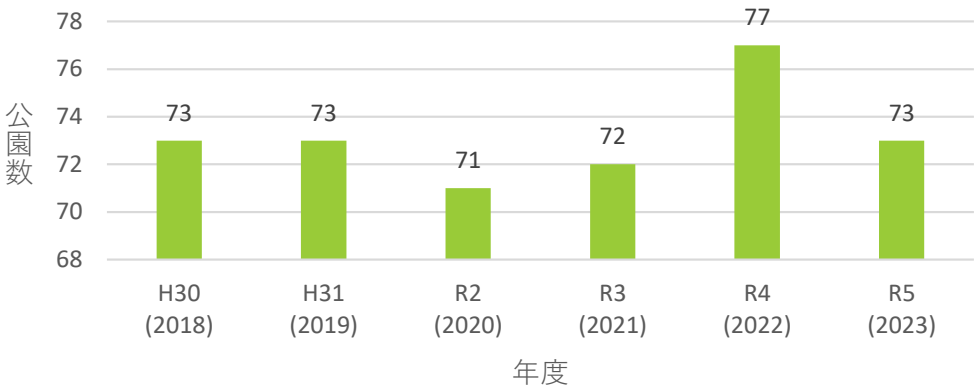

図2－27　公園等清掃美化協力員会管理の公園数

緑化推進協力員会制度

・地域の身近な花壇やまちかどにおいて花の育成と育てた花の植え付けなどを行うボランティア

・市内７町（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町・曙町・高松町・栄町）で活動

写真2－12

緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度

・地域の住民や市内の企業、学生など、グループにて立川市管理の緑地や樹林地で保全活動を行うボランティアを支援する制度

・落ち葉・枯れ枝の清掃などの保全活動を年６回以上行う

・市は緑地、樹林地等保全ボランティア団体の支援として、アドバイザーの派遣や道具の貸与を実施

・現在、５か所の樹林地等で５団体が活動

写真2－13

公園等清掃美化協力員会制度

・地域の団体に公園や緑地で清掃・除草・点検などをお手伝いいただく制度

・市は、作業を行うための用具や通信費などとして、公園の面積に応じた活動費を補助

第３節　緑についての市民意識

１．市政に関するアンケート調査結果および立川市来街者調査

（１）市政に関するアンケート調査

「市政に関するアンケート調査」において、立川のまちの魅力を誰かにおすすめしたい理由についての回答上位に、自然環境や公園に関する項目が上がっており、自然環境の豊かさや公園の存在は、市民に比較的重視されていると考えられます。

表2－1　市政に関するアンケート調査より立川の魅力（上位5項目の経年変化）

市政に関するアンケート調査	Ｒ３年度（Ｒ２年度実績）	Ｒ４年度（Ｒ３年度実績）	Ｒ５年度（Ｒ４年度実績）	Ｒ６年度（Ｒ５年度実績）
１位	買い物など日常生活が便利	買い物など日常生活が便利	買い物など日常生活が便利	買い物など日常生活が便利
２位	自然環境・居住環境に恵まれている	自然環境・居住環境に恵まれている	自然環境・居住環境に恵まれている	自然環境・居住環境に恵まれている
３位	公園や道路など都市基盤が充実	公園や道路など都市基盤が充実	公園や道路など都市基盤が充実	公園や道路など都市基盤が充実
４位	通勤・通学が便利	通勤・通学が便利	通勤・通学が便利	通勤・通学が便利
５位	保健、医療、福祉の施設・サービスが充実	保健、医療、福祉の施設・サービスが充実	文化・スポーツ施設が多い	文化・スポーツ施設が多い

また、立川市の好きな場所・もの・行事について、平成 30 年度市民満足度調査[※1]の時点で、花火大会が２位、豊かな自然は３位でしたが、令和５年度以降の調査結果では豊かな自然は花火大会より順位を上げました。自然環境の豊かさや公園の存在は、本市の魅力の一つとして認識されているといえます。

表2－2　市政に関するアンケート調査より立川市の好きな場所・もの・行事（上位5項目の経年変化）

立川市政に関するアンケート調査	Ｒ５年度（Ｒ４年度実績）	Ｒ６年度（Ｒ５年度実績）
１位	国営昭和記念公園	国営昭和記念公園
２位	豊かな自然（玉川上水、根川緑道等）	豊かな自然（玉川上水、根川緑道等）
３位	花火大会	花火大会
４位	立川周辺の賑わい（デッキ・大型商業施設）	立川周辺の賑わい（デッキ・大型商業施設）
５位	新鮮な地場産野菜	新鮮な地場産野菜

※1 令和２年度から名称が「市政に関するアンケート調査」に変更され、設問設定は継続もあれば一部変更もあります。

（２）来街者意向調査

「来街者意向調査」は、立川市第５次長期総合計画の策定にあたり、来街目的や立川市の印象等を把握するために実施したアンケート調査です。立川と聞いて思い浮かぶイメージに関する設問では、国営昭和記念公園との回答がいずれの年度も５割以上で、来街者にとって立川市のイメージは国営昭和記念公園が最も認識されているといえます。

表2－3 来街者意向調査より立川市と聞いて思い浮かぶイメージ

来街者意向調査	H30 年度	Ｒ５年度
１位	国営昭和記念公園	国営昭和記念公園
２位	デッキ・大型商業施設	飲食店・個店
３位	飲食店・個店	デッキ・大型商業施設
４位	たちかわ競輪	特になし・わからない
５位	アニメやドラマの舞台・ロケ地	その他

立川市に住んでみたいと思う人の理由では、「買い物など日常生活が便利である」が最も多く８割近くを占め、次いで「通勤・通学が便利である」となっており、いずれも日常生活の利便性の良さが理由としてあげられていますが、「自然に環境に恵まれている」が３番目に、「公園や道路など都市基盤が充実している」が５番目に多く、いずれも３割前後の回答がありました。また、「東京 23 区・島しょ」から来た人が最も多く選んだ理由が「自然環境に恵まれている」で、５割以上でした。住んでみたい理由に、本市の自然環境の豊かさや公園の存在が、魅力の一つであることが伺えます。

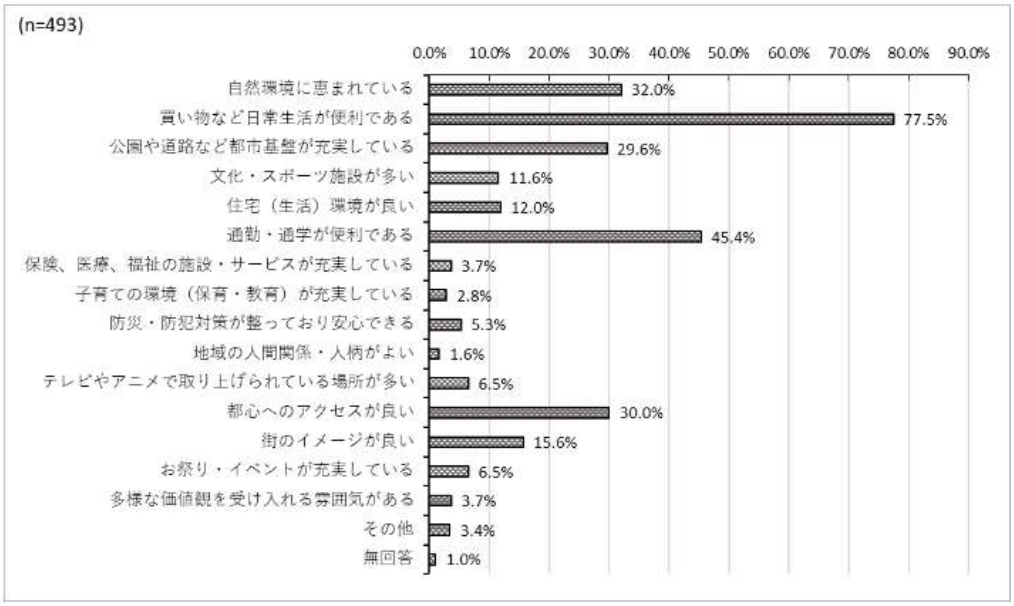

図2－27 立川での居住希望(思う理由)

出典:令和5(2023)年立川市来街者意向調査報告書

２．立川市緑の基本計画に係るアンケート調査結果

（１）市民アンケートの実施概要

立川市緑の基本計画の改定にあたり、立川市内の緑の現況、お住まいの地域の公園の現況と利用状況、緑の保全と創出に関わる今後重要視する立川市の取組等に関する市民意識を把握することを目的として、下表のアンケート調査を実施しました。

表2－4 アンケート調査概要

調査目的	立川市緑の基本計画の改定にあたり、立川市内の緑の現況、お住まいの地域の公園の現況と利用状況、緑の保全と創出に関わる今後重要視する立川市の取組等に関する市民意識を把握する
調査対象	立川市に住民票を有する令和５（2023）年 12 月 1 日現在で満 18 歳以上の男女 2,000 人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和５（2023）年 12 月 19 日調査票発送から令和６（2024）年 1 月 10 日回答投函締切
回収結果	有効回収数：郵送調査 474 件、Logo フォーム 141 件 合計 615 件　有効回収率：30.8%（前回 33.2%）

（２）アンケート結果

① 立川市内の緑の現況について

立川市内の緑の現況では、住まいの地域および立川市全体の緑の量、10 年前と比較しての立川市全体の緑の量の変化について伺いました。

住まいの地域も、立川市全体においても、「樹林などの自然の緑」、「河川、水路などの水辺の緑」、「身近な公園の緑」は多い（約 4.5 割）との認識でした。一方で、10 年前と比較した際の結果、それらの緑は減少と感じられていることが分かりました。

②お住まいの地域の公園の現況と利用状況について

お住まいの地域の公園の現況と利用状況では、公園の利用頻度と利用目的、よく利用する公園の名称と移動手段・同行者・その公園の良いところ、お住まいの地域の公園の不満に感じるところをお伺いしました。

公園の利用頻度は、月 1 回以上（ほぼ毎日、週 2～3 回、週 1 回、月 2～3 回、月 1 回）利用する回答者数が、「ほとんど利用しない」を上回る結果でした。

公園利用目的は「散歩」、「通り道」が上位を占め、続いて「花や自然を楽しむ」、「子どもを遊ばせる」でした。

よく利用する公園の名称（記述回答）では、「国営昭和記念公園」が最も多

く、「徒歩」や「自転車」での来園が多く、誰と行くかについては、「一人で」、「家族」、「友達」との回答が比較的バランスよく、「近所・地域の人」の回答はありませんでした。国営昭和記念公園以外の公園（内訳：10 件以上の記載があった公園は立川公園と見影橋公園で、その他は全て１から８件の回答数）は８割以上が「徒歩」での来園、誰と行くかは半数が「１人で」と回答していますが、それ以外は「家族」、「友達」、「近所・地域の人」でした。よく利用する公園の名称で記載した公園についての良いところは、「住まいから近い」、「広々としている」、「花や緑が豊かである」が上位を占めました。

お住まいの地域の公園の不満に感じるところは、「特に不満はない」が最も多い結果でしたが、不満に思う上位３つは、「狭い」、「遊具が少ない」、「休憩場所が少ない」でした。

③ 今後の緑の保全と創出について

今後の緑の保全と創出では、今後の立川市にとって重要な社会課題、次世代に引き継ぎたい緑、今後増えてほしい市内の緑、緑豊かなまちづくりのために市民一人一人ができることとして必要な取組、緑豊かなまちづくりの立川市の取組で今後重視することについてお伺いしました。

今後の立川市にとって重要な社会課題についての設問は、今回初めて設定しました。その結果、回答の上位は、「子育て」、「災害に強い都市の形成」との回答が多く（ともに約５割）、次いで「暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策」（約４割）でした。

次世代に引き継ぎたい緑の上位は、「公園の緑（昭和記念公園、身近な公園など）」との回答が最も多く７割を超えました。次いで、「玉川上水と分水」（約５割）、「多摩川の水辺環境」（約 4.5 割）でした。

今後増えてほしい市内の緑の上位は、「身近な公園の緑」（約５割）、次いで、「樹林など自然の緑」（約４割）、「道路の緑（街路樹など）」（約 3.5 割）でした。

緑豊かなまちづくりのために市民一人一人ができることとして必要な取組は、本計画で初めて設定した設問です。前計画で、あなた自身ができることをお聞きしましたが、市民一人一人の行動として必要と思うことと比較するために設問選択肢は同じ設定としました。その結果、上位は、「市民農園の利用や市内でつくられる野菜の購入などを通じて農地保全に協力する」、「庭やベランダで緑を育てる」、「落ち葉・枯れ枝の清掃など樹林地の保全活動に協力する」の順で回答が多く、それぞれ３割以上の回答がありました。前計画であなた自身ができることについてお聞きした結果は、「庭やベランダで緑を育てる」がもっとも回答が多く（約６割）、次いで「市民農園の利用や市内でつくられる野菜の購入などを通じて農地保全に協力する」（約３割）、「緑の募金に協力する」（約 2.5 割）でした。

緑豊かなまちづくりの立川市の取組で今後重視することの上位は、「自然環境として貴重な樹木や樹林の保存」、「河川環境や玉川上水・分水の水辺の保全」、「道路の緑化と緑の適切な維持管理」でした（約７割）。

④ 自由記述意見

自由記述意見は、立川市における緑の保全と創出の取組に対する意見や提案をお伺いしました。

街路樹や樹木の管理に関する内容や、子供の遊び場や遊具の整備に関する意見、市民とのコミュニケーションに関する意見が多く寄せられました。

街路樹や樹木の管理に関する内容は、街路樹の枝葉の延伸による見通し確保、伸びた枝や根上りにより歩道の劣化等に関する歩行者安全確保といった内容の意見が多く寄せらせました。次いで多かった意見は、樹木の保全、伐採への懸念、植樹や花のなる樹種といった内容でした。

子供の遊び場や遊具の整備に関する意見の内容は、次世代を考慮した緑や子供の遊び場や教育に関する意見が多く寄せられました。

市民とのコミュニケーションに関する意見の内容は、市民参加や協力、コミュニティに関する意見、広報や啓発活動に関する意見が寄せられました。

（3）立川市の緑の現況について

立川市内の緑について、市民がどのように緑の豊かさをとらえているかについては、「樹林などの自然の緑」、「河川、水路などの水辺の緑」、「身近な公園の緑」は多いもののそれらの緑は 10 年前に比べると減少しているとの回答が多い結果でした。

緑の種類別について、地域別ではどのように緑の豊かさをとらえているかの傾向を確認しました。

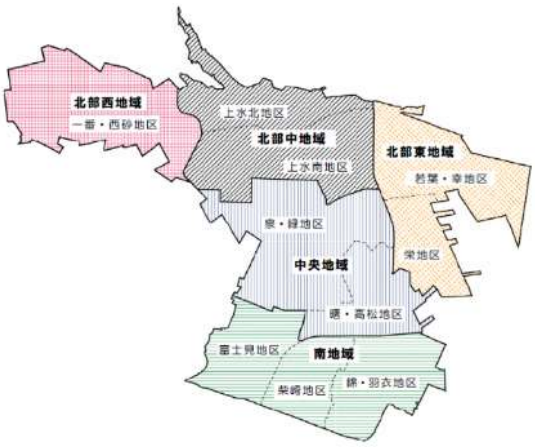

図2－28 地域の区分

表2－5　緑の種類に着目した意見のまとめ

緑の種類	地域の捉え方	
1．樹林など自然の緑	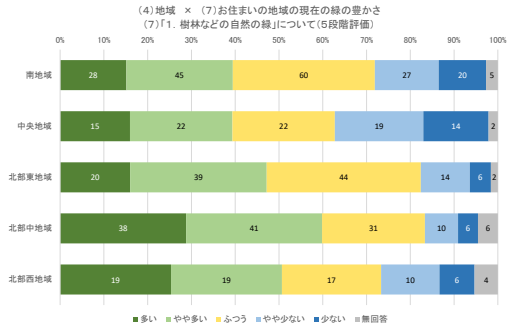	・北部中地域で『多い』との回答傾向にあり、内訳は特に「柏町」と「上砂町」で『多い』と捉えられている。 ・中央地域で『少ない』との回答傾向にあり、内訳は特に「高松町」で『少ない』と捉えられている。
2．身近な公園の緑	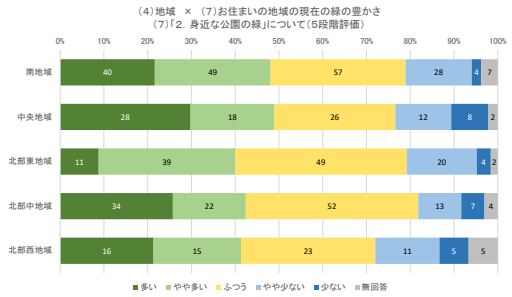	・南地域と中央地域が『多い』との回答傾向にあり、内訳は特に「曙町」は「多い」が４割を超え、「富士見町」は３割を超えている。 ・北部東地域では、内訳は特に「栄町」と「幸町」は「多い」と「やや多い」の合計よりも「ふつう」が上回る。
3．住宅地の緑	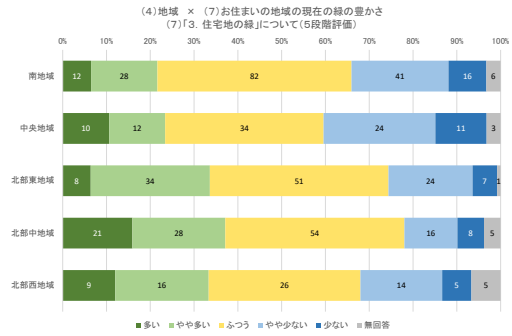	・北部中地域が最も『多い』との回答傾向にあり、内訳は特に「柏町」で「多い」が選択されている。 ・南地域と中央地域が『少ない』傾向にあるが、内訳は南地域の「羽衣町」が「少ない」の回答最も多い。
4．商業地の緑	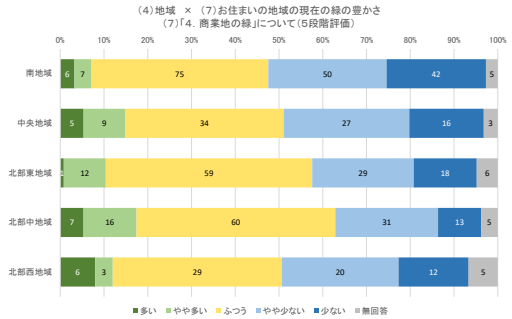	・全体的に「ふつう」が多く、次いで『少ない』傾向にある。 ・北部中地域は比較的『少ない』の選択が少ない。 ・内訳は「曙町」で「多い」と捉えられている。
5．農地の緑	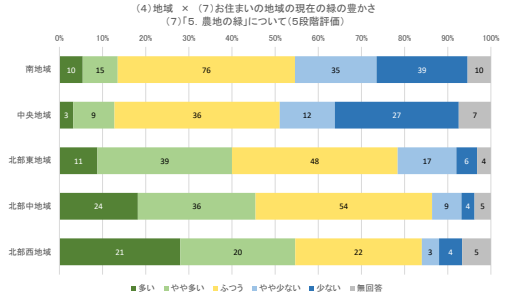	・北部東地域、同中地域、同西地域で『多い』が４割を超えた。 ・南地域と中央地域では『少ない』が４割を超えた。

緑の種類	地域の捉え方
6．道路の緑（街路樹など）	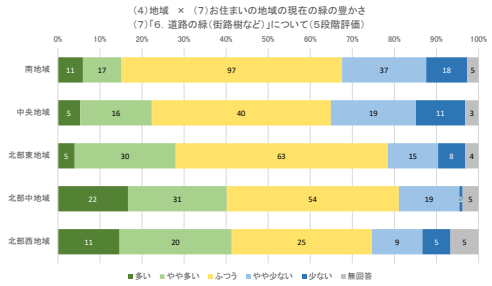 ・いずれの地域も「ふつう」が最多。 ・北部中地域と北部西地域は『多い』が４割を超えた。
7．河川、水路などの緑	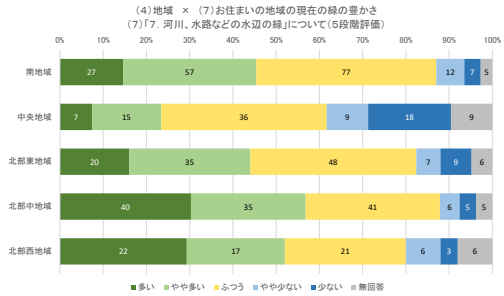 ・北部中地域、北部西地域で『多い』との回答傾向にあり、内訳は特に「柏町」と「西砂町」で同傾向。 ・南地域は「普通」との回答が多い傾向。

注）アンケートの回答の「やや多い」と「多い」をまとめたものを『多い』、「やや少ない」と「少ない」をまとめたものを『少ない』と表現している。

（４）お住まいの地域の公園の現況と利用状況について

年代別

30 代と 40 代は「子どもを遊ばせる」、10～20 代と 70 歳以上は「散歩をする」の回答が多い傾向でした。

「花や自然を楽しむ」を目的とした利用は 50 代以上で多くなっています。「植物の手入れや清掃などの活動に参加する」は 50 代以上から回答がありました。

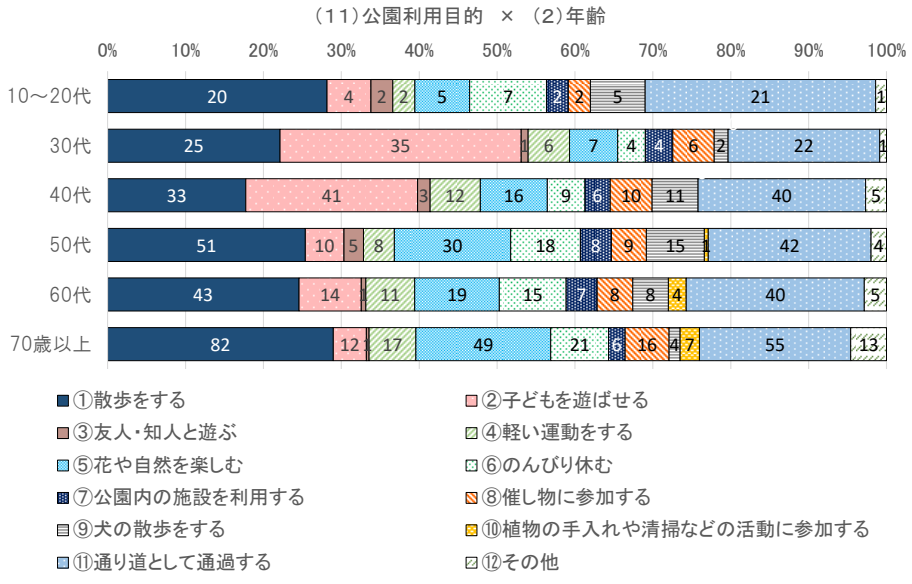

図2－29

◆利用頻度別

週に 1 回以上の利用があり、高頻度の利用目的は「軽い運動をする」と、「植物の手入れや清掃などの活動に参加する」でした。

「子どもを遊ばせる」は月に 1 回程度以上の利用が５割を占めています。

「通り道として通過する」は、公園を「ほとんど利用しない」と回答した人に顕著に多い傾向です。

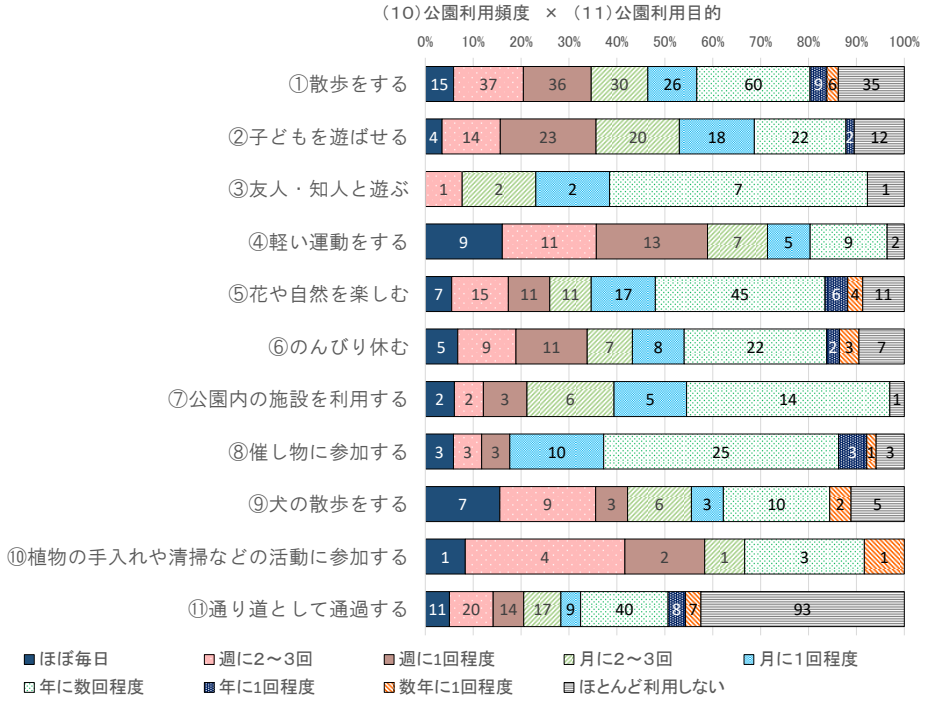

図2－30

◆立川市での継続居住意向別

立川市に今後も住み続けたいと思う、どちらかと言えば思う、と回答した方々は、身近な公園の良いところに関する回答に類似傾向があり、「住まいから近い」（約 20%）、「広々としている」、「花や緑が豊かである」（約 13%）を挙げています。一方、不満なところとしては「狭い」及び「遊具・休憩場所が少ない」（約 10%）、「花や緑が豊かである」（10%未満）との回答が寄せられました。

住み続けたいと思わない人は、身近な公園の不満なところとして「狭い」（約 30%）、どちらかと言えば住み続けたいと思わない人は、「遊具・休憩場所が少ない」及び「住まいの近くに公園がない」（約 10%）を挙げました。

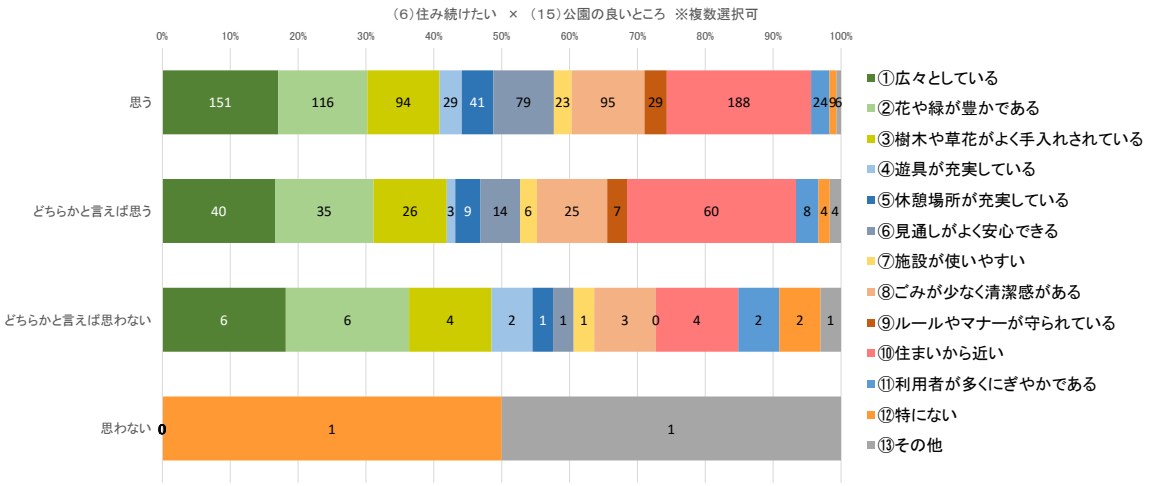

図2－31

（５）今後の緑の保全と創出について

緑の保全と創出のために今後重要視する立川市の取組について、樹木や樹林の保全に関しては、ほとんどの地域で重要とする回答割合が高いです。

道路の緑化と緑の適切な維持管理は、街路樹の多い北部西地域と、街路樹の少ない北部東、中央、南の一部の地域で重要との回答傾向にあります。

表2－6　取組別の地域傾向

取組	地域別の傾向
1．自然環境として貴重な樹木や樹林の保全	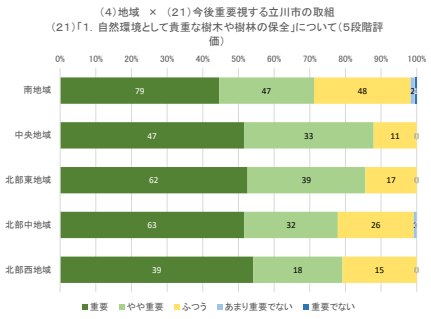 ・いずれの地域でも 8 割前後が『重要』と回答。
2．立川崖線の緑の保全	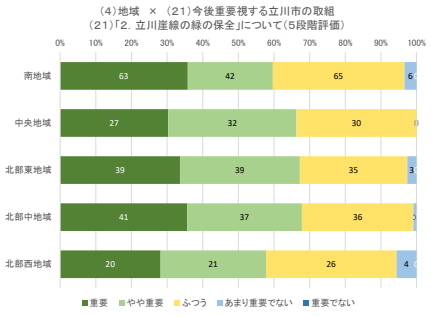 ・いずれの地域も 6 割前後が『重要』と回答。 ・立川崖線のある南地域は、中央地域、北部東地域、北部中地域よりも『重要』とする回答割合は低かった。

取組	地域別の傾向
３．河川環境や玉川上水・分水の水辺の保全	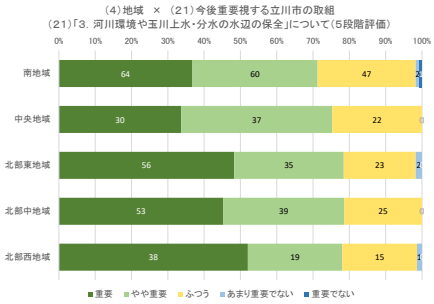 ・玉川上水が含まれる北部の３地域で７割強が『重要』と回答。 ・自由記述などで玉川上水の落ち葉や草刈等の維持管理要望意見が寄せられた。
４．サンサンロード・市内の緑道・立川崖線・玉川上水などの緑のネットワーク	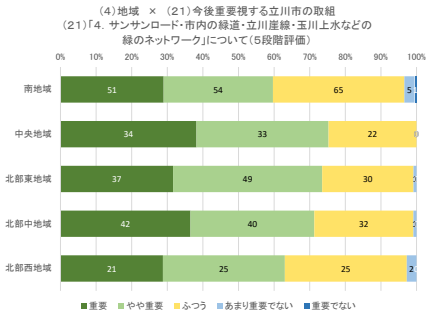 ・他の取組と比較して、『重要でない』の選択が全くない地域があるなど、市内全体で緑のネットワークが求められている傾向が窺える。
５．農地や屋敷林の保全	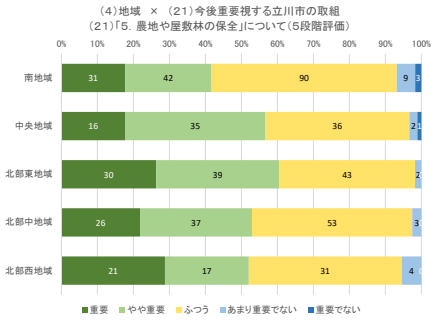 ・北部東地域において、約６割が『重要』との回答傾向。立川市全体では「ふつう」の回答割合が高い。
６．新しい公園の整備	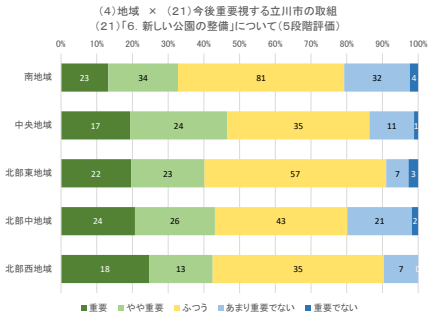 ・全ての取組の中で『重要』とする回答割合が最も低い。「緑町」と「泉町」を除く地域で、『重要でない』という回答があり、特に「柴崎町」、「上砂町」で『重要でない』の回答割合の高さが顕著。
７．今ある公園の整備・改修	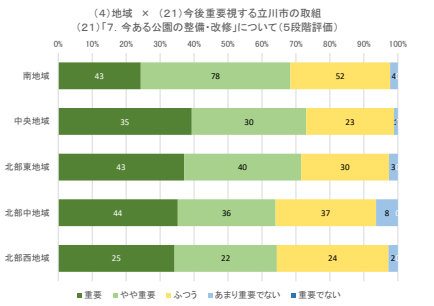 ・いずれの地域も６割以上が『重要』と回答。特に中央地域と北部東地域で７割以上。地域別でみると「緑町」、「泉町」、「柏町」、「幸町」で『重要』とする回答割合が高い。 ・『重要』とする回答割合の高さは「羽衣町」、「緑町」、「泉町」、「柏町」で１位、「富士見町」、「曙町」で３位。

取組	地域別の傾向
8．道路の緑化と緑の適切な維持管理	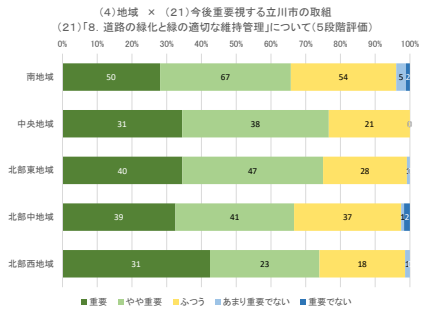 ・いずれの地域も 7 割前後が『重要』と回答。 ・『重要』とする回答割合の高さは「西砂町」、「一番町」、「高松町」、「羽衣町」で２位、「柴崎町」、「曙町」、「栄町」、「若葉町」で３位。
9．公共施設の緑化と緑の適切な維持管理	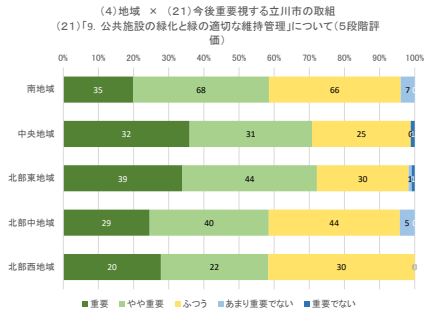 ・中央地域と北部東地域において約７割が『重要』と回答。 ・『重要』とする回答割合の高さは、「幸町」で３位。 ・『重要でない』の回答割合が多い地域は「上砂町」、「富士見町」、「羽衣町」。
10．住宅地や企業地における多様な緑化の支援	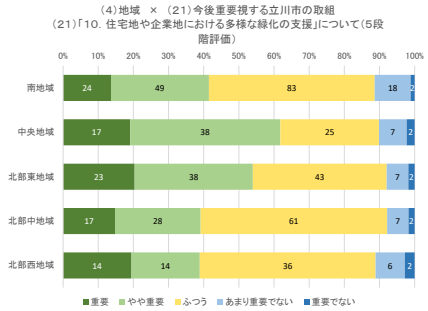 ・中央地域で約６割が『重要』と回答。 ・ほぼ全ての地域で『重要でない』という意見が寄せられた。
11．開発事業における緑化の誘導	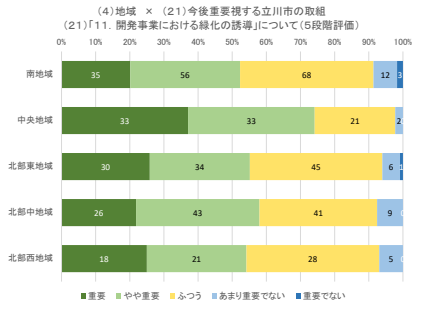 ・ほぼ全ての地域で、5 割以上が『重要』と回答。特に中央地域は７割弱を占める。
12．身近な公園や街中の花壇などを管理する団体の育成	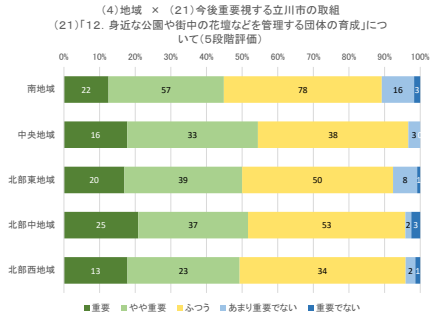 ・全体的に 5 割前後が『重要』と回答。特に回答数は少ないものの「緑町」８割、「泉町」7.5 割、「幸町」6.5 割が『重要』となっている。

取組	地域別の傾向
13．市民や事業者と連携した公園、広場などの管理・活用	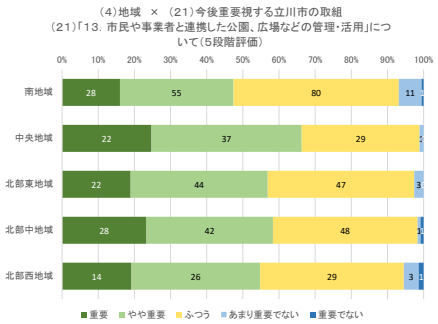 ・中央地域のすべてと、北部地域の「幸町」、「砂川町」、「西砂町」において 6 割以上が『重要』と回答。
14．緑に関する市民、事業者の普及啓発	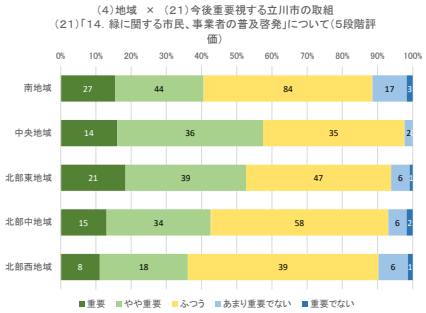 ・中央地域と北部東地域で 5 割以上が『重要』と回答。特に「高松町」、「緑町」、「泉町」では『重要でない』の回答がなかった。
15．生きものの生息場所となる緑の保全・創出	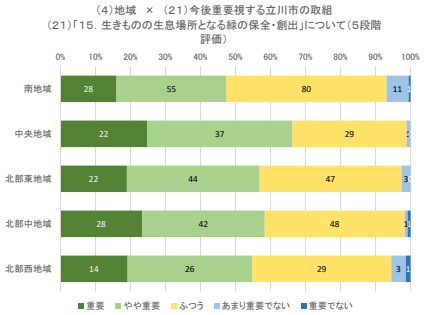 ・中央地域で 6 割以上が『重要』と回答。 ・北部の地域はやや差がありますが、「幸町」、「砂川町」、「西砂町」も回答の 6 割以上が『重要』と回答。

注）この表ではアンケートの回答の「やや重要」と「重要」をまとめたものを『重要』と、アンケートの回答の「あまり重要でない」と「重要でない」をまとめたものを『重要でない』と表現しています。

今後増えてほしい緑、次世代に引き継ぎたい緑として、「身近な公園」との回答が特に多い傾向がみられました。

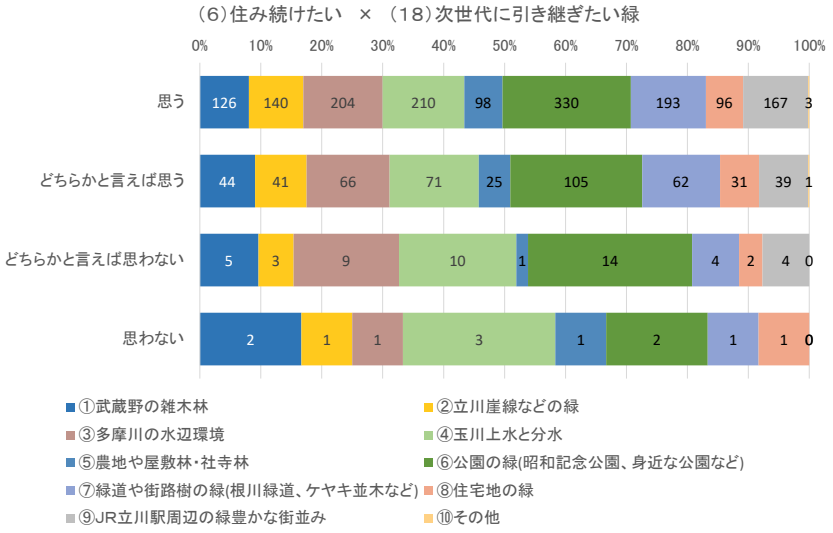

図2－32

市民一人一人が出来ることについては「市民農園利用や野菜購入を通じた農地保全への協力」、「庭やベランダで緑を育てる」「樹林地の保全活動に協力する」「地域の公園や緑地で清掃・除草・点検への協力」が上位を占めましたが、年代別、地域別、住まいの種類別にかかわらず、「市民農園利用や野菜購入を通じた農地保全への協力」は市民ができることとして捉えられている傾向です。

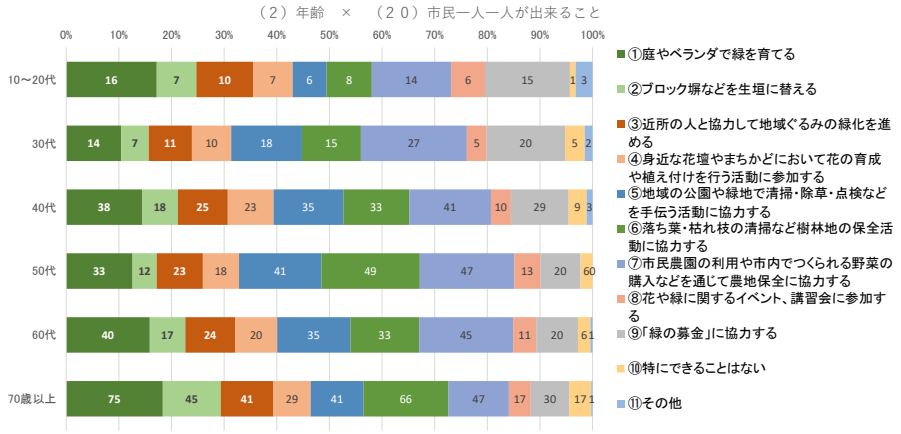

図2－33

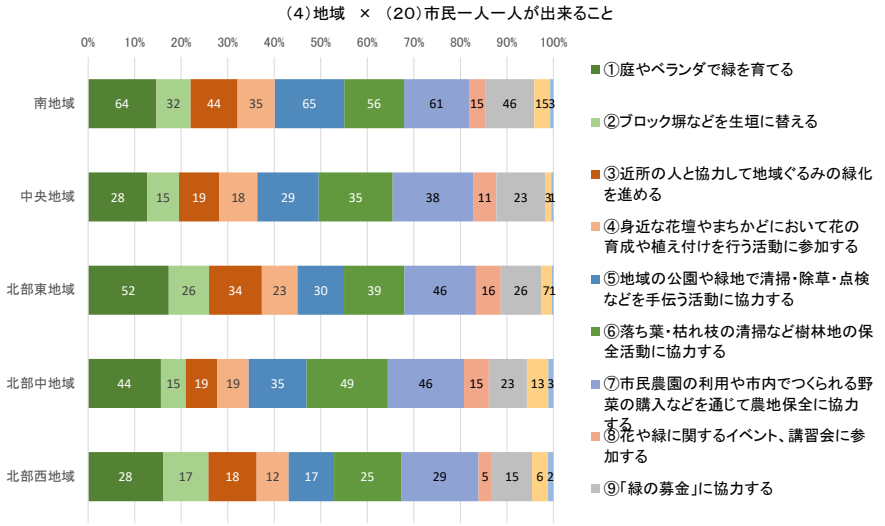

図2－34

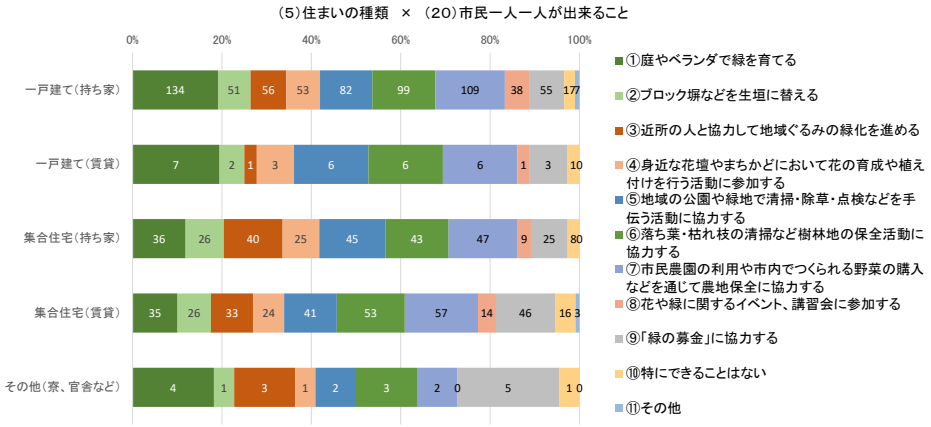

図2－35

緑の基本計画において議論すべき、グリーンインフラを踏まえた本市において重要と考える社会課題は、「子育て」、「災害に強い都市の形成」の２つが多く回答され、３番目に多かったのは「暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策」でした。

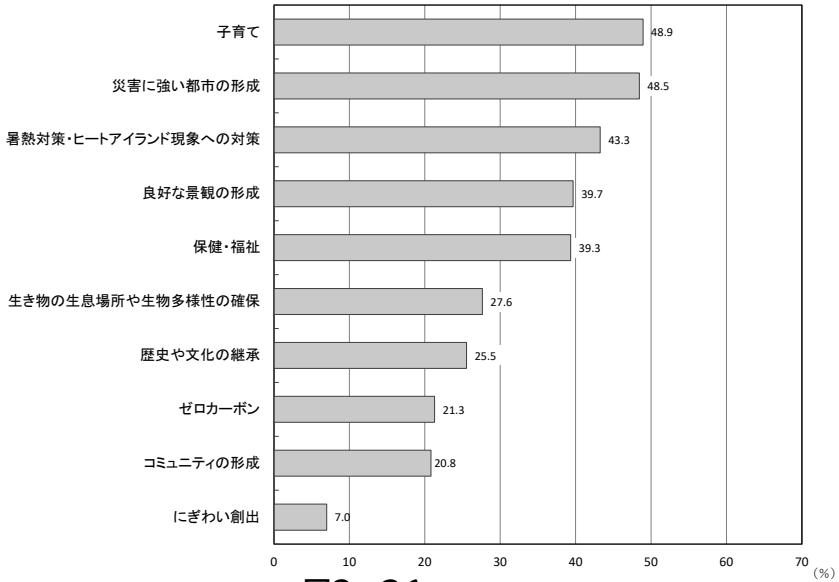

図2－36

（６）市民意向からうかがえる方向性

立川市民および来街者にとって、立川市の魅力として、豊かな自然や公園が存在していることが挙げられます。また、新鮮な地場産野菜も市民に好まれている要因といえます。

豊かな自然には、立川崖線や多摩川・残堀川・玉川上水の水辺の緑、五日市街道沿いに残るケヤキの屋敷林や、沿道地域に広がる農地、武蔵野の面影を残す雑木林といった郷土の緑まで、様々ありますが、それら緑の種類別にみ

た豊かさでは、樹林地などの自然の緑は、地域によらず、市民に豊かであると捉えられ、かつ、今後重要な取組として、樹林地などの自然の緑の保全を重要ととらえている傾向です。

一方で、農地の緑は、実際に農地が存在する北部の地域では、比較的豊かであるとの認識ですが、今後重要な取組としては、保全していくことは重要ではあるものの、樹林地や河川周辺の水辺の緑、崖線の緑等と比べると、やや重要性は低く捉えられているようです。しかし、今後市民一人一人ができる取組として最も多い回答が「市民農園の利用や市内でつくられる野菜の購入などを通じて農地保全に協力する」であったことから、市民の理解や協力が得られる取組を検討し、農地の保全を進めて行くことが求められます。

身近な公園の緑については、比較的豊かであるとの認識ですが、よく利用する公園の回答は、国営昭和記念公園が最も多かったことから、国営昭和記念公園の影響が少なからずあると考えられます。一方で、次世代に残したい緑の中で身近な公園の緑との回答が多いことや、今後の保全と創出に必要な取組に、「身近な公園や街中の花壇などを管理する団体の育成」と「市民や事業者と連携した公園、広場などの管理・活用」がいずれの地域でも約５割が重要との認識であることから、国営昭和記念公園だけでなく、市民の住まいの地域の公園について、市民参加や、市民連携の取組などの潜在的な需要が見て取れます。

今回新たに設定したアンケート設問に、今後の立川市にとって重要な社会課題についての設問があります。回答の上位は、「子育て」、「災害に強い都市の形成」でした。子育てに関しては、子連れの身近な公園の利用頻度が高いことから、ニーズの把握、市民との連携等により、公園の利活用を進めて行くことが考えられます。また、農地での地場産野菜の提供や体験農場での子供たちへの食育教育などのソフト的な取組についても潜在的に需要があると考えられます。

災害に強い都市に関しては、農地が災害時の一時避難所になること、強雨時の雨水貯留機能があるという視点、成長した樹木の倒木被害への対応、延焼防止機能としての街路樹や公園の樹木の維持管理などについても、検討を進めて行く必要があります。

第４節　計画改定の視点

１．これまでの施策の取組状況

前計画の緑の将来像「緑と人がつながり、ともに生きるまち　立川」の実現を目指して、３つの基本方針として、方針１「緑と人のつながりを育み生かす」、方針２「緑を守り生かす」、方針３「緑の豊かさを高め生かす」を定めました。また、「今ある貴重なみどりを守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出して緑の総量（みどり率）を維持していく」ことを中長期的な目標として設定しています。

（１）目標の達成状況

①　中長期的な目標の達成状況

目標の達成状況について、中長期的な目標で維持していくみどり率は、平成 30（2018）年度時点の約 35％に対して、令和５（2023）年の現状値は 36.5％で維持※2できているといえます。

②　計画期間の目標の達成状況

緑確保の目標

前計画において、計画期間の目標年次を令和６年度として、「緑の確保目標」に「現状（みどり率約 35％）の維持に努めつつ、市民が豊かさを実感できる緑を増やしていく」ことを定め、立川市緑の基本計画に係るアンケート調査結果より「市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合」を指標とし、確保目標の水準を設定しました。目標水準「現状維持」に対して、住宅地は現況 23.6％で、平成 30 年度の値（18.7％）より増加、商業地は現況 15.0％で、平成 30 年度の値（9.8％）より増加し、いずれも現状維持につとめ目標達成しました。

各方針の目標

また、「各方針の目標」では、方針１～３に対して目標を定めており、方針１は「目標①緑を守り育む市民の活動を広げる」ことを定め、「公園等清掃美化協力員会管理の公園数」を指標とし目標水準「76 公園」に対して、現況 73 公園で、平成 30 年度の値（73 公園）と同じであったため、目標は未達成でした。参加者の高齢化などにより、参加者数の減少にともない、管理の公園数を

※2　みどり率を計測する年度によって、計上される緑の場所が含まれている場合もあれば除外の場合もあり、推移としては増減がみられる状況です。

増加させるのが難しい状況です。

方針２は「目標②市民と協力して自然的・歴史的な緑や郷土の緑を維持する」ことを定め、「保存樹木数」、「保護樹林地面積」、「都市農地（生産緑地）の面積」を指標としていました。

「保存樹木数」は目標水準「483 本」に対して、現況 446 本で、平成 30 年度の値（478 本）よりも減少し目標達成は困難な見込みとなりました。近年の強風などによる倒木や、近隣からの落ち葉の苦情、成長した樹木の根による歩道空間への影響もあり、指定解除や伐採が進んでいるため、これ以上減少させないための取組が必要です。

「保護樹林地面積」は目標水準「現状維持」に対しては、現況 14,060 ㎡で、平成 30 年度の値(17,578 ㎡)よりも減少し、現状維持には至りませんでした。近隣からの落ち葉の苦情やナラ枯れ被害による伐採など、指定解除により面積が減少したため、これ以上減少させないための取組が必要です。

「都市農地（生産緑地）の面積」は目標水準「190ha 以上」に対して、現況 186.21ha で、平成 30 年度の値（199.92ha）よりも減少し目標達成は困難な見込みとなりました。農地所有者の高齢化などにより指定解除され、宅地化が進行している状況で、これ以上減少させないための取組が必要です。

方針３は「目標③公園の整備を確実に進めるとともに、市民協働で公園の活用の幅を広げる」ことを定め、「市が設置・管理する都市公園面積」、「公園の柔軟な活用」を指標としました。「市が設置・管理する都市公園面積」は目標水準「64.2ha」に対して、現況 64.3ha で、平成 30 年度の値（58.0ha）よりも増加し、目標達成しました。「公園の柔軟な活用」は目標水準「モデル事業実施」に対しては、現況ではモデル公園の選定を行いましたが、近隣との調整などの困難により、市民協働の取組が進まず未達成となりました。

表2－7 計画期間[令和2～6(2020～2024)年度]の目標の達成状況

目標		指標	改定時現状 (H30 年度末)	目標 (R6 年度)	**現状** (R5 年度)	**達成状況**
緑の確保目標	現状（みどり率約35%）の維持に努めつつ、市民が豊かさを実感できる緑を増やしていく	みどり率	約 35%	維持	36.5%	達成
		市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合	住宅地 18.7% 商業地 9.8%	現状維持	住宅地 23.6% 商業地 15.0%	達成
各方針の目標	方針１の目標① 緑を守り育む市民の活動を広げる	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	73 公園	76 公園	73 公園	未達成
	方針２の目標② 市民と協力して自然的・歴史的な緑や郷土の緑を維持する	保存樹木数	478 本	483 本	432 本	未達成
		保護樹林地面積	17,578 ㎡	現状維持	14,060 ㎡	減少
		都市農地（生産緑地）の面積	199.92 ha	190ha 以上	186.21 ha (R6.1.1)	未達成
	方針３の目標③ 公園の整備を着実に進めるとともに、市民協働で公園の活用の幅を広げる	市が設置・管理する都市公園等面積	58.0ha	64.2ha	64.3ha	達成
		公園の柔軟な活用	―	モデル事業実施	モデル公園の選定	未達成

③ 目標に対する今後の方向性

中長期的な目標は、保護樹林地や生産緑地地区などのまとまった緑の指定解除等による宅地化進行などが、みどり率の増減に影響を及ぼしています。中長期的な視点で維持していくためには制度等の活用により保全し、今ある緑の保全に加えて、開発時の緑確保や、街路樹、住宅地など、いずれの分野の緑においても、継続的な確保が重要です。

緑の確保目標は、市内の住宅地と商業地の緑の豊かさを、アンケート調査により把握し、現状維持を目標としていますが、前計画時に比べその割合は増加しているため、引き続き量だけでなく質についても着目し、市民が実感できる緑の豊かさを増やすことが重要です。緑の豊かさについての多い、少ない、というアンケート結果は、市民の総意としてとらえることも出来ますが、感覚的にとらえられるものでもあるため、今後は確保目標を支えるモニタリング指標として、継続するなどの方向性が考えられます。

各方針の目標に対して、目標①は公園等清掃美化協力員会の高齢化等により、管理公園数が減少傾向です。新たな担い手確保や参加しやすい仕組みなどの検討が必要です。そのためには、緑に係わっていただくことで地域の緑への愛着を育めるような視点が重要です。目標②は中長期的な目標同様に保

全が求められますが、これらの緑を維持していくためには、歴史的な緑等への市民の愛着を育み、かかわりを持って維持していけるよう、緑への関心の醸成を図りながら進めて行くことが重要です。目標③は公園の柔軟な活用に向け、市民との調整をスムーズに行っていくために、市民ニーズの把握や官民連携の視点も含めて実施していくことが重要です。

（２）施策の主な実績

前計画が定めた施策の主な実績の概要は以下のとおりです。

表2－8 施策の実施状況

前計画の施策と主な取組			施策の実績と課題 ○実施した点　■実施に至らなかった点
方針1 緑と人のつながりを育み生かす	1.1 緑を知り、緑にふれあう機会の充実	①緑に関する情報発信の充実	○市による HP、観光デジタルマップ、動画、広報誌やイベントで、緑や公園の魅力の情報発信
		②立川の緑の魅力の共有と発信	○市民からの情報を集め発信（「みんなでつくろう！データベース」を作成）。 ■市による、市民からの情報収集と発信、市民が発信できる機会の提供は限定的。
	1.2 多様な参加機会の創出	①保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進	○ボランティアへの支援の継続、団体活動について周知（HP、イベント）。
		②公園の管理、地域緑化への市民参加の促進	○市民参加の取組を継続、市民参加の取組について周知（HP）。
		③多様な参加機会の創出	■活動を体験できる機会の創出、寄付制度の検討。
	1.3 創造的な活動の展開	①立川公園ガニガラ広場を拠点とした活動の拡大	○市は田んぼ体験や生物多様性の学習、田んぼ運営の活動支援を実施。市民ボランティア団体は、体験学習の講師として、田んぼ運営のノウハウや米作りの大切さを参加者に伝えるなどサポート。田んぼでの体験学習には、市内の幼児や児童を始めとした子供たちが参加。
		②様々な活動をつなぎ、広げるしくみづくり	○緑地・樹林地ボランティアの情報交換会を一部実施。
方針2 緑を守	2.1 立川崖線の緑の保全	①崖線の緑の保全と安全確保	○都市計画決定区域内の確保できる用地の調査。 ■保全優先度の評価。
		②矢川緑地の湿地環境の保全	○管理を継続、ボランティアによる管理。

前計画の施策と主な取組			施策の実績と課題 〇実施した点　　■実施に至らなかった点
	２．２　豊かな水辺の保全（多摩川、残堀川、根川緑道、玉川上水、用水・分水・湧水等）	①多摩川、残堀川の河川環境の保全と水辺空間の適正利用	〇協定に基づく管理、占用による管理の実施。 〇国・都と連携し、不法投棄の防止など水辺空間の適正な利用に向けた市民への普及啓発。
		②根川緑道の桜並木とせせらぎの保全	桜並木：〇維持管理を継続、ボランティアによる継続的な樹勢回復の取組、保全活動の募集と報告。 せせらぎ：〇Ｒ５年度に従来の水源（高度処理水）が使用できなくなり、新たに井戸水等補水、循環し、流れを確保。
		③玉川上水の保全	〇フェンス内の水路は東京都水道局、フェンス外の緑道部分は東京都建設局と立川市が分担して管理を実施。緑道部分の立川市管理箇所については、市による管理手引き（案）に基づく適切な維持管理を行いつつ、東京都建設局、東京都水道局と連携。 〇ナラ枯れ対策用に都の補助金を新たに充当。
		④用水・分水、湧水の保全	〇用水・分水の浚渫と樹木剪定、水質調査の実施、「みんなでつくろう！データベース」を作成（再掲） 〇雨水流出抑制施設の設置指導、設置費用補助、根川緑道への水質浄化施設設置工事。 ■湧水利用できる公園用地の取得はなかったため、水に親しみやすい新たな公園整備は実施せず。
	２．３　武蔵野の面影を伝える緑の保全（五日市街道のケヤキ並木、屋敷林、社寺林、保護樹林地）	①五日市街道のケヤキ並木の保全	〇風致地区条例に基づく保全、保存樹木制度の運用。 ■協働による負担軽減、地域住民の理解の醸成。 ■ケヤキ並木の実態把握と保存方法の検討。
		②屋敷林、社寺林等の保全	〇保存樹木・保護樹林地制度の運用。 ■協働による落ち葉清掃などを通じた所有者の負担軽減、落ち葉清掃のイベント化。
		③方針１の1.2の①と同じ	方針１の1.2の①と同じ。
	２．４　農地の保全と活用	①様々な制度を活用した農地の保全	〇特定生産緑地の説明・指定促進、都市農地の貸借についての説明。
		②市民の農への関心向上とふれあいの促進	〇市民農園の運営。 〇体験型農園、援農ボランティア基礎講座、親子農業、写真コンテスト実施。立川育ち、たちかわ農業たよりでの広報。
方針３　緑の豊かさを	３．１　開発事業等にあわせた緑の創出	①多様な手法を活用した緑化の推進	〇壁面緑化の緑化面積への算入検討。 〇景観に関する普及啓発。
	３．２　緑の豊かさが感じられるまちなみづくり	①接道部を中心とした住宅地の緑化推進	〇緑化の普及啓発の実施、景観教育の実施。

前計画の施策と主な取組			施策の実績と課題 ○実施した点　　■実施に至らなかった点
	３．３　地域の魅力となる公園づくり	①公園の活用や計画的な整備	○公園等８箇所の供用開始（R6.5 月時点）、都市計画公園の用地買収。 ○一部公園の公園づくりについて周辺住民と協議。 ■提供公園の設置基準見直しは進まず。
		②身近な公園の機能見直しと再生	■市民意見を取り入れた公園機能の見直し、再生。（身近な小規模公園の機能見直しについて、身近な公園を分類する必要があるができていない）
		③地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用	○ニーズの高い活用策（ボール遊び等）を試験的に実施する公園対象地の設定、一部陸上競技場にて予約のない時間帯でのボール遊びを可能とした。
		④安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進	■管理運営方針の策定（R７年度末までに策定予定）。 ○都市公園のサクラの点検。 ■都市公園のサクラ以外の樹木の点検。 ○かまどベンチを活用した防災訓練の申請に対する許可。
	３．４　健全で豊かな道路の緑の育成	①街路樹の適切な植栽と維持管理	○「街路樹のあり方方針」に基づく剪定等維持管理、ケヤキとサクラの街路樹調査。 ■道路の新規整備に際しての新規の街路樹整備。
	３．５　公共施設の緑化推進	①公共施設再編に合わせた緑の質の向上	○公緑化基準を上回る緑化の実施（立川市クリーンセンター(たちむにぃ)及び周辺、新学校給食共同調理場）。
重点的な取組	１．立川の緑の情報と魅力の発信		○緑や公園施設の魅力についての情報発信として、市によるHP、観光デジタルマップ、動画、広報誌やイベントでの情報発信を実施。 ○パークフル等の活用を視野に事業者にヒアリング実施。 ○2.4②に同じ。
	２．立川公園ガニガラ広場を拠点とした活動の拡大		ガニガラ広場：○市は田んぼ体験や生物多様性の学習、田んぼ運営の活動支援を実施。市民ボランティア団体は、体験学習の講師として、田んぼ運営のノウハウや米作りの大切さを参加者に伝えるなどサポート。田んぼでの体験学習には、市内の幼児や児童を始めとした子供たちが参加。 根川緑道：○維持管理を継続、ボランティアによる継続的な樹勢回復の取組、保全活動の募集と報告。
	３．保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働促進		○ボランティアへの支援の継続、団体活動について周知（HP、イベント）。 ○緑地・樹林地ボランティアの情報交換会を一部実施。
	４．地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用		○ニーズの高い活用策（ボール遊び等）を試験的に実施する公園対象地の設定、一部陸上競技場にて予約のない時間帯でのボール遊びを可能とした。
	５．安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進		■管理運営方針の策定（R７年度末策定予定）。

前計画の施策と主な取組		施策の実績と課題 〇実施した点　　■実施に至らなかった点
		〇公園施設の長寿命化の対策を適宜実施 〇都市公園のサクラの点検の実施。 ■都市公園のサクラ以外の樹木の点検。

２．計画の改定の方針

前計画の緑の将来像「緑と人がつながり、ともに生きるまち　立川」の実現に向けた、緑の現状、前計画が定める施策の取組状況、アンケートによる市民意識、緑を取り巻く近年の社会動向等を踏まえ、計画の改定に向けた検討において基となる事項を整理し、改定の方針の方向性を示します。

（１）緑の現況、前計画の取組状況、市民意識等から把握された課題

① 本市の緑全体に関わる課題

豊かな自然や公園、さらに新鮮な地場産の野菜等は、市内外から本市の魅力として認識されており、これらのさらなる魅力や機能の向上が求められています。

都市緑地法の一部改正で示された緑の基本方針では、気候変動への対応、生物多様性、Well-being といった視点が示されたところですが、本市においてもこれらの視点をもって緑に関する取組を進めていくことが求められます。また、アンケートでは、社会資本整備やまちづくり等に緑を積極的に取り入れて、自然のしくみや緑が持つ様々な環境保全機能を活用して社会課題の解決を図る考え方「グリーンインフラ」を踏まえ、立川市において重要な社会課題をお聞きし、特に「子育て」、「災害に強い都市の形成」、「暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策」が求められていますが、これらをはじめとした様々な課題に対応して行くことが求められます。

② 本市の緑に関する市民の捉え方の課題

樹林地などの自然の緑、玉川上水周辺の水辺の緑、多摩川の緑、さらに緑が豊かな国営昭和記念公園などは、市民に豊かな自然や公園として広く認識されています。一方で、立川崖線の緑や農地・屋敷林の緑は、それら緑の存在する地域の人には認識されていても、離れた地域に住む人にはよく知られているとは言えない状況であることが緑の基本計画に係るアンケート調査結果から分かりました。また、次世代に引き継ぎたい緑として立川崖線（斜面林、矢川緑地）と湧水、武蔵野の雑木林はアンケートでは下位でした。

市内の様々な緑について、その役割や機能をよく知ってもらうことで、自然的な緑や地域の郷土の緑に対しての愛着を育み、保全と活用に向けた意識を向上させていく必要があります。

そのためには、広く知らせる取組や、どのようにそれらの緑と人がかかわりを持ち続けられるか、しくみづくりを考えていくことが必要です。

③ 市民、事業者との協働に関する課題

緑を生かしたまちづくりを市民や事業者と連携して進めて行くことが重要です。緑の基本計画に係るアンケート調査結果からは、市民もそれらを重要と捉え、市民参加や連携への潜在的な参加意識があることを把握しました。

一方で、前計画の施策の取組実績では、緑を守り育む市民の活動を広げるという目標において、その指標の公園等清掃美化協力員会管理の公園数目標が未達成でした。高齢化により参加できなくなる状況や、定年の引き上げといった理由により新たな参加見込が得られないなど、どのように担い手を確保していくかが課題といえます。

さらに、公園の整備を着実に進めるとともに、市民協働で公園の活用の幅を広げる目標は、公園の柔軟な活用において、市民との調整を図ることが難しく、モデル事業の実施には至りませんでした。

そのためには、市民ニーズの把握や、参加希望者の潜在的なニーズを掘り下げて、新たな参加を促すしくみづくりが求められます。

④ 緑の種類に着目した課題

樹林地の保全、適切な維持・管理への支援

前計画の施策の取組目標において、保存樹木の目標本数と保護樹林地の面積確保は達成できませんでした。これらの樹木の大径木化や老齢化は、気候変動による台風や強風時の倒木被害、ナラ枯れなどの危機に直面し、緑の安全性の確保が必要です。通常必要とされるボランティア団体による維持管理に加えて、樹木医などによる専門的な知識なども必要とされるため、維持管理費の支援だけでなく、専門家との交流などによる質や機能面における支援が必要です。

河川など水辺の緑の保全と環境・防災減災の考慮

多摩川、残堀川、玉川上水、根川緑道、柴崎用水路や湧水などは、立川らしさの代表ともいえる郷土の緑が連なり、様々な生き物の生息地・生育環境としても貴重な緑の場所で、今後も保全を図っていくことが必要です。

アンケート結果より、本市が取り組むべき社会課題として、特に、子育てと災害に強い都市の形成が求められています。近年は、気候変動の影響による強雨豪雨で都市型の水害被害も発生しているため、市内の緑地や農地の持つ保水・湧水機能の活用で、雨水流出抑制対策を高め、水循環の保全などにより、災害に強い都市を目指していくことが必要です。

農地の保全と活用、子供への緑育教育の取組

本市の農地は、農家数の減少により、近年ますます生産緑地地区の指定解除、宅地化の転用で農地面積が減少しています。アンケート結果においても、緑の豊かさについては、農地の存在しない地区での認識は低い傾向です。一方で、本市で生産する新鮮な野菜などが、市内外で魅力に感じられており、市民一人一人が緑の保全のためにできることとして、「市民農園の利用や市内でつくられる野菜の購入などを通じて農地保全に協力する」が最上位です。

制度活用による農地の保全に加えて、市民が農地とのかかわりを持ち、立川の地産地消の普及拡大、子供たちへの緑育を通して農地の保全を支えることが、今後ますます必要となります。

身近な公園の利活用に向けた新たな価値創出

アンケート結果より、身近な公園の緑は、今後増やしたい緑、次世代に引き継ぎたい緑において最上位で、子育て世代の利用頻度も高く、市民ニーズが高い結果でした。一方で、身近な公園の不満に感じるところでは、狭い、遊具や休憩場所が少ないといった不満、開発提供公園などは規模が小さく、子供たちが十分に遊べる広さが確保できていない状況や、広さはあっても利用上のルールによってボール遊びなどが禁止されている状況など、様々な問題があり、これらに対応していくとともに、Well-being などの考え方により居心地よく、だれもが幸せを感じられる健康と福祉の増進に資する公園を目指して、民間活力の導入なども考慮して進めていく必要があります。

公園の管理運営方針では市民のニーズに応える公園づくりを目標としていますが、市民、事業者、市とが連携して、新たな価値の創出により、利活用をはかることが重要です。

公共空間における健全な緑の育成とネットワーク形成

立川市役所周辺のケヤキ並木は、樹木の大きさだけでなく樹形も美しく、都市に風格をもたらす存在であるとともに、緑のネットワークの創出に寄与しています。一方で、道路幅員の狭い道路の街路樹は、成長に伴い根上りや十分な歩道空間の確保が困難な状況、近隣住民からの落ち葉の苦情、強剪定による樹形のくずれで美観を損なう状況などにより、維持していくことが難しい状況です。アンケートでは、緑豊かなまちづくりを進めるための立川市の取組として重要視する取組について、「道路の緑化と緑の適切な維持管理」と、新たに設問選択肢に加えた、「サンサンロード・市内の緑道・立川崖線・玉川上水などの緑のネットワーク」がいずれも６割以上が重要との結果で、「公共施設の緑化と緑の適切な管理」は中位で５割強でした。

立川市の重要な社会課題として、「暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策の推進」も上位であることから、街路樹による緑の創出と適切な維持管理

を「街路樹のあり方方針」に基づくとともに、市民や事業者の参加により維持管理を進めていくことが必要です。

民間事業者や住宅による多様な緑化の啓発

都市で生活する人々にとって、日常生活における緑は、商業地や住宅地の緑として目に留まるものですが、近年は民間事業者による大型商業施設などで、人々の憩いの場となり、生き物にとっても多様な生育環境をもたらすような、良質な都市型の緑が創出されています。

今後も、農地の宅地化や、駅前の再開発事業などが見込まれることから、開発事業等で誘導すべき良質な緑化のあり方を再度検討するなど、緑豊かなまちなみを感じられるまちづくりを進め、エリアマネジメント等により、市民や事業者とともに、立川の「よい緑」を共有し、取組を広げていくことが重要です。

（２）課題のまとめと改定計画に求められる事項

本計画において、取り組むべき課題を、次のように集約しました。

① 立川市の緑の持つ機能や役割を、緑を支える人々に周知

立川市の人口は今後減少の見込みですが、新たに転入してくる人や、外国人の増加などにより、人口構造も変化してきます。これらへの対応も考慮し、まずは立川の緑について、歴史的な背景や土地の成り立ち、そのような緑の持つ機能や役割を広く知っていただき、緑への関心の醸成をはかることで、市民みんなでこれらの緑を支える人材の育成と確保にむけて、さまざまな取組へと発展させることが必要です。

② 緑の利活用により、緑の存在価値が上がるしくみづくり

立川の郷土の緑など、その維持管理の取組を市民や事業者とともに行い、参加することが緑とひとのかかわりをもたらし、日常生活に新たな価値を創出していく、このような取組によって、緑の存在価値を上げ、さらに利活用へとつながるしくみづくりが必要です。

③ 既存の緑の質を高め、地域課題の解決に資する緑の存在を拡大

災害に強く子育てしやすいまち、気候変動の影響を緩和する、といった地域課題を、緑を保全し創出し、良好な維持管理によって実現できる緑のまちづくりが求められます。都市インフラとして、緑を配置していくことが必要

です。

（３）緑の基本計画の改定の方針

①　改定計画の特徴

緑の基本計画の改定の方針を定めるにあたり、以下の３つの特徴と目指す方向を整理しました。

特徴1 ： 立川市の歴史を踏まえた緑の継承

立川市の歴史を通じて保全、形成してきた緑を知り、次世代に伝える取組を目指す。

特徴2 ： 市民のくらしに開かれ、新たな価値創造を促す緑の整備

市民の幸福度の向上に資する、価値創造を促す緑の整備を目指す。

特徴3 ： 都市インフラとしての緑の配置

都市の環境改善、地域コミュニティの形成やにぎわい創出まで、緑の多様な機能の発揮を想定した配置、機能発揮に向けた取組を目指す。

②　現行計画から継承する事項と新たに加わる事項

継承する事項

改定計画に求められる事項に示した内容は、大きな方針として、前計画の「緑の将来像」、「基本方針」に基本的に包含されている内容です。今回の改定は、前計画を策定して４年を経過したのみであることから、両者の基本方向を継承し、「緑の将来像」及び「基本方針」の枠組みを継承します。これに、新たに定めるべき事項を追加し、位置づけていきます。

継承する緑の将来像
：緑と人がつながり、ともに生きるまち　立川
継承する基本方針の枠組み
：方針１　緑と人のつながりを育み生かす
：方針２　緑を守り生かす
：方針３　緑の豊かさを高め生かす

新たに定めるべき事項

教育との連携、活動を通じて理解を深めるしくみ等、立川市の歴史を踏ま

えた緑を識る多様なチャンネル（経路）が必要です。そのため、以下の事項を新たに定めます。

- 立川市の歴史を踏まえた緑を市民に伝え、緑継承機運の醸成を図る取組の検討

骨格、拠点形成の視点に加え、地域の課題解決に向けた緑配置、多様な機能発揮の検討が必要です。そのため、以下の事項を新たに定めます。

- 地域の課題解決に向けた緑の整備、緑の配置の考え方

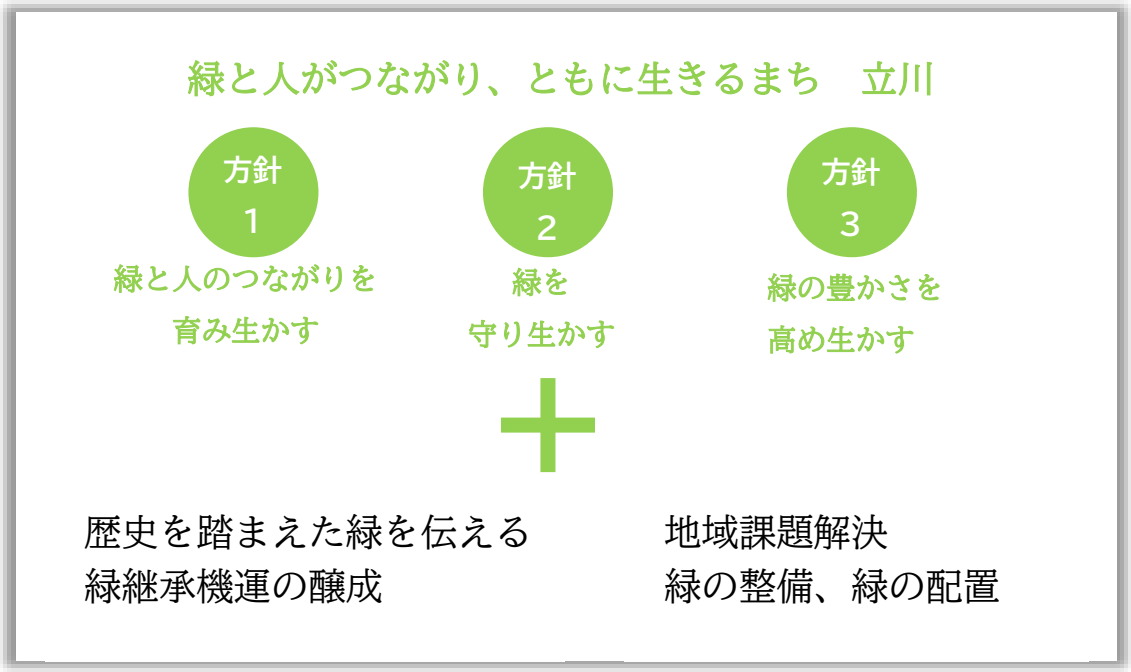

第３章　計画の将来像と目標

第１節　緑の将来像

本計画の推進を通じて、10 年後に実現を目指す本市の緑の姿を、将来像として定めます。

緑と人がつながり　ともに生きるまち　立川

立川崖線や多摩川の河畔に連なる自然的な緑、五日市街道沿いに残るケヤキの屋敷林や、沿道地域に広がる農地、武蔵野の面影を残す雑木林といった歴史を踏まえた郷土の緑は、本市の大きな魅力です。このほかにも、公園、緑道、街路樹、水辺、オープン的な利用に資する緑のあるスペースなど、近年新たに創出された緑も、市民、事業者、市が育み親しんできた魅力的な緑として市内に存在しています。

これらの緑を、市民や事業者の皆様とともに協力して守り継いでいくとともに、立川駅周辺をはじめとするまちのにぎわいや日々の心地よい暮らしを彩る緑、暑熱環境の緩和、生物多様性、水源涵養、防災面における安全安心の確保、健康・福祉の増進などを支える緑を広げ、市民が誇れる緑豊かなまちの実現をめざします。

これらの魅力的な本市の緑を、市民一人ひとりが自分自身にとっての身近な存在と感じられるように、日々の営みの中で緑とのつながりを持ち続け、その緑を通じて人と人がつながり、新たな活動を生み広げていくという行動を大切にしていくことで、さらにその先にある新たな価値の創出が期待されます。

そのためには、市民や事業者が多様な緑の役割や機能を知り、市内での緑を守り、育み、その恵みを生かしていく取組に参加し、あらたなつながりにより、みどりとともに生きる実感・幸せを得られる、というしくみを構築して緑を資源としても循環させていくことが大切です。

市民・事業者・市が協力して、このような緑とともに生きるしくみのあるまちで暮らすこと、働くことを謳歌できる立川市になることをめざします。

第２節　基本方針

方針１　緑と人のつながりを育み生かす

本市の緑の機能や役割、大切さ、そして魅力を市民、事業者、市が共有し、一体となって緑を守り、その恵みを生かし、緑の質を高め豊かさを生かしていくため、市内の緑の存在を市民が身近なものとして感じられるだけでなく、環境や緑の形成過程などの歴史的な背景といった郷土の緑についても、知る機会を充実させていきます。

緑を守り育む市民の活動をさらに進めていくとともに、農地や樹林地をはじめ多様な緑を育み、活動の取組を支えるしくみにより、緑と人のつながりを育んでいきます。

方針２　緑を守り、その恵みを生かす

本市の緑を象徴する、崖線の緑、多摩川、残堀川、玉川上水等の河川・用水の水辺の緑、五日市街道のケヤキの屋敷林等の骨格となる自然的・歴史的な緑とともに、これらによってもたらされてきた文化も含めて守り継いでいきます。

人々の営みの中で受け継がれてきた、農地、屋敷林、社寺林等の郷土の緑を地域全体で支えるだけでなく、時代の潮流にも目を向け、様々な活動団体等とともに保全します。

方針３　緑の質を高め、豊かさを生かす

近年新たに創出し、これまで市、市民、事業者等が育み親しんできた公園、緑道、街路樹、水辺、オープンスペースも、今後は守り継ぐ対象と捉えて、これらの緑のついても総量を維持し、緑の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

立川市の未来ビジョンの実現に向けて、既存の緑の質の向上や、新たな緑の配置により、地域課題の解決を進めます。総合治水対策等に基づく雨水流出抑制（雨水浸透等）、健全な水の循環の確保（湧水の保全、浸水被害発生抑制）、さらに、にぎわい創出に向けて、既存の緑の維持管理の向上、新たな緑の創出・配置といった視点により、緑を生かしたまちづくりを行います。

緑が、市民のつながりを育て、市民の幸せを生む場・資源となることで、暮らすこと、働くことを謳歌できる立川市になるということを目指して、安全性と快適な利用環境の維持、活用を進め、市民一人ひとりが幸せを実感できる緑により、まちの魅力、活力を高めていきます。

第３節　計画の目標

緑の総量（みどり率）の維持について、中長期的な目標を前計画から継続します。

中長期的な目標

今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出して緑の総量(みどり率)を維持していく

中長期的な目標では、本市の緑の骨格をなす自然的な緑、地域の歴史を踏まえた緑や郷土の緑を守り、計画的に整備する公園や街路樹の緑をはじめ、公共施設の緑、市民・事業者との連携、協働による商業地・事業地の緑、住宅地の緑、開発によって提供される新たな緑など、あらゆる場所での緑化を進め、緑の総量（みどり率）を維持していきます。

本計画の計画期間においては、緑の確保目標と、各方針に対して目標を設定し、本市の緑の確保に向けて取り組んでいきます。さらに、目標値は定めませんが、実績値の確認による進捗管理を行いながら、施策の展開につなげるための指標として、モニタリング指標を設定します。モニタリング指標は第７章に掲載します。

表3－1 計画期間の目標

目標		現行計画の指標	改定の考え方	指標	改定時現状（R６年度末）	目標（R16 年度）
緑の確保目標	現状（みどり率36.5%）の維持に努めます	市内の住宅地･商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合	継承するが、みどり率の維持を確保目標の指標とし、市民が豊かさを実感できる緑の指標はモニタリング指標に変更	みどり率	36.5%	現状維持
各方針の目標	方針１の目標① 多様な主体の連携・協働	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	継承	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	73 公園	76 公園

目標		現行計画の指標	改定の考え方	指標	改定時現状（R６年度末）	目標（R16 年度）
	方針２の目標②地域制緑地等の保全、活用	保存樹木数	継承	保存樹木数	446 本	483 本
		保護樹林地面積	継承	保護樹林地面積	14,060m2	現状維持
		都市農地（生産緑地）の面積	継承	都市農地（生産緑地）の面積	186.21ha	180ha 以上
		無し（立川市の緑への関心を高め価値観の醸成を図ることを目指すために、新たに目標として設定します。）	新規目標	自治会や団体等による郷土の緑の見学会開催数と参加人数	●回 ●人	●回 ●人
	方針３の目標③営造物公園等の整備、維持管理、活用	市が設置･管理する都市公園等面積	継承	市が設置・管理する都市公園等面積	64.3ha	67.0ha
		公園の柔軟な活用	継承	公園の柔軟な活用	モデル公園の選定	モデル事業実施
		無し（身近な緑の充足の向上を目指すために、新規目標を設定します。）	新規目標	誘致圏面積の空白地の面積	≪参考≫ H30：995ha R5：969ha	655ha

第４節　緑の配置方針

緑が有する多様な機能の効果的な発揮を目指して、ネットワークを形成し、相乗効果を得られるように、緑の配置方針を定めます。

ネットワークは、都市計画公園及び2,000㎡以上の都市公園を「緑の拠点」、自然的・歴史的な緑を「緑の骨格」とし、骨格・拠点を結ぶ緑の軸についても「緑の骨格」と位置付けて保全していくことに加え、新たに配置し、地域の特性に応じた緑の保全と創出によって形成します。

ネットワークの形成に向けて、生物多様性の保全、災害リスク・環境負荷の低減、レクリエーション、景観構成等の多様な機能を有する緑を、人々の暮らしを支える都市インフラ、すなわち、グリーンインフラとして捉え、生活において緑を感じ自然と健康でいられる日々の暮らしに資する緑として配置します。

具体的には、立川市の歴史や文化をふまえた緑として、崖線、玉川上水・五日市街道沿線、農の文化を継ぐ農地や屋敷林、樹林地等をはじめ、市民にとって身近に感じられる公園やオープンスペース、街路樹等による中心市街地におけるにぎわいの創出やヒートアイランド現象の緩和を図る緑等を市民や事業者と協力して保全し、配置することを目指します。

図3－1　現行計画の緑の配置方針（仮）

第４章　緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第１節　施策体系

＜重点的な取組の設定について＞

本計画において重視している市民とともに緑を育み、増やす取組の充実に向け、今後のモデルとなる取組を「重点的な取組」に設定し、10 年間の事業計画を示します。

施策の主な取組　重点 重点的な取組に関連する施策　市民参加の取組

① 緑の持つ役割と機能の周知 重点　② 立川の緑の魅力の共有と発信 重点
③ 緑の利活用と活動の活性化(新規) 重点

① 保存樹木、保護樹林地等の保全における、市民やボランティア団体との協働推進 重点
② 公園の管理、地域緑化への市民参加の促進　③ 多様な参加機会の創出

① 立川公園ガニガラ広場を中心とした、新たな価値創出に向けた活動の展開 重点
② 活動の継続性の担保と活動場所の拡大（新規）
③ 様々な活動を促しつなぎ、広げるしくみづくり

① 立川崖線の緑の保全と安全確保 重点
② 立川崖線の緑の維持管理と啓発活動（新規）　③ 矢川緑地の湿地環境の保全

① 多摩川、残堀川の河川環境の保全と水辺空間の適正利用
② 根川緑道の保全　③ 玉川上水の保全　④ 用水・分水、湧水等の保全

① 五日市街道のケヤキ並木の保全 重点　② 屋敷林、社寺林等の保全
③ 保存樹木、保護樹林地等の保全における、市民やボランティア団体との協働推進【再掲】重点

① 様々な取組による農地の保全
② 市民の農への関心向上とふれあいの促進 重点

① 多様な手法や制度を活用した緑化の推進 重点

① 接道部を中心とした住宅地やまちなかの緑化推進

① 身近な公園の配置と機能の見直し（新規）
② 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用 重点
③ 安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進

① 街路樹の適切な植栽と維持管理

① 公共施設再編に合わせた緑の質の向上

① 広域的な緑と市内の緑とのネットワークの創出（新規）
② 既存する緑の軸線の維持（新規）
③ 緑のネットワークによる回遊性の創出（新規）重点

第２節　施策の内容

１．施策と主な取組

方針１　緑と人のつながりを育み生かす

施策１．１　緑の役割と機能を知り、緑にふれあう機会の充実

①　緑の持つ役割と機能の周知　重点

市民に緑の多様な役割と機能を周知することで、緑が地域の資産価値の向上に寄与することの認識を促し、市民の緑への関心や緑の価値観の醸成を図ります。

緑の役割や機能の周知については、「緑化まつり」の開催において、緑をまもり・ふやし・育てる機会の場を提供するほか、様々な手法を用いた情報発信に取り組みます。

②　立川の緑の魅力の共有と発信　重点

立川の魅力ある緑の情報を集め、発信していくことで、緑ある暮らしの心地よさやまちの魅力となる緑を共有し、緑への共感を広げていく機会を、シティプロモーションサイト等とも連携しながら設けます。

③　緑の利活用と活動の活性化（新規）　重点

立川の歴史を踏まえた緑をはじめ、農地・保存樹木・保存樹林地・屋敷林・崖線といった立川の特徴的な緑について、関連する事業と連携して緑にふれあう機会の充実に取り組みます。

緑の持つ多様な役割と機能を発揮するためにも、市民による緑の利活用で、取組を活性化していきます。

施策１．２　多様な参加機会の創出

①　保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進　重点

保存樹木、保護樹林地等の緑を保全していくため、保存樹木を所有する市民への管理費の助成や市民等によるボランティア活動の支援を行っていきます。

新たな保存樹木の受け入れや保護樹林地等の保全活動を情報発信することで、地域の緑への愛着や地域交流の場の醸成を促します。

②　公園の管理、地域緑化への市民参加の促進

公園管理や地域緑化は、緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園等管理協力員等の市民参加・協働により実施しています。

喫緊の課題としては、参加いただいている市民の高齢化です。活動を継続するためには、スムーズな世代交代ができるよう情報発信等による地域の緑への愛着を促進する取組を進めます。また、「緑化まつり」や地域の様々なイベント等で、実際に活動している市民との交流機会を創出し、活動の様子を周知し参加を促す取組を進めます。

③　多様な参加機会の創出

緑に関わる活動への参加者のすそ野を広げるため、活動を体験できるイベントの実施、寄付制度の活用、SDGs の活動の場を求める地域事業者の受入れなど、多様な参加機会の創出に取り組みます。

施策１．３　創造的な活動の展開

①　立川公園ガニガラ広場を中心とした、新たな価値創出に向けた活動の展開　重点

立川公園ガニガラ広場では、立川駅南口の商店街を中心に緑のネットワークで繋げるイベントの開催や、ガニガラ広場の田植え体験、お米を育て食べる市民講座をボランティア団体と協働して行うなどの活動を継続していきます。また、立川唯一の田んぼを残していく取組みとしての農のある風景の継承や、青梅市から府中市まで続く崖線の緑と湧水の保全、樹林地などに生息・生育する生きものを保全する環境教育などといった活動へと展開する取組を実施します。

今後整備していく泉町西公園では、ドッグラン・プレーパーク・デイキャンプの場の創出や市民団体による運営、見影橋公園では、利用予約のない時間帯にボール遊びが行える、といった新たな取組が展開されています。

このように公園の個性を生かした活動を展開し、新たな価値創出に取り組みます。

②　活動の継続性の担保と活動場所の拡大（新規）　重点

活動を継続的に実施していくためには、活動の後継者の育成や活動場所の確保が課題となっています。

市の所管する施設での屋内座学講座等には、補助助成制度があるため、これを活用し、活動中の団体が主体となったプログラム（条件あり）の実施により、活動に参加する機会を促し、ついては後継者の育成につながる取組みを関係機関と連携して行います。

③　様々な活動を促しつなぎ、広げるしくみづくり

緑と人をつなげるためにも、活動をさらに活発化させ、創造的な活動へと広げていくことが必要です。

緑に関するテーマの講座を開催し、市民が自発的に新たな緑に係る活動、新たな活動場所、新たな人のつながりを生むしくみづくりに取り組みます。

方針２　緑を守りその恵みを生かす

施策２．１　立川崖線の緑の保全

①　立川崖線の緑の保全と安全確保　重点

崖線の緑は、都市の緑のネットワーク上、重要な役割を担っており、行政界を超えた一体的保全に向けて、「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」の設置により、青梅市、羽村市、福生市、昭島市、立川市、国立市、府中市及び調布市の８市が連なる崖線を一体のものとしてとらえ、共同で緑の保全のあり方を検討し、保全していきます。

立川市内の崖線については、未整備の都市計画公園内の樹林地を保護樹林地に指定し、市により管理することで安全の確保に努めます。

②　立川崖線の緑の維持管理と啓発活動（新規）

立川市の所有地内の崖線の一部は、市民団体等による清掃等のボランティア活動による持続的な維持管理を行っており、今後も継続して実施していきます。

立川市民科等の学校課外活動への啓発により、ボランティア活動と環境学習を連携することで「人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現」や「陸と海の 30%以上を健全な生態系として保全していく 30by30」の機運醸成につなげていきます。

③　矢川緑地の湿地環境の保全

市内唯一の湿地環境である矢川緑地は、東京都の所有地ですが、東京都と立川市で協定を結び立川市が管理を継続していきます。また、矢川緑地の存在と貴重な環境を市民に知ってもらえるよう、情報発信に取り組みます。

施策２．２　豊かな水辺の保全

（多摩川、残堀川、根川緑道、玉川上水、用水・分水、湧水等）

①　多摩川、残堀川の河川環境の保全と水辺空間の適正利用

多摩川の管理者（国）と残堀川の管理者（都）と連携して、河川沿いの緑を保全します。このことにより、市民の憩いの場となる水辺の確保に取り組みます。

②　根川緑道の保全

残堀川下流部の旧河道である根川緑道は、立川市の下水処理場で高度処理された汚水に地下水を加えた水を水源としたせせらぎとそれをとりまく緑地空間の創造により市民に憩いの場を提供してきました。

立川市の下水処理場の老朽化等により都の流域下水道に編入されたことから、令和６年度より高度処理した汚水に変わり循環水に地下水や湧水を加え

た水を水源としてせせらぎを継続しています。

また、根川緑道は、桜の名所として多くの市民に親しまれ、市域を超えた利用者が期待できる観光資源となっていることから、市民ボランティア団体の桜を保全する活動と協働した取組みを継続します。一方、桜の老木化が進行していることから、安全性を考慮した更新を行っていきます。

今後もせせらぎと桜並木を保全し、憩いの場を残すとともに、安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組みます。

③　玉川上水の保全

玉川上水は、多摩川の羽村取水口から四谷大木戸に至る約 43 キロメートルの素掘りの開渠で、江戸時代から上水を給水するための施設として重要な役割を果たしてきました。立川市域を通る玉川上水の水辺には、良好な緑地空間が創造され、市民の散策など憩いの場として親しまれています。

玉川上水の水辺の緑地空間は、東京都水道局、東京都建設局、市で管理区分を分担しています。今後もこれらと連携して保全に取り組んでいきます。

また、東京都と玉川上水沿線区市からなる玉川上水緑の保全事業都･区市連絡協議会に参加し、市民及び市民団体の保全活動の支援に取り組みます。

一方、新たな課題として、樹木のナラ枯れ被害や台風等による倒木被害が発生しているため、これらへの対応についても取り組みます。

④　用水・分水、湧水等の保全

立川市には砂川用水、昭和用水、野火止用水、柴崎分水といった、かつての新田開発を担ってきた歴史的・文化的資産である水路があります。これらは市民に親しまれた身近な水辺であるため、水路の状況を把握し、維持管理を継続していきます。

河川の水質調査、立川崖線の湧水調査、地下水調査を継続して、状況変化を把握します。また、立川崖線沿いの矢川緑地などの湧水及びそこに生息･生育する生きものの保全を図るとともに、雨水を地下にしみ込ませる雨水浸透施設の設置を推進し、湧水や地下水が豊富になるなどの水循環の保全を図ります。

公園を新たに整備する際に流水や湧水が確保できる場合は活用を検討します。

施策２．３　武蔵野の面影を伝える緑の保全

（市街道のケヤキ並木、屋敷林、社寺林、保護樹林地）

①　五日市街道のケヤキ並木の保全　重点

五日市街道のケヤキ並木は、軽い火山灰土が春先の強い風に舞い上がって起こる砂ぼこりを防ぐために、周辺の農家には欠かせない防風林として、江戸時代の新田開発を機に植えられるようになったと伝えられています。

現在、五日市街道のケヤキは、わずかに保存樹木として残るものとなり、ケヤキ並木と称される規模の樹木は残されていませんが、地域の歴史を伝えるケヤキ並木の面影として既存の樹木を保全していくため、五日市街道風致地区の保全、保存樹木等の指定を通じた管理支援を継続します。

また、ケヤキの保存樹木を有する敷地においての農産物販売や店舗展開等の活用事例を紹介するなど、武蔵野の面影を感じる緑の既存空間の存在や、その価値、活用方法を情報発信する取り組みを検討します。

②　屋敷林、社寺林等の保全

武蔵野の面影を残す農家の屋敷林や社寺林等のまとまった緑は、緑化推進条例に基づく保存樹木、保護樹林地等の指定制度による支援を行い保全していますが、相続や維持管理の負担を要因とした指定解除により、減少傾向にあります。

樹木や樹林の保全に向けて、地域の緑への関心や醸成を育むため関連部署と連携した緑育授業の実施、立川の樹木の新たな価値創出に向けた取組を検討します。

③　保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進　重点（再掲）

保存樹木、保護樹林地等の緑を保全していくため、保存樹木を所有する市民への管理費の助成や市民等によるボランティア活動の支援を行っていきます。

新たな保存樹木の受け入れや保護樹林地等の保全活動を情報発信することで、地域の緑への愛着や地域交流の場の醸成を促します。（第４章・第２節・１．方針１・施策１．２①再掲）

施策２．４　農地の保全と活用

①　様々な取組による農地の保全

本市では、江戸時代から砂川新田開発で農地が盛んになり、現在においても五日市街道を中心に植木や野菜、果実、花きなどの農地が広がっていますが、農家数、農地面積は減少傾向にあります。

農地には、新鮮なとれたてを味わうことができる地産地消により市民へ豊かな食を提供し、生活にやすらぎや潤いももたらす都市機能だけでなく、災害時の一時的な緊急避難場所としての防災機能、雨水の貯留・浸透などの涵養機能といった多面的機能があります。

このような農地を保全していくために、立川農業のブランドマーク「立川印」を生かした立川農業の魅力発信、圃場などで育てている樹木を市内の公共施設で立川産シンボルツリーとして活用検討、農地の持つ多面的機能の啓

発といった取組を進めるとともに、特定生産緑地の指定、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく制度、農の風景育成地区の制度の活用、農業公園整備を検討します。

図4－1（HP より一旦貼り付け）

②　市民の農への関心向上とふれあいの促進　重点

本市の農に対する市民の関心を高めていくため、親子収穫体験・農業体験への参加、援農ボランティアや体験農園への入園等を通じた農に触れる機会、写真コンテストや料理教室、農業体験ツアー等による立川農業の魅力を知る機会、小学生や中学生に対して立川農業の魅力や身近にある農業の大切さと楽しさを伝える機会を促進します。

方針３　緑の豊かさを高め生かす

施策３．１　開発事業等にあわせた緑の創出

①　多様な手法や制度を活用した緑化の推進　重点

開発事業等に対して行う緑の指導について、これまでの緑の量の確保に加え、都市緑地法等の一部改正で創設された優良緑地確保計画認定制度を活用した、気候変動対応、生物多様性の確保、Well-being の向上、これらより地域の価値の向上などに取組む考え方を、事業者に周知し、質の高い都市緑化を推進します。

また、事業者の敷地内の植栽が、市内の緑のネットワークの形成に貢献するものとなるよう啓発に努めます。

施策３．２　緑の豊かさが感じられるまちなみづくり

①　接道部を中心とした住宅地やまちなかの緑化推進

立川市宅地開発等まちづくり指導要綱の対象となる開発事業については、緑化地等技術基準により、道路に接する部分に重点的に緑化地を設置するよう指導しています。

この指導による緑豊かな都市景観づくりに協力している事例を広報や HP 等の様々なコンテンツで市民に情報発信し、まちづくり指導要綱によらない規模（開発対象外）の住宅地等についても、緑の豊かさを視覚的に感じられるまちなみ形成に向けて接道緑化の普及啓発に取り組みます。

既存の住宅地やまちなかでの緑を感じられる場の創出には、ガーデニング講座や出前講座などにより、市民に向けた地域に沿った緑化地の作り方や維持管理の仕方を紹介し、まちなかの緑化推進をはかるとともに、緑の景観を感じるまち歩きの開催などにより、市民と協力して心地よく暮らせる緑の環境づくりに向けて取り組みます。

施策３．３　地域の魅力となる公園づくり

①　身近な公園の配置と機能の見直し（新規）

地域による公園数の偏りや、地域のニーズにあった公園の配置をふまえた、地域に必要な公園整備を計画的に推進していきます。

公園に求められる環境保全や防災面での活用を視野にいれつつも、子どもたちが思い切り遊べる場、子育てする大人の交流の場、だれもが健康維持に活用する場、だれもが憩える場など公園に求められる様々なニーズを、市民ワークショップ等を実施しながら計画段階から把握し、公園整備に取り入れ

る仕組みづくりを検討します。

市で整備する公園のほかに、開発事業により提供される公園について、既存の公園の配置状況を踏まえた指導の見直しや提供公園に代わる負担金制度等の導入の可能性等、新たな方策について検討します。

②　地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用　重点

新たな公園整備に向けた用地取得や、点在する小さな公園を集約して再配置していくことは、財政面や時間を要し難しい状況です。

そのため、市内の限られた既存公園を活用して、地域住民が利用したくなる公園となるよう魅力を高め、地域づくりに生かされる公園としていくことが必要です。

公園の新たな活用方法や管理のあり方について、自治会や市民アイデアによる公園の利活用を推進し、ボール遊びや花火利用等、公園利用のルール作りについて地域住民や地域の企業等と一緒に検討します。

また、地域の特性を生かし、地域住民の多様な利用の実現、民間事業者のノウハウを取り入れた実施にも目を向け、民間活力の導入について検討します。

③　安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進

新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりを基本理念とした「公園施設等管理運営方針」を定め、多様な要請に応えつつも財政状況を加味した管理運営を推進します。

公園樹木の老木化による倒木等の安全確保のために伐採した樹木について、品種を変更して植樹することを検討します。

既に設置されているかまどベンチ等の防災施設を活用した地域住民発案による地域の防災訓練等について、利用体験機会や利用方法の啓発に努めます。

施策３．４　健全で豊かな道路の緑の育成

①　街路樹の適切な植栽と維持管理

これまで、道路を軸とした緑のネットワークを形成していくため、都市計画道路、幹線道路の新設、拡幅時に街路樹による緑化を進めてきました。

現状の街路樹をみると道路幅員に合わない樹種を植栽したことによる歩道に根上がり、歩行者、車椅子やベビーカーの通行支障、育成不良による景観を損なう樹形の形成、倒木の危険性などの問題が生じている箇所がみられます。

こうした問題を踏まえ、「立川市街路樹あり方方針」による幅員、樹種に応じた街路樹の管理目標、老木植替え時の幅員構成員あった樹種への転換など、地域住民のニーズに応じた適切な維持管理に取り組んでいきます。

施策３．５　公共施設の緑化推進

①　公共施設再編に合わせた緑の質の向上

公共施設こそ率先して緑の質の向上に向けた取り組みが求められます。

公共施設の再編に合わせて、良好な環境の創出につながる緑化や雨水の地下涵養を推進し、公共施設を利用することで緑から得られる満足感を市民に提供していきます。さらに、立川産樹木をシンボルツリーとして植樹し、市民にＰＲしていくことを検討します。

また、公共施設における緑化の整備情報をデータベースにまとめてマップ上に掲載し、市民に可視化することで、公共施設の緑を情報発信します。

施策３．６　緑のネットワークによる回遊性の創出（新規）

①　広域的な緑と市内の緑とのネットワークの創出（新規）

多摩川や崖線、玉川上水など隣接する自治体から連なる自然的な緑や立川の歴史を継承する農地、社寺林や屋敷林などの緑を骨格となる緑、都市計画公園や規模の大きな公園を緑の拠点とし、街路樹や緑道など骨格と拠点を結ぶ緑の軸、それらによって水と緑のネットワークを創出するとともに、これに加えて、小さな公園や道路沿いに配置された住宅地内の接道緑化等の緑も創出していくことで、生物多様性の場や、市民や立川市を訪れる人に憩いを与える場をつなげていきます。

②　既存する緑の軸線の維持（新規）

立川市の軸線となる幹線道路には、街路樹による緑が整備され、街にうるおいを与えています。

一方で、街路樹の大木化や老木化、根上がり、植樹ますなどにより、歩行空間に支障を生じる状況が発生しています。また、落ち葉の生じる樹種に隣接する住宅にお住いの方には、日常的な清掃を協力いただく状況にあります。

そのため、「立川市街路樹あり方方針」に沿った対応により、緑の軸を担保していきます。

また、街路樹を撤去せざるを得ない状況の路線については、民有地内での緑化の創出に向けた取り組みを検討していきます。

③　緑のネットワークによる回遊性の創出（新規）　重点

駅などに集まる人のにぎわいを街路樹のある通りや緑の配置に取り組む商店街等を通じて、市内に点在する公園やオープンスペース等に加えて、農地

や樹林地、植木の圃場等の立川市内の緑の魅力的な場所に誘導し、緑のネットワークの形成による回遊性の創出に取り組みます。

　市内循環ツアーや集客に資する立川産農産物の食イベント、立川産食材を提供する魅力的な飲食店などと連携した取り組みを検討します。

２．重点的な取組

本計画において重視している市民と共に緑を育み、増やす取組の充実に加え、緑の持つ役割と機能の周知に向け、今後の取組のモデルとなる５つの重点的な取組について、10 年間の事業計画を示します。

重点的な取組１　　立川の緑の持つ役割と機能、魅力の発信

（関連する主な取組　施策 1.1①②、施策 1.2①、施策 2.4②）

①取組内容

・毎年 4 月に開催している「緑化まつり」を継続して実施していきます。苗木や花苗の無料配布、スタンプラリー、緑の募金、緑の相談、市民撮影のみどりに関する写真の活用などで市民への緑への関心を高め、立川の緑の機能や役割について幅広く市民に周知していきます。

・市内の身近な公園、樹林地や屋敷林・崖線、市民農園など、利用機会を増やすため、子育て世代を対象とした幼児向け遊具・トイレ設備の情報、高齢者に向けた健康遊具の情報など公園設備情報を提供するとともに、多世代の一般市民向けに、季節ごとの花見や紅葉等の情報、ボランティア活動の様子、市民が参加できる農園体験などの、公園をはじめとした施設や市内の緑の魅力を、シティプロモーションサイト等と連携して情報発信を行います。（継続）

・立川農業の魅力を伝える「『立川の農』写真コンテスト」の継続実施に加え、「立川の緑と農写真コンテスト」等、農地だけでなく立川の緑も対象都市、その魅力を伝えていきます。応募作品展示会の開催場所について、市役所やホームページ掲載に加え、国営昭和記念公園や商業施設の緑化スペースなども活用し、多くの人の目に留まる場所で巡回展示するなど、情報発信の場を複数検討します。合わせて立川農業ブランド「立川印」のＰＲと販売促進に取り組みます。

・農業広報誌「立川育ち」、立川市「広報たちかわ」などこれまでの紙による情報発信に加え、電子による様々なメディアを使った発信手段により、市民へのより効果的な情報発信を継続して実施します。

②事業計画

取組	令和 7 年度～11 年度 （2025 年度～2029 年度）	令和 12 年度～16 年度 （2030 年度～2034 年度）
緑化まつり開催	→	→
シティプロモーションサイト等との連携による情報発信	→	→
「立川の農」写真コンテスト 「立川の緑と農」写真コンテスト展覧会	→	→
広報誌「立川育ち」「広報立川」による情報発信	→	→

重点的な取組２　　立川公園ガニガラ広場を中心とした活動の展開

（関連する主な取組　施策 1.1③、施策 1.3①、施策 2.4②）

①取組内容

・立川公園のガニガラ広場にある水田を継承していくため、市民ボランティアによる水田管理の支援を継続するとともに、活動の中で出された市民のアイデアの実現を支援します。また、水田を通じての農事と食育の学習やビオトープを通じての生きものを保全する学習の実施など、環境への意識の高い市民との協働の取組みを継続します。

・本市の観光名所の一つである根川緑道の桜を保全していくため、市民ボランティアによる樹勢調査や土壌改良を実施する活動への支援を継続します。また、樹勢の弱った桜については、安全性を考慮した対応を実施していきます。

・立川市民科や座学講座と連携し、環境学習やボランティア活動の後継の醸成を行います。

②事業計画

取組	令和 7 年度～11 年度 （2025 年度～2029 年度）	令和 12 年度～16 年度 （2030 年度～2034 年度）
田んぼづくりなどの活動	→	→
ボランティア後継者の醸成支援の検討	→	→
市民協働プログラムを活用した桜の手入れ	→	→

重点的な取組３　　保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働促進

（関連する主な取組　施策 2.1①、施策 2.3①）

・保存樹木、保護樹林地等の保全に取り組む市民、ボランティア団体の活動への支援を継続します。また、樹木の維持管理やナラ枯れ対策等の行政の課題と自然を守りたい市民、ボランティア団体とのマッチングなど市民協働の仕組みづくりに取り組みます。

・市民、ボランティア団体の活動を「緑化まつり」での紹介、「たちかわし環境ブック」への掲載、広報・HP やさまざまなメディアへの紹介により、地域の緑への愛着を育み、交流の場となることにつなげる支援を推進します。

②事業計画

取組	令和 7 年度～11 年度 （2025 年度～2029 年度）	令和 12 年度～16 年度 （2030 年度～2034 年度）
保存樹木、保護樹林地等保全 ボランティアへの支援	→	→
ボランティア団体活動の広報	→	→
行政とボランティア団体等との市民協働活動マッチングのしくみづくり	→	→

重点的な取組４　　地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用

（関連する主な取組　施策 3.1①、施策 3.3②、施策 3.6③）

①取組内容

・市内に点在する身近な公園の利活用に向けて、市民ワークショップの実施で地域住民ニーズの把握や、ボール遊びなどの公園利用のルールづくりを検討します。

・公園でのキッチンカーの出店や、様々な利活用に向けて、民間活力の導入可能性について検討し、今後の先行モデルとなるように 1 園で導入に向けた市民ワークショップや実証実験等を行います。

・市民ワークショップや実証実験等の結果に基づき、市内の公園における展開方策を検討します。

②事業計画

取組	令和 7 年度～11 年度 （2025 年度～2029 年度）	令和 12 年度～16 年度 （2030 年度～2034 年度）
身近な公園での利用ルール作り	→	→
民間活力の導入可能性の検討	→	→
市内の公園における展開方策の検討	→	→

重点的な取組５　　生物多様性を育む、良好な緑地や農地・水辺空間、公園の利活用推進（新規）

（関連する主な取組　施策 1.3①、施策 3.1①）

・立川市の新たな価値の創出と魅力の発見、立川市の緑への愛着を育むため、市内の生物多様性の享受できる良好な緑地を活用し、立川市民科や維持管理活動を通じた環境教育を実施します。

・座学講座で育成中の団体が主体となって企画するプログラムの開催を支援します。

②事業計画

取組	令和 7 年度～11 年度 （2025 年度～2029 年度）	令和 12 年度～16 年度 （2030 年度～2034 年度）
維持管理活動を通じた環境教育の実施	→	→
育成中の市民団体による企画プログラムの支援	→	→

表4－1 重点的な取組の役割分担

重点	取組	行政	事業者	市民等
重点的な取組1	緑化まつり開催	●	○	○
	シティプロモーションサイト等との連携による情報発信	●	○	○
	「立川の農」写真コンテスト 「立川の緑と農」写真コンテスト展覧会	●	○	○
	広報誌「立川育ち」「広報立川」による情報発信	●		
重点的な取組2	田んぼづくりなどの活動	○		●
	ボランティア後継者の醸成支援の検討	●		○
	市民協働プログラムを活用した桜の手入れ	○		●
重点的な取組3	保存樹木、保護樹林地等保全ボランティアへの支援	●	○	●
	ボランティア団体活動の広報	●		○
	行政とボランティア団体等との市民協働活動マッチングのしくみづくり	●	○	○
重点的な取組4	身近な公園での利用ルール作り	●	○	●
	民間活力の導入可能性の検討	●	●	
	市内の公園における展開方策の検討	●		
重点的な取組5	維持管理活動を通じた環境教育の実施	●		
	育成中の市民団体による企画プログラムの支援	○		●

凡例　●：主　　○：関連

３．都市公園の整備及び管理の方針

（１）都市公園の整備の方針

東京都都市公園・緑地の整備方針（令和２年７月改定）では、重点化を図るべき公園・緑地について、本市では、砂川公園、富士見公園、立川公園、川越道緑地が位置付けられ、いずれも優先整備区域となっています。

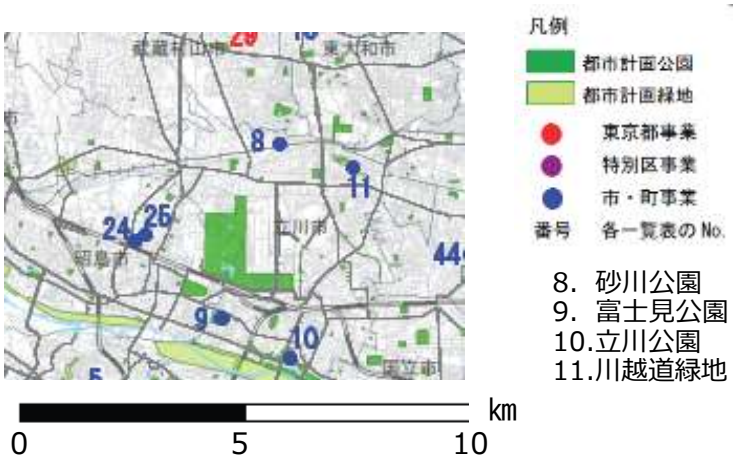

図4－2　立川市内の重点化を図るべき公園

（出典：東京都都市公園・緑地の整備方針重点公園・緑地の位置図より）

市民アンケート結果では、将来残したい市内の緑に「身近な公園の緑」との回答が多いことにも鑑み、これら優先整備区域の公園を中心に、今後の高齢化や人口減少、地域のニーズに応じた利活用に向けて、身近な小さな公園も含めて公園の不足する地区において、新たな都市公園の整備や、望ましい配置、既存公園の機能の見直についても検討を進めていきます。

また、都市公園において十分まとまりのある緑を確保し、自然と共生する都市の形成に向けて、生物多様性の確保と共に、グリーンインフラの取組を意識し、市民が緑に親しめるレクリエーション拠点となる公園を創出していきます。

（２）都市公園の管理の方針

都市公園の管理について、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民サービスの向上を図ることを目指し、民間活力導入について検討を進めていきます。

また、立川市公園施設等管理運営方針に基づいて、新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりに取り組んでいきます。

４．生産緑地地区内の緑地の保全の方針

本市の生産緑地地区の指定において、約 95%が特定生産緑地地区の指定となっていますが、更新の時点で高齢のために指定を解除し宅地化が進行している状況です。

生産緑地地区内の緑地保全に向けて、立川市農地バンク制度の活用、市民の体験農業への参加促進や防災農地の活用といった様々な取組を実施していきます。

生産緑地地区の面積要件の引き下げに伴い、新たな指定の可能性や、今後、農地縮小となる場合においても指定が担保される指導等を進めていくとともに、農の風景育成地区の制度等の活用を検討します。

農家レストランによる立川農産物ブランド「立川印」の普及拡大により、立川の農地魅力アップに努めます。

第５章　地域別の方針

第１節　地域区分

「第３章　計画の将来像と目標」の実現に向け、地域別に今後の取組の方向性を示します。地域区分は、「立川市都市計画マスタープラン」の地域別構想における区分に基づきます。

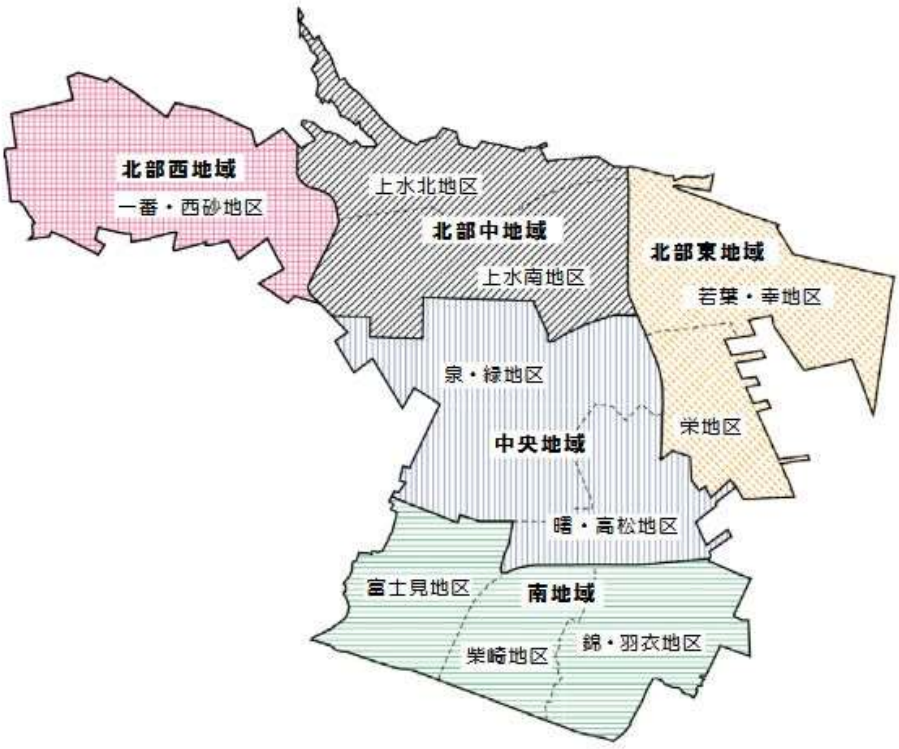

図5－1 地域区分

第２節　各地域の方針

１．南地域（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町）

（１）現況

・骨格となる緑である、立川崖線、残堀川、根川、多摩川河川敷を軸に、連続した緑、まとまった緑が残る地域です。

・市内でも古くから人々の生活の場であった集落が形成されてきた地域で、諏訪神社、普済寺、市指定天然記念物の八幡神社大欅など豊富な歴史的資源が、社寺林、屋敷林などとともに残されています。

・市内唯一の湿地環境である矢川緑地保全地域が市境にあり、生物多様性の観点からも重要な環境を残しています。

・立川公園、根川緑道とその周辺を含む桜並木では市民による保全活動が行われ、根川貝殻坂橋から甲州街道までの根川は、土の護岸で昔の姿を残す桜の名所になっています。

・南地域では、平成 31 年から令和５年度の間に保存樹木２本が解除され、斜面緑地の宅地開発も進行しています。

・農地がわずかに残る地域で、市民農園が２園開設されるほか、平成 29（2017）年に開設したガニガラ広場（田んぼ）では、市民による緑の保全活動や立川市民科の活動の場となっています。

表5－1 南地域みどり率

南地域みどり率	
H30	24.3%
R5	24.2%
（全市 R5）	36.5%

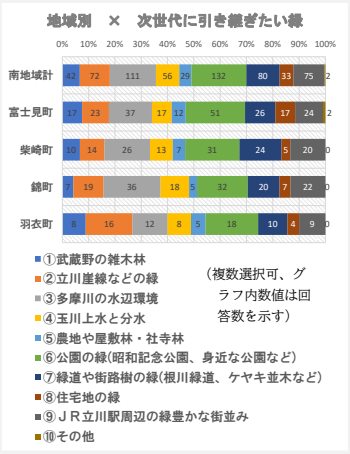

図5－２

写真を掲載

写真5－１

写真を掲載

写真5－２

（２）各地域の取組の方向性と取組み例

ア．富士見地区

〇取組の方向性

・緑の骨格と拠点をつなぐネットワークの形成

〇取組例

・立川崖線の緑の保全と安全確保

・富士見公園（優先整備区域 R2-R11）、東京都農林総合研究センター（旧農業試験場）周辺を拠点とした緑の保全・活用

・柴崎分水や昭和用水、残堀川等の水辺や湧水の保全

・ＪＲ西立川駅～富士見公園周辺～残堀川～多摩川緑地を連絡する緑豊かな歩行者ネットワークの形成

・保存樹木の保全、指定の推進

・住区基幹公園の適正規模配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

・小規模街区公園が近接する地域における各公園の機能の見直しと再生の検討

・幹線道路整備（立３・１・３４）に際した道路、沿道の緑化推進

・緑の豊かさを感じられるまちなみ形成

・富士見公園の整備

イ．柴崎地区

〇取組の方向性

・自然や歴史と一体となった緑の保全と市民活動の促進

〇取組例

・立川崖線の緑の保全と安全確保

・市民農園（柴崎町内に２カ所）の活用を通じた農とのふれあい

・立川農業を体験する機会の充実に向けた新たな市民農園開設可能性検討と市内外への立川農業のファンづくり

・保存樹木、保護樹林地の保全、指定推進

・社寺周辺の歴史的資源と一体となった緑の保全と緑あふれる住環境の形成

・立川公園の拡充・整備

・根川緑道せせらぎ水の維持

・市民協働による根川緑道の桜並木の保全、立川公園ガニガラ広場、立川崖線を拠点とした活動展開

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

ウ．錦・羽衣地区

〇取組の方向性

・まちにうるおいをもたらす緑と水辺の保全・活用

〇取組例

・立川崖線の緑の保全と安全確保

・矢川緑地の湿地環境の保全、市民に向けた情報発信や周辺隣接市との連携

・多摩川、柴崎分水、矢川緑地等の水辺や湧水の保全

・保存樹木の保全、指定推進

・立川公園の拡充・整備（R2-R11）

・根川緑道せせらぎ水の維持

・根川貝殻坂橋から甲州街道までの歴史的景観を有する根川緑道の保全

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

・緑の豊かさを感じられるまちなみ形成

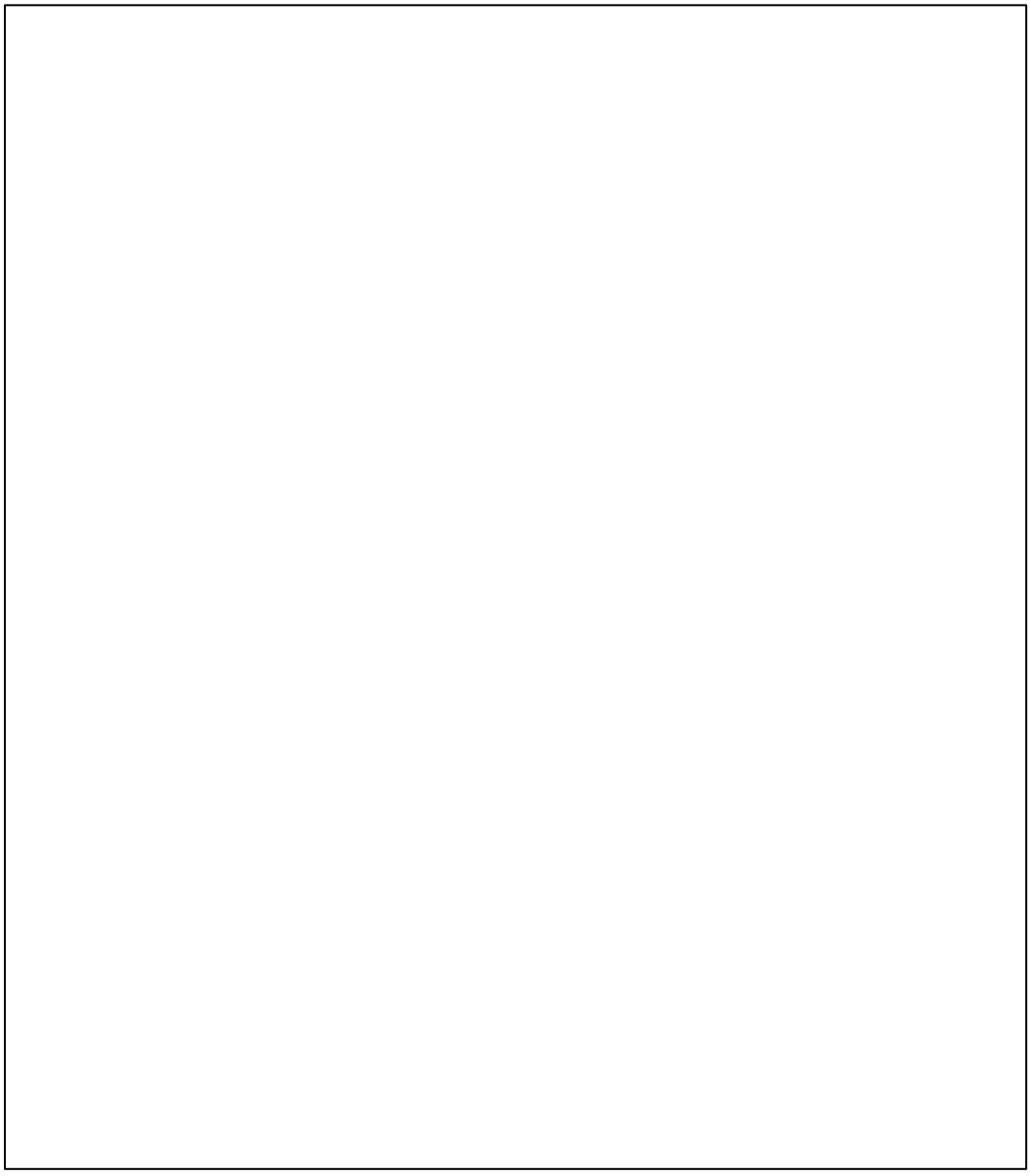

図5－3　南地域(富士見町･柴崎町･錦町･羽衣町)の方針図

２．中央地域（泉町・緑町・曙町・高松町）

（１）現況

・ＪＲ立川駅、サンサンロード沿道地域を中心に、新しいまちづくりが進む多摩地域の中心となる地域です。

・広域的なレクリエーション拠点である国営昭和記念公園が立地し、市内外から多くの人が訪れています。一方で、曙・高松地区には小さな公園が多く立地しています。

・市役所南側の公的機関で多くの緑の創出がなされてきました。

・サンサンロード沿道において、施設整備に合わせて新たな緑の創出が進展しています。

・中心市街地の商業・業務空間においては、多摩地域における交流・活動の中心となる都市にふさわしい、にぎわいと緑の豊かさ、うるおいを兼ね備え、さらに都市の活性化に向けて食や体験を結びつけて魅力を創出し、回遊性を高めることが求められています。

表5－2

南地域みどり率	
H30	47.3%
R5	46.9%
（全市 R5）	36.5%

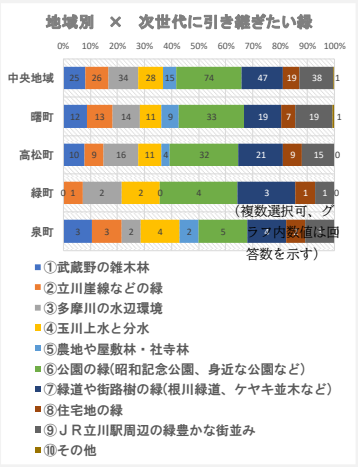

図5－4

写真を掲載

写真5－3

（２）各地域の取組の方向性と取組み例

ア．泉・緑地区

〇取組の方向性

・国営昭和記念公園、公共施設の豊かな緑を骨格とした緑のネットワーク形成

〇取組例

・公共施設、道路を中心とした、多摩地域の中心都市にふさわしい、緑豊かな緑の創出・育成

・国営昭和記念公園の整備促進、国営昭和記念公園を拠点とした水と緑のネットワークの形成

・「立川基地跡地西側地区」における運動公園等の整備検討

イ．曙・高松地区

〇取組の方向性

・訪れる人々をもてなす緑空間と回遊性の創出

〇取組例

・ＪＲ立川駅を中心としたまちづくりに合わせた商業・業務空間における緑の創出

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

・小規模な街区公園が近接する地域における各公園機能見直しと再生の検討

・緑の豊かさを感じられるまちなみ形成

・官民連携による道路や公園等の公共空間の有効活用と地域の回遊性向上

・人々の交流促進に資する民有地の一部を含めた公園等との一体的な利活用検討と、エリアマネジメントの促進

・連携イベント等による公園利活用向上、自転車やキックボードポートなど民間との連携

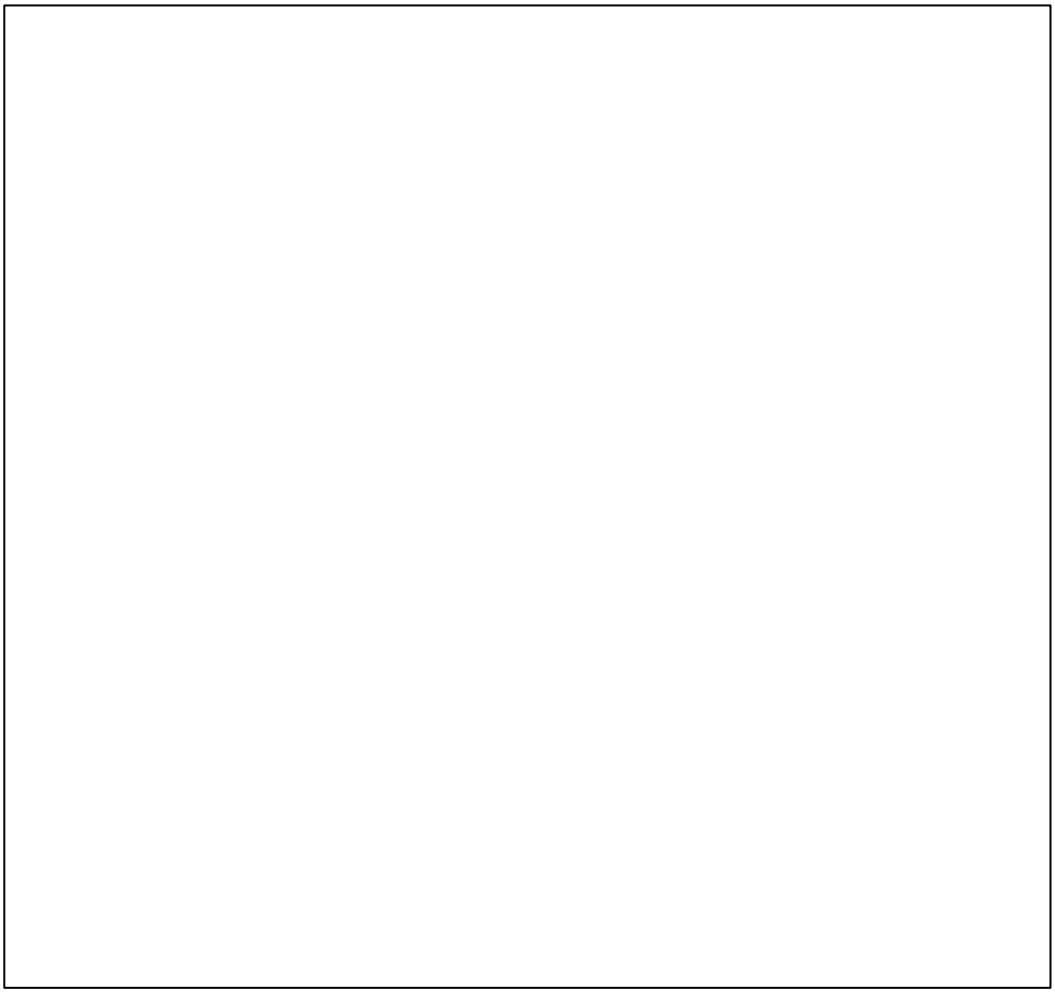

図5－5　中央地域（泉町・緑町・曙町・高松町）の方針図

３．北部東地域（若葉町・幸町・栄町）

（１）現況

・生産緑地が広く分布し、玉川上水、川越道緑道、五日市街道のケヤキの保存樹木、農家の屋敷林など、武蔵野の面影を残す地域です。

・農地のスプロール的な市街化進行により、樹林地、生産緑地は減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。

・地域を南北にはしる栄緑地が緑の骨格軸を形成しており、栄緑地周辺には大小さまざまな公園が立地しています。

・狭小な公園が多く、適正規模の公園が乏しい場所が見られます。

・体験農家や貸し共有スペースの利活用がなされています。

表5－3

北部東地域みどり率	
H30	35.5%
R5	34.3%
（全市 R5）	36.5%

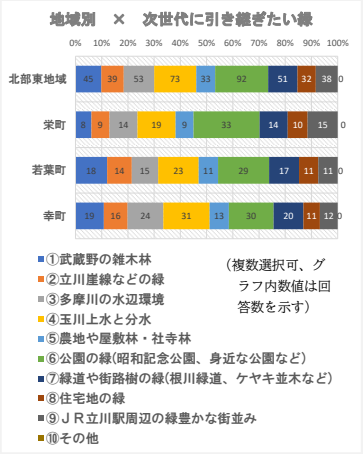

図5－6

写真を掲載

写真5－4

（２）各地域の取組の方向性と取組み例

ア．若葉・幸地区

〇取組の方向性

・歴史を伝える緑を保全・活用した緑のネットワーク形成

〇取組例

・武蔵野の面影を残す豊かな緑の保全

・豊かな緑を保全・活用した公園や緑地等を連絡する水と緑のネットワークの形成

・玉川上水風致地区、野火止用水、五日市街道のケヤキの保存樹木等の歴史を伝える緑の保全

・保存樹木、保護樹林地の保全、指定の推進

・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討

・川越道緑地の整備充実および学校等との連携により子供たちが郷土の歴史や文化を学び、体験学習を行う機会の創出

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

イ．栄地区

〇取組の方向性

・栄緑道を軸とした、歩いて楽しい緑のネットワークでつなぐまちづくり

〇取組例

・栄緑地を緑の骨格軸とした、公園等を連絡する緑豊かな歩行者ネットワークの形成

・保存樹木の保全

・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討

・主要な幹線道路における緑豊かな沿道型市街地の形成

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

・小規模な街区公園が近接する地域における各公園機能見直しと再生の検討

・緑の豊かさを感じられるまちなみ形成

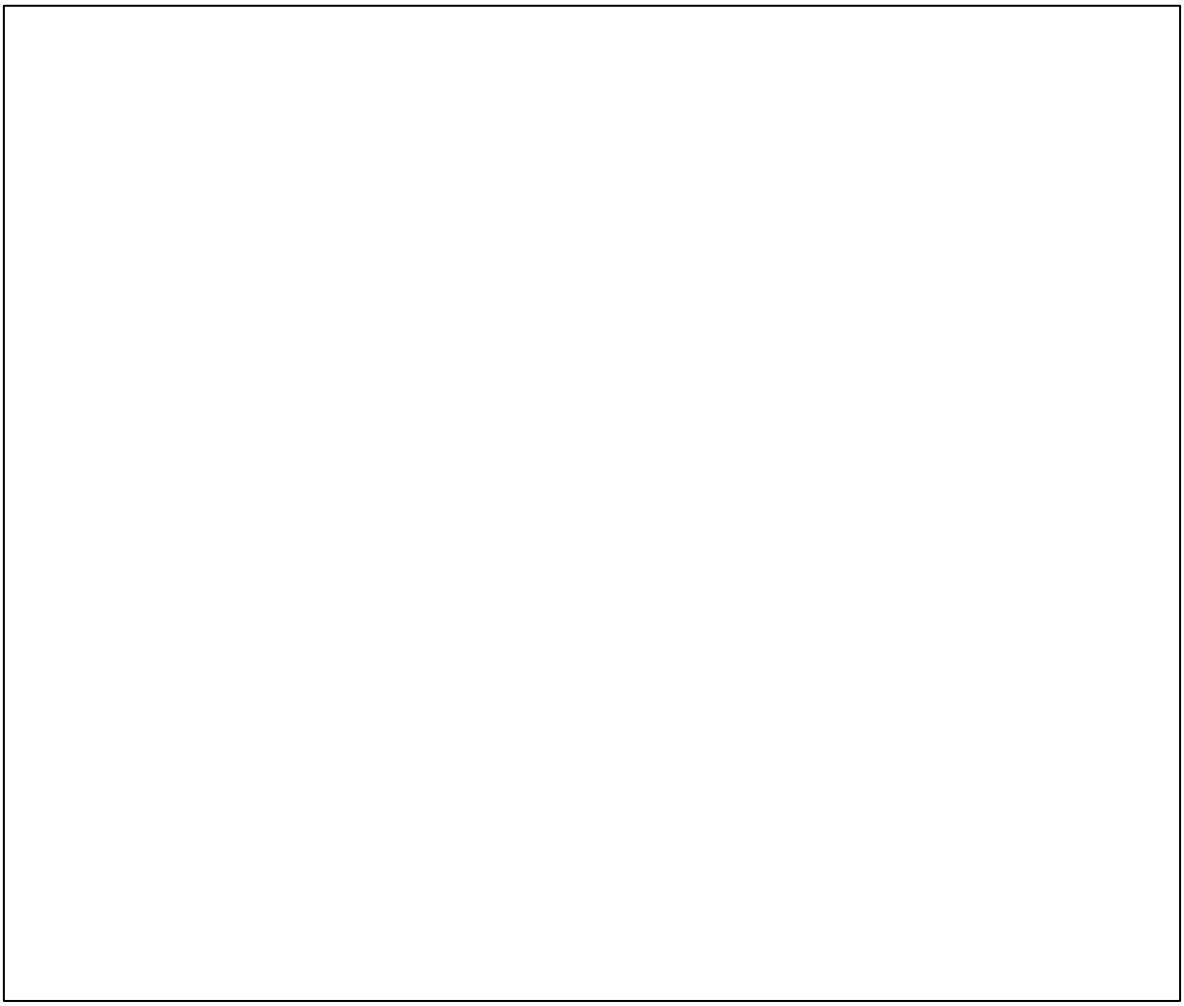

図５－７　北部東地域（若葉町・幸町・栄町）の方針図

４．北部中地域（柏町・砂川町・上砂町）

（１）現況

・生産緑地が広く分布し、玉川上水、残堀川、五日市街道のケヤキの保存樹木、農家の屋敷林など、武蔵野の面影を残す地域です。

・農地のスプロール的な市街化進行により、樹林地、生産緑地は減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。

・見影橋公園では、グラウンドの予約が無い場合にボール遊びができるなど、市民ニーズに応えた公園の運用が開始されました。

・日産村山工場跡地の土地利用転換により新たな緑地が創出されています。

表5－4

北部中地域みどり率	
H30	33.1%
R5	39.0%
（全市 R5）	36.5%

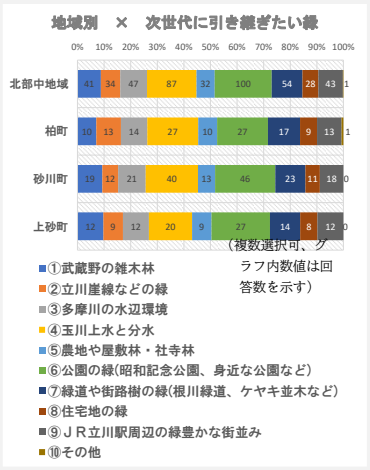

図5－8

写真を掲載

写真5－5

（２）各地域の取組の方向性と取組み例

ア．上水北地区

〇取組の方向性

・武蔵野の面影を残す郷土の緑を生かす緑のまちづくり

〇取組例

・歴史ある玉川上水周辺の自然環境の保全、関係機関と連携した緑の維持管理

・保存樹木の保全、指定の推進

・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討

・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成

・砂川公園の整備拡充

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

イ．上水南地区

〇取組の方向性

・武蔵野の面影を残す郷土の緑の保全と緑豊かな住環境の形成

〇取組例

・玉川上水風致地区、五日市街道のケヤキの保存樹木等の保全

・市民協働による保存樹木等の保全活動の推進

・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

・未整備の都市公園に関する検討

・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成

・郷土の緑の歴史・文化と合わせた保全方策の検討

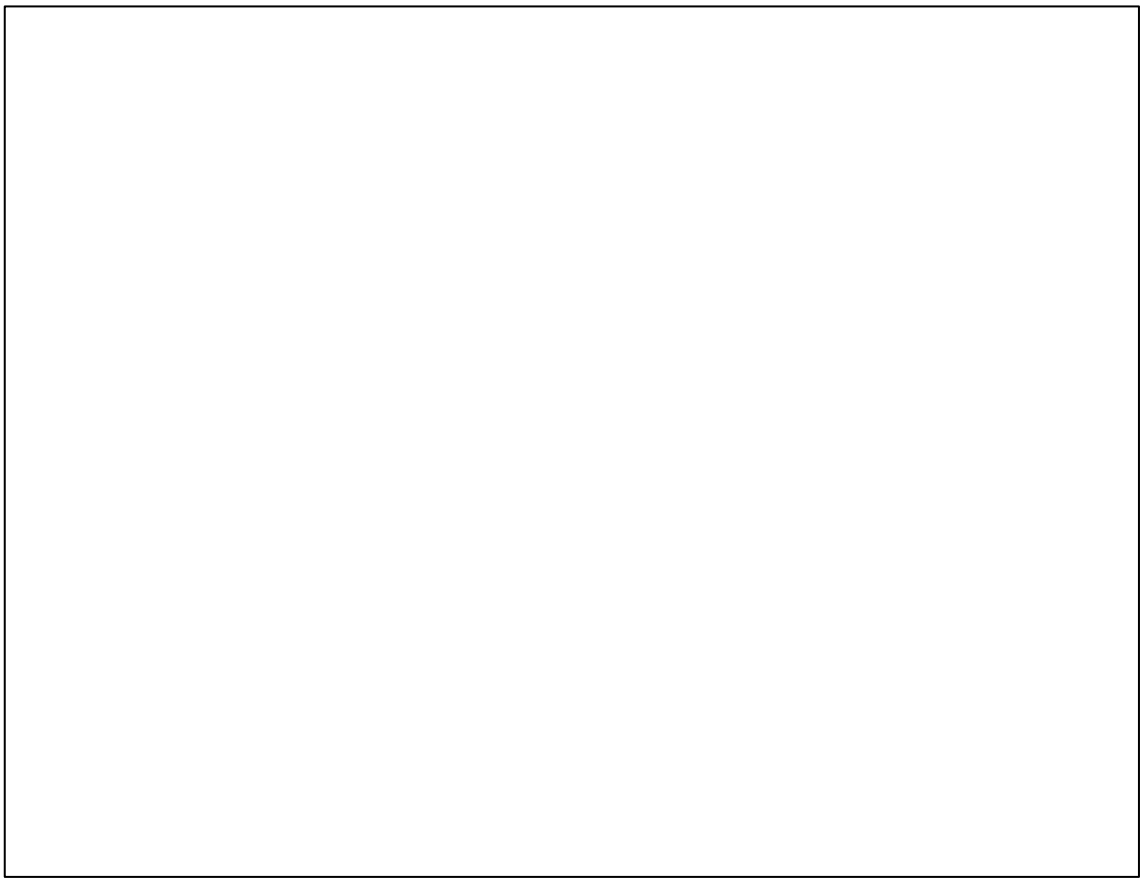

図５－９　北部中地域(柏町・砂川町・上砂町)の方針図

５．北部西地域（一番町・西砂町）

（１）現況

・五日市街道を中心とした地域で、玉川上水や五日市街道のケヤキの保存樹木、残堀川、一帯に広く分布する生産緑地が、武蔵野の面影を色濃く残していますが、五日市街道沿いに面した生産緑地は。

・当地域の西側は市街化調整区域となっており、優良な農地が広がっています。

・農地のスプロール的な市街化進行により、樹林地、生産緑地は減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。

表5－5

北部西地域みどり率	
H30	40.9%
R5	39.0%
（全市 R5）	36.5%

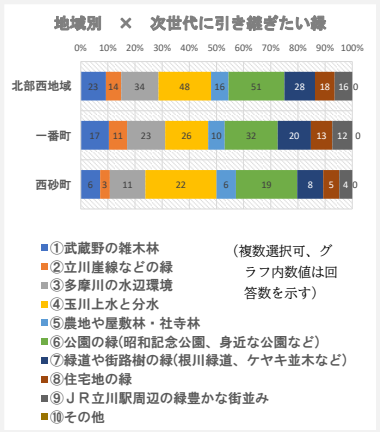

図5－10

（２）各地域の取組の方向性と取組み例

ア．一番・西砂地区

〇取組の方向性

・豊かな自然環境と農風景の継承

〇取組例

写真を掲載

写真5－6

・五日市街道風致地区、玉川上水風致地区の保全

・五日市街道のケヤキの保存樹木、屋敷林などの郷土の緑の保全

・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保と質の向上検討）

・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成

・郷土の緑の歴史・文化と合わせた保全方策の検討

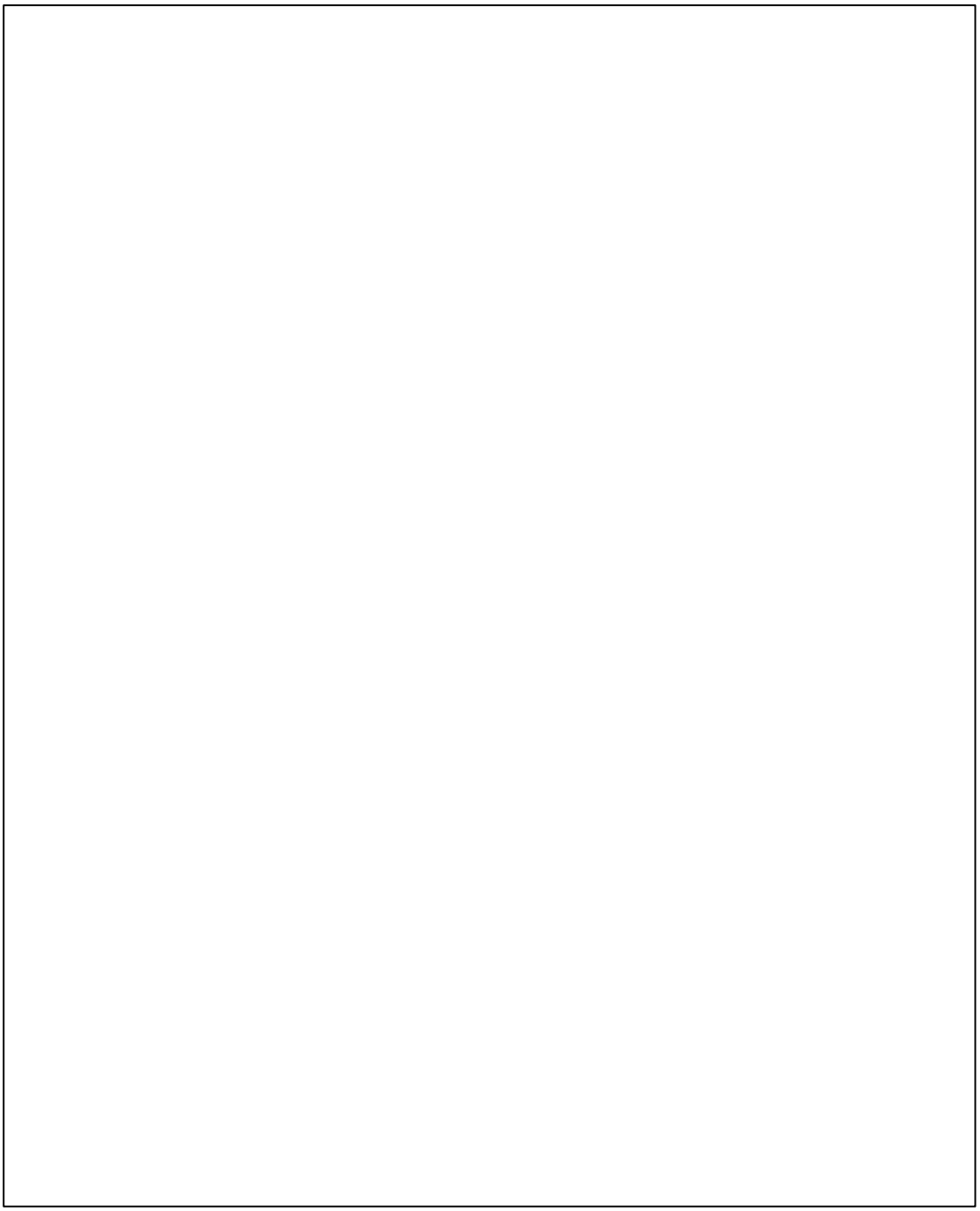

図５－11　北部西地域（一番町・西砂町）の方針図

第６章　緑化重点地区の計画

第１節　緑化重点地区の指定

みどりを創出するための施策を重点的に推進する地区として、都市緑地法に基づき、緑化重点地区を以下の５地区に設定します。

（１）砂川公園周辺地区
（２）川越道緑地周辺地区
（３）富士見公園周辺地区
（４）立川公園周辺地区
（５）ＪＲ立川駅周辺地区

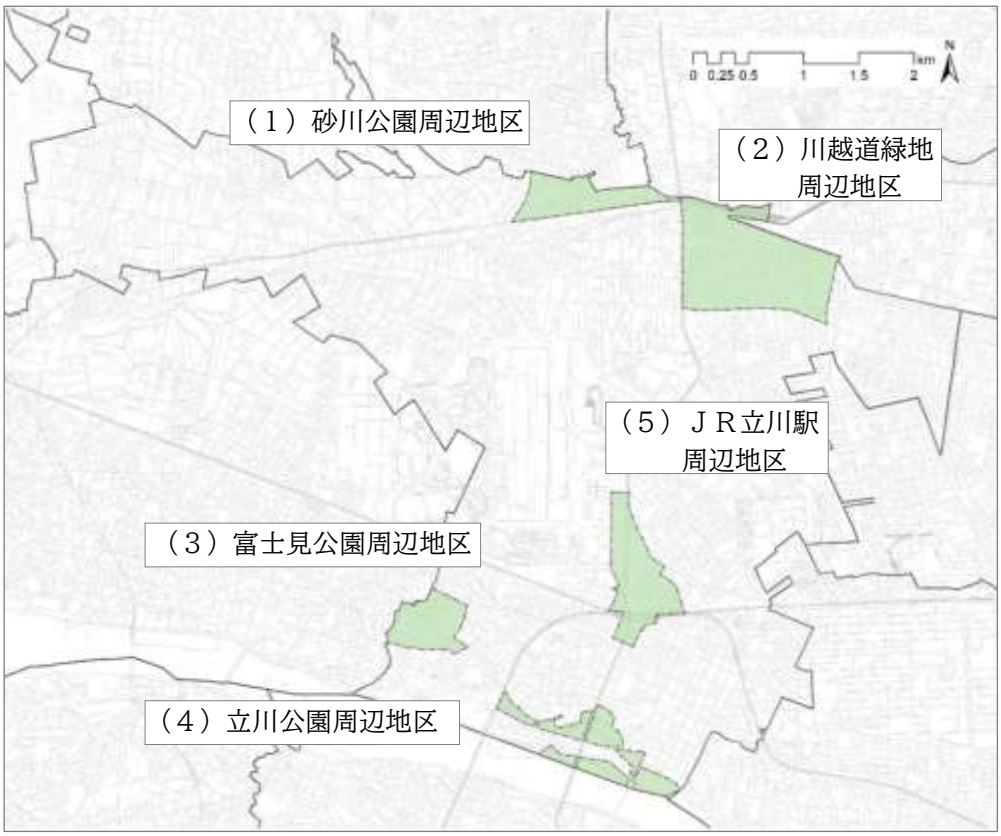

図6－1 緑化重点地区位置

緑化重点地区に必要な事項として、以下の３つの視点を踏まえて設定しています。

・立川市の緑の拠点として都市計画公園・緑地の整備促進を図る必要がある
・立川らしさのある貴重な自然環境があり保全措置を講じる必要がある
・開発事業のまちづくりや立川市景観計画に基づく景観形成の取組と連携して緑化を推進する必要がある

第２節　各緑化重点地区の方針

（１）砂川公園周辺地区

①位置

柏５丁目及び砂川町７丁目の西拝島線北側の区域

②現況

・東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」により、砂川公園は優先整備区域（新規事業化）に位置づけられていますが、用地確保に時間を要し事業化には至っていない状況です。

・砂川町７丁目には比較的まとまりのある生産緑地がありますが、徐々に減少傾向です。さらに、農地が宅地化された際の規模の小さな開発提供公園が複数存在し、砂川公園の西側は適正規模の公園が不足しています。

・柏５丁目は、多くが国立音楽大学の敷地で、過去には新校舎建設時に庭木の多くが失われましたが、接道部には街路樹を形成する高木が植えられ、敷地内にも巨樹が残り、市内の貴重な緑が創出されています。また、大学の東側の地区は接道緑化による緑豊かな住宅地が形成されています。

③緑化の方針

・今後も砂川公園を地区の拠点として位置づけ、事業化に向けて調査・検討を進めます。

・武蔵野の面影を残す郷土の緑である生産緑地等の都市農地の保全に努めます。また、これらを保全していくことで、グリーンインフラとしての活用を図り都市防災にも努めます。

・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）に努めるとともに、既存の身近な公園の質や機能の向上に向けた検討を行います。

・国立音楽大学との連携・協力により、地域の特性を生かした魅力的なまちづくりに貢献する緑に関する取組を検討します。

（２）川越道緑地周辺地区

①位置

幸町４・５・６丁目の区域

②現況

・玉川上水と五日市街道に挟まれたエリアに、かつての武蔵野の雑木林の名残であるまとまった樹林地、農地が残されています。特に、平成新道の川越道緑地から芋窪街道を結ぶ区間は、まとまった生産緑地が道路に面していることで、郷土の緑が風景としてより濃く感じられるエリアとなっています。

・樹林地の一部は保護樹林地に指定しており、かつ多くが川越道緑地として都市計画決定されています。

・優先整備区域の事業化に向けた保護樹林地の公有地化を進めています。

③緑化の方針

・武蔵野の面影を残す樹林地と農地が織りなす風景を守り継いでいくため、川越道緑地の優先整備区域の整備にむけた用地の取得及び取得した用地の整備に向けた検討を進めます。

・平成新道の川越道緑地から芋窪街道を結ぶ区間について、道路に面して生産緑地の広がる特徴的な郷土の緑の風景を保全していくため、接道部分の宅地化を抑制するとともに、農の風景育成地区制度などの活用を検討していきます。その他の生産緑地等の都市農地についても保全に努めます。

・保護樹林地を含む屋敷林や生産緑地地区を保全するとともに、これらの緑を生かしながら主要な幹線道路沿道において緑豊かな道づくりを進めます。

・玉川上水風致地区・玉川上水歴史環境保全地域・野火止用水歴史環境保全地域の緑の保全に努めます。

（３）富士見公園周辺地区

①位置

富士見町３丁目の区域

②現況

・富士見公園の周辺は立川崖線の連続した緑が多く残され、良好な自然環境が形成されています。

・東京都農林総合研究センターの敷地内には湧水も流れ、崖線の緑も保存され、様々な生き物が生息する場所となっています。

・立川崖線の一部を所有される方から維持管

写真6－1

理の負担から宅地開発化の相談があります。

③緑化の方針

・立川崖線を骨格とする緑のネットワークを保全していくため、本市の緑の拠点の一つとなる富士見公園の優先整備区域（新規事業化区域）の事業化に向けて調査・検討を進めます。

・民有地も含め、崖線の連続した緑、湧水、これらの環境に生息・生育する生きものの保全に努めます。

・保存樹木の条件に該当する樹木がある場合は、指定に向けて検討を進めるとともに、崖線での宅地化を抑制していくため、近郊緑地特別保全地区制度等、崖線を保全するための手法について、制度活用の可能性を検討していきます。

（４）立川公園周辺地区

①位置

芝崎４・５・６丁目及び錦町５・６丁目にかけて都市計画決定されている立川公園の区域

②現況

・立川公園周辺地区は、延長約 1.3 ㎞を有する根川緑道を軸として、立川崖線の緑や多摩川、残堀川、湧水や柴崎用水路など、水と緑が豊かな場所です。また、一部の根川緑道の桜並木は土の護岸のままの歴史を感じられる場所が残されています。

・立川公園の野球場や陸上競技場、体育館、市内唯一の田んぼで市民参加の活動が行われているガニガラ広場なども併せて、本市の緑のネットワークを構成する骨格の一部を担っています。

・立川公園の優先整備区域の事業化に向けた検討を進めています。

・立川崖線の一部を所有される方から維持管理の負担から宅地開発化の相談があります。

③緑化の方針

・自然的・歴史的な緑である立川崖線の緑の保全を進め、骨格となる緑の連続性を維持します。

・立川公園の優先整備区域の整備にむけた用地の取得及び取得した用地の整備に向けた検討を進めます。

・根川緑道の親水空間の保全と活用、せせらぎ水の維持管理、桜並木および土の護岸を有する区間の保全を進めます。

・立川市の緑への関心に対する醸成や愛着を育み、緑の普及と啓発に向け、ガニガラ広場の田んぼや柴崎用水路の利活用、維持管理を、市民協働で進めます。また、立川市民科や市民講座により、ビオトープ周辺での自然体験や生物多様性の啓発を継続して進めて行きます。

（５）ＪＲ立川駅周辺地区

①位置

立川市景観計画に基づく都市軸沿道地区及び中心市街地地区に該当する区域

②現況

・多摩地域の広域的な拠点として、商業・業務機能等の集積が進み、大規模なビルを中心としながら、中小規模の店舗などもみられます。

・北口大通りには、街路中央に大きなケヤキ並木があり、象徴的な緑の景観を作り出しています。

・サンサンロードのケヤキ並木や、民間により創出された屋上庭園空間等、市民の憩う良質な緑の空間をはじめとした様々な緑が、まちの活力を向上させ、うるおいと活気のある都市空間を創出しています。

・立川駅南口駅前広場には区画整理整備時に近隣から移設された大ケヤキがまちの活力を向上させ、うるおいと活気のある都市空間を創出しています。

・街路樹のある一部の通りでは、成長した樹木によって、落ち葉の苦情や歩道を通行しづらい状況が発生し、街路樹撤去の方向となっています。

③緑化の方針

・市街地開発事業により計画的に配置された緑や憩いの広場の大樹などの緑を適切に維持管理し、多摩地域の中心都市にふさわしい、豊かな緑を育成していきます。

・民間による新たな施設整備や開発事業に際しては、周辺の街並みと調和した緑化の誘導、屋上や壁面緑化による連続した緑の形成、ビオトープ等の生物多様性を育む水と緑の空間創出や、それらによってもたらされる Well-

being の視点で、市民の都市生活にうるおいを与える緑の形成を促していきます。

・ＪＲ立川駅周辺地区の緑の拠点整備をはじめ、市内の様々な緑の拠点を結ぶことで回遊性を生み出し、多様な利活用により、新たな価値創造を促す緑の整備を進めて行きます。

第７章　推進体制及び進行管理

第１節　推進体制

・多様な主体で構成する立川市緑化推進協議会を活用して施策を推進する。

・庁内においては、関連部署と連携し、緑施策を推進する。

第２節　進行管理

■随時

・上位関連計画の改定やまちづくりの進展、社会情勢の変化等によって、緑施策の対応が必要となる場合には、状況に応じて計画を見直す。

■年度ごと

・年度ごとに、各方針の目標に設定した指標の推移を点検・評価。

・年度ごとに、５つの重点的な取組について事業計画の実施状況を点検し、次年度以降の事業計画について必要に応じて見直す。

■計画期間の中間時

・計画期間の中間年次（令和 11（2029）年度）には、計画全体の目標及び方針ごとの目標の達成状況と全ての施策の進捗状況を検証し、立川市緑化推進協議会において点検・評価を行い、必要な見直しを行う。

■計画期間のモニタリング

・計画期間の５年毎に下表のモニタリングを実施する。

表7－1 計画期間のモニタリング指標

目標		現行計画の指標	改定の考え方	改定計画の指標	改定時現状（R６年度末）	目標（R16 年度）
緑の確保目標	市民が豊かさを実感できる緑をやや増していく	無 市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合（緑の基本計画に関するアンケートで、緑の豊かさに関する設問で緑が「多い」、「やや多い」と回答した人の数。）	継承 ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ指標に変更	市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合（緑の基本計画に関するアンケートで、緑の豊かさに関する設問で緑が「多い」、「やや多い」と回答した人の数。）	住宅地：23.6% 商業地：15.0%	―

目標		現行計画の指標	改定の考え方	改定計画の指標	改定時現状（R６年度末）	目標（R16 年度）
各方針の目標	方針２の目標② 地域制緑地等の保全、活用	無 保全すべき緑と一体的に景観形成を図る地区を緑被率でﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞする。	新規ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ指標	「五日市街道地区」、「玉川上水地区」、「立川崖線地区」、「国分寺崖線地区」の緑被率	下表参照	―

参考　表　新規モニタリング指標の現況緑被率

地区名	H25 緑被率(%)	H30 緑被率(%)	R5 緑被率（%）
五日市街道地区	29.7	26.3	26.3
玉川上水地区	45.8	41.7	40.5
立川崖線地区	41.8	36.1	35.9
国分寺外線地区	21.1	16.2	16.0

大項目	小項目
公園・緑地	樹林
	原野・草地
	水面
	緑被地・水面以外
農用地	樹林
	草地
	緑被地以外
水面・河川・水路	樹林
	草地
	緑被地以外
樹林・原野・草地	樹林
	原野・草地

緑被率は、R5 緑率定義書（左表）より、緑塗りの小項目より算出。

参考資料

今後、以下の項目を掲載する予定である。

１．立川市緑化推進条例
２．立川市緑化推進協議会開催経緯
３．用語解説

立川市緑の基本計画　＊＊＊計画期間　－ 素案（案） －
令和７（2025）年３月発行

発行　　立川市
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の９
電話　042 - 523 - 2111（代表）
FAX　042 - 522 - 3020
ホームページ　https://www.city.tachikawa.lg.jp/
編集　　都市整備部公園緑地課